

530  
114

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

始



法學博士河田嗣郎著



社會問題體系

第一卷



東京 書肆有斐閣



## 序

社會問題といふ詞は今日普通に用ゐられて居るのだが、さて其の意義を明確に定めて研究を試みやうとすることになれば、太だ曖昧な點が含まれて居る。廣く之を解釋すれば、吾々の社會生活一般に涉つて表はれて來る多くの問題を總括したものと成り、其の問題一つ一つは多少づゝ意義内容を異にし、たゞそれに或共通意義あるが爲めに纏まつて一の廣き社會問題といふ概念を作り得ることゝなるに過ぎぬ。然るに若し社會問題の意義を狭く解釋して、多くの學者の之を爲すが如く、勞働問題に限局するに於ては、意義は明瞭になる代り世間普通の用語とは聊か一致し難い所が出来る。斯く問題の意義が明瞭ならざるに加へて、之に關する研究も亦從來まだ十分學問的體系を完成し得ないで、個々の方面に關する研究の不統一な集

合たるに外ならざるものや、たゞ労働問題だけに關するや、完備した研究たるに過ぎざるものが、世に傳はつて居る有様である。

そんな次第で今私が此の問題に關する研究を試んとするに當つても、甚だ適從する所に惑はざるを得ない。然し何とか見當はつけてかゝらねばならぬから、私としては、社會問題の意義は廣く之を解釋し乍らも、その攷究上の中心はやはり労働問題に置き、先づ之に關する理論と實状とを明かにし、併せて政策上の考察をも爲すことゝした。

然し私のこの研究は、豫め全體に涉つて十分なる系統的な骨組を造り上げて其の設計に基いて行はれるのではなく、年々我が大學の講義として一項目づゝを述べて行くに適應するやうにしたのであるから、取扱上に前後轉倒した所があつたり、攷究上に厚薄深淺の不平衡があつたりして、體裁を爲さざるのみならず、之を一の學問的體系として見て未だ不十分なるもの

あるを免れ難い。たゞ兎も角も社會問題一般に關するや、纏つた研究を遂げてみたいといふのが私の志である。

然かも原稿の整ふに従つて一部分づゝ公刊する積りであるから、何時全體が出来上るかは豫想のつき難い所である。又各冊刊行の時期に就いても何等確かな豫定はない。たゞ始めの四五冊分だけは既に大體原稿の下ごしらへが出来て居るから、更に手を入れて仕上げた上、數月毎に出版し得らるゝかと信ずる。そして不備な點は追々と後から補訂して行きたいと思つて居る。

大正十四年二月

著 者

# 社會問題體系(第一卷)目次

## 第一編 緒論

- 第一章 社會問題の意義……………一
- 第二章 社會問題發生の理由……………二三
- 第三章 社會問題に對する諸見地……………四五
- 第四章 社會政策の意義と任務……………六八
- 第五章 社會政策の法的並びに道德的基調……………八五

## 第二編 労働者問題と労働保護立法

- 第一章 労働階級の發生と其の境遇……………一〇三

第二章 労働の現制度に伴ふ諸弊害……………一二四

第三章 労働者に對する保護政策……………一五一

第四章 労働保護立法の沿革……………一七三

第五章 少年労働及女子労働の保護……………一八五

第六章 成年男子労働者に對する保護……………二三八

第七章 労働監督制……………二七六

第八章 労働保護立法に關する國際協定……………二八二

# 細目

## 第一編 緒論

### 第一章 社會問題の意義

理論上と實際上との問題(一)……………社會問題の意義

(二)……………現代人の要求(二)……………人間生存の根本義(三)……………生存の意義と社會生活(四)……………平等待遇の要求(五)……………誤解を避くべき點(七)……………人格尊重と平等觀(九)……………平等觀と平等待遇要求(一〇)……………理想と實狀との不一致(一一)……………考ふる現代人(一二)……………進歩の證左(一四)……………解放問題たる社會問題(一六)……………社會問題の經濟的含蓋(一七)……………經濟條件としての所得(二〇)……………労働問題の重要(二〇)

### 第二章 社會問題發生の理由

両面の原因(二三)……思想の方面(二三)……啓蒙運動と其結果(二四)……  
 啓蒙時代の特徴(二五)……個人主義と功利主義(二六)……現時の經濟組織  
 (二七)……需要と供給との分離(二八)……業務上の競争(二九)……現制謳  
 歌者の所見(三〇)……組織化の必要と主張(三一)……獨占に對する努力(三  
 一)……資本的集中の傾向(三一)……中産階級の没落と中産階級問題(三二)  
 ……營利主義の傾向(三三)……非營利的産業の衰亡(三四)……食糧問題(三  
 四)……労働を主とする昔時の生産(三五)……熟練習得の爲の徒弟奉公(三  
 六)……資本を主とする現時の生産(三六)……無産者の労働者化(三六)……  
 資本主階級と労働者階級との分離と服従支配の關係(三七)……關係の永續  
 性(三八)……分配の資本主に依る主宰(三八)……分配の實際的意義と労働  
 の賣買(三九)……労働の報酬と生産の結果との無關係(四〇)……生産費と  
 餘剰との關係(四〇)……利害反視と労働問題の發生(四一)……階級的區別  
 と平等觀の衝突(四二)……利得過重の時弊(四四)

### 第三章 社會問題に對する諸見地

諸弊害と對策とに關する論議(四五)……論議に於ける二分派(四五)……  
 (一)自然主義的見地(四六)……自然主義的根本觀(四六)……労働問題の否  
 定(四七)……個々の弊害の承認(四七)……自然的發展(四八)……資本的發  
 展の必要(四九)……労働者優遇の必要と其の理由(五〇)……(二)社會主義  
 的見地(五一)……經濟組織と之に固有なる病弊(五二)……經濟組織の基礎  
 と其の生む弊害(五二)……根本的治療の必要(五四)……社會的統制の必要  
 (五五)……同一見地の下に於ける諸分派(五六)……主として財産制を否認  
 するもの(五六)……主として企業制を否認せんとするもの(五七)……觀方  
 の相違に因る分派の色別(五七)……(三)社會改良的見地(五八)……中間に  
 立つ見地(五九)……根本組織の維持と弊害の改善(五九)……私有財産制と  
 企業制との是認(六〇)……自助と政策との必要(六一)……人心の改善と政  
 策の施行(六一)……改良主義中の區分(六四)……人心改良に關する立場の

相違(六五)……社會主義との相違(六五)

### 第四章 社會政策の意義と任務

社會問題に對する國家の態度及機能(六八)……國家の改良主義的立場(六九)……廣き意味の社會政策(七〇)……現今の社會政策(七一)……經濟政策と社會政策(七一)……社會政策の中心(七四)……社會政策の階級的色彩(七五)……社會政策の實行及效力の限界(七七)……社會政策の企業家及消費者に對する負擔(七七)……勞働政策の勞働者に對する負擔(七九)……社會政策の社會的負擔(八〇)……社會經濟上の負擔に對する非難の不當(八一)……社會政策の難點(八三)

### 第五章 社會政策の法的並びに道德的基調

社會政策と個人の自由行動の束縛(八五)……社會政策と法規の制定(八六)……社會政策の主體と法規制定の機能(八九)……社會政策と國家の組織政

狀(九〇)……民主主義の必要(九一)……法的普遍性と道德的基礎(九三)……社會政策の道德的要求(九六)……法的規範の道德性と自由意思との矛盾(九六)……社會生活の根本的必要と人格的自由存在(九七)……人生最高價値としての人格價値の認識(九八)……各人の自由なる人格發展に對する國家の外面的内面的條件の制定(九九)……國家の構成員としての社會政策是認と道德上の責任感(一〇一)

## 第二編 勞働者問題と勞働保護立法

### 第一章 勞働階級の發生と其の境遇

工場工業の成立と勞働者の供給(一〇三)……少年勞働者の供給(一〇四)……奴隸制度の解放と勞働者供給(一〇四)……手工業組合制度の瓦解と勞働者供給(一〇六)……新しき意味の勞働者階級(一〇七)……勞働者の増加(一〇七)……農業人口の減少と工業人口の増加(一〇八)……勞働者階級の境遇(一〇九)……勞働契約と勞賃收入(一一〇)……無産者の意味(一一〇)



……労働契約の必要と契約上の地位の不利(一一二)……法律觀念上の平等(一一三)……事実上の不平等(一一三)……労働の賣買より生ずる労働者の不利益(一一五)……商品としての労働(一一六)……労働賣買と人的束縛(一一七)……需要に無關係なる労働生産(一一七)……労働に對する需要減退の傾向(一一八)……運搬に不便なる商品(一一九)……保存に堪えざる商品(一二九)……雇主と労働者との關係の變化(一二二)

## 第二章 労働の現制度に伴ふ諸弊害

労働が健康上有害なること(一二五)……労働時間の過長(一二九)……年少労働(一三二)……女子労働(一三四)……家庭生活の破壊(一三八)……住居問題の困難(一三九)……勞賃收入の僅少(一四二)……老病死の場合に對する不安(一四三)……精神上に及ぼす弊害(一四四)……技術的單調より來る精神の痲痺(一四五)……職人氣質の喪失(一四七)……逸樂の欲求(一四九)

## 第三章 労働者に對する保護政策

國家の改良主義的態度(一五一)……極端なる自由主義的見地の拋棄(一五二)……國家の労働者に對する保護政策の意義(一五三)……労働保護政策の客體(一五四)……主として工業及び鑛業労働者に對する保護(一五六)……労働保護政策の眼目(一五七)……労働雇傭夫れ自身に關する政策(一五八)……労働の結果生じ來る事柄に關する政策(一五九)……右以外の保護政策(一五九)……労働保護政策の有効の限度(一六〇)……労働政策施設の費用負擔(一六一)……労働政策の相對的性質(一六二)……保護政策に對する疑義(一六三)……労働者の雇傭條件に對する要求の實力(一六三)……労働者の無智と無關心(一六三)……労働者に對する強制の必要(一六五)……労働保護の原動力(一六五)……法的財としての労働の特異性(一六七)……労働契約に關する保護(一六七)……労働に關する労働者の權利の相對的及び絶對的意義(一六八)……労働者

の権利の承認と維持との爲めに存する國家の任務(一六九)……労働政策の  
發動とその最高の決定方(一七〇)

### 第四章 労働保護立法の沿革

労働に對する法的干涉(一七三)……工場法と鑛業法(一七四)……對企業家  
關係(一七五)……英國の工場法(一七七)……我國の工場法(一八〇)……勞  
働者保護法規定の内容(一八三)

### 第五章 少年労働及女子労働の保護

二方面より來る搾取(一八五)……年少者及女子労働保護の必要(一八六)……  
……(一)年少者の労働に對する保護(一八七)……資本主義的産業組織と年少  
労働者の供給(一八七)……年少雇傭労働の行はるる理由(一八八)……勞  
働價格の低安(一八八)……労働者の家計の困難(一八八)……國民教育の不  
完全(一八九)……早く一人前たむとする誇(一八九)……父兄等の貪欲

(一八九)……二方面の搾取に對する保護(一九〇)……年少労働者の使用せ  
らるる産業(一九〇)……賃金の低安(一九一)……労働條件の劣悪(一九二)  
……職業轉換の頻繁(一九二)……失業の機會多きこと(一九三)……職業に  
由る罹病負傷の多きこと(一九四)……保健上教育上よりの労働取締(一九  
六)……年少者労働年齢に關する問題(一九七)……労働禁止年齢と義務教  
育(一九七)……十四歳說反對論(一九八)……反對論に對する反駁(一九八)  
……技術的習練と學校教育(一九九)……一家の生計と兒童の健康の犠牲  
(二〇〇)……年少労働者使用と賃金標準の低下(二〇〇)……年少労働を必  
要とする事業(二〇一)……妥協的見地(二〇二)……少年労働に對する制限  
及禁止(二〇二)……法的制限と其の勵行(二〇四)……我國に於ける規定  
(二〇五)……十四歳以上十六歳以下の者(二〇六)……(一)女子労働に對す  
る保護(二〇八)……産業に於ける女子労働の重要(二〇八)……劣悪なる勞  
働條件改善の要求(二〇九)……女子労働問題の核子(二一〇)……女子の  
賃金(二一〇)……女子の知能(二一一)……女子の體力(二一一)……居住移

轉の困難(二二二)……労働期間の短きこと(二二二)……補足的所得の爲めにする労働(二二三)……自己評價の低きこと(二二三)……組合團結の困難(二二四)……同様の仕事に對する同様の賃金報酬(二二六)……女子労働能率(二二七)……女子の労働上の教育(二二〇)……女子の労働時間(二二〇)……労働時間と疲労と能率との關係(二二二)……轉職、失業の機會(二二三)……スエチング、システムの犠牲(二二五)……女子労働保護政策の眼目(二二六)……女權論者の反對(二二八)……反對論に理由なきこと(二三〇)……人格上及社會生存上の對等と體質上の顧慮(二三〇)……保護と自助力(二三二)……夜業禁止(二三二)……立法機關の問題(二三三)……既婚女子の労働(二三四)……半時制(二三五)……既婚女子労働に對する政策(二三五)……女權論者の反對(二三五)……反對論批判(二三六)

## 第六章 成年男子労働者に對する保護

成年労働者に對する保護の必要(二三八)……自助的團體運動と労働保護の

實效(二三九)……労働保護に對して企業家の發意に委すことの不十分なる所以(二四〇)……國家の對策の正當なる理由(二四二)……労働時間の制限(二四三)……労働時間短縮に伴ふ利益(二四四)……労働時間制限に對する反對論(二四四)……労働時間の短縮と生産效果(二四五)……生産利益偏重の重商主義的議論(二四八)……時間の餘裕と労働者の墮落(二四九)……労働時間の短縮と勞賃收入(二五〇)……労働時間の短縮と他の事情の變化(二五二)……労働時間の短縮と勞賃の増加(二五二)……八時間労働制(二五三)……労働時間の一律制限に對する反對論(二五三)……労働時間の一律制限を可とする見地(二五四)……八時間を最長労働時間とする説(二五五)……労働の種類によりて異なる時間制限(二五六)……餘分労働を認むる場合(二五七)……普通制限以下に定むる場合(二五七)……始業及終業時刻(二五七)……労働繼續中の休息時間に關する規定(二五八)……労働時間制限の兩面の理由(二五八)……成年男子に對する労働時間制限嚴守の困難(二五九)……労働時間の絶對的限定の必要(二六一)……八時間労働制の

實狀(二六一)……白耳國(二六一)……瑞西(二六一)……獨逸(二六一)……  
 佛蘭西(二六三)……伊太利(二六三)……芬蘭(二六三)……夜業禁止日曜  
 休業の問題(二六四)……夜業及日曜勞働禁止を勵行し得ざる産業(二六五)  
 ……季節に依る業務(二六五)……日曜休業と習慣(二六六)……一日八時  
 間一週四十八時間勞働の大勢(二六七)……健康に有害なる勞働の禁止及設  
 備(二六八)……貸金支拂に對する政策(二六九)……法貨と實物給與とに依  
 る勞賃支拂(二七〇)……貸金支拂場所及支拂日(二七一)……雇主の爲す勞  
 働者の貯蓄(二七二)……法令及政策の干涉と勞働者の自助力(二七三)

### 第七章 勞働監督制

勞働保護法の實效(二七六)……勞働監督官の任務(二七六)……法規の實效  
 を發揮せしむること(二七七)……當該産業に關する豊富なる智識の供給  
 (二七七)……法規の完成に對する努力(二七七)……勞働監督官たる要件  
 (二七八)……勞働監督に關する制度(二七九)……人の問題と法の問題(二

八〇)……勞働監督制と勞働組合の發達(二八一)

### 第八章 勞働保護立法に關する國際協定

勞働保護立法の人的見地(二八二)……國際的協定と一國の經濟上の利害  
 (二八三)……國際協定の行はるべき範圍(二八六)……國際協定の效力(二  
 八七)……國際協定の沿革(二八八)……ヴェルサイユ平和條約に於ける進  
 捗(二九一)……常設勞働機關の設置(二九二)……所謂一般原則(二九六)  
 ……第一回勞働總會會議々題(二九九)……會議の結果定められたる所(三〇  
 〇)……勞働時間に關する條約案(三〇一)……我國に關する規定(三〇一)  
 ……失業に關する條約案(三〇二)……産前産後に關する條約案(三〇三)……  
 ……女子の夜間作業に關する條約案(三〇五)……幼年者の最低年齢に關する  
 條約案(三〇六)……條約案の批准(三〇九)……第二回會議(三一一)……等  
 三回會議(三一二)

# 社會問題體系 (第一卷)

## 第一編 緒論

### 第一章 社會問題の意義



現今社會問題と呼ばるゝ所のものは單純なる理論上の問題ではなく、實に理論と實際との競合より生ずる問題である。即ち人々が社會なるものゝ本來の性質より之を致へて、社會生活は正に斯くの如くならざるべからずとする所の理想と、現時に於ける社會生活の實際状態との不一致よりして其の理想とする所に照して現状を批評し、又現状を改革して理想的状態に合致するものたらしめんとする要求とよりして起り來る問題である。而し

て其の批評と要求とは、社會生活の諸多方面に關して一つ一つの纏れる問題を形造り、種々の内容と色彩とを以て表はるゝを例とするが故に、所謂社會問題なるものは決して單獨なる問題でない。多くの問題の連鎖を意味し、互に關聯せる多くの問題を總括して社會問題と稱するものたるに外ならぬ。されば社會問題といふ總稱の下に包括せらるゝ諸多の問題は、其の具體的發現に於ては、一見甚だ相似ざるものも少くないけれど、然し元來が共通の原因から造り成さるゝものであるから、之を社會問題として總括して同一範疇の下に置くことを得る。

然らば社會問題とは抑も如何なるものであるかを見定めねばならぬが、之れを見定むるに就いては、先づ以て簡單なる定義を下してかゝるよりも寧ろ之を内容的に説明することに依て、其の意義を明かにするを優れりとする。

社會問題は上に言ふやうに社會生活に關する人々の要求から出て來るものであるから、社會問題の如何なるものなるかを知らん爲めには、先以て

現代人の社會生活上に於ける要求を攷究して見なければならぬ。

仍て之を攷ふるに、社會問題の根本原因となり其の意義を造り成す所の現代人の社會生活上に於ける要求は、窮局する所は、現代人の一般的人生觀と、之に伴ふ社會觀とより發生するものである。元來人生の意義如何とか、社會生存の意義如何とか云ふが如き根本問題は、哲學的には容易に解釋のつくものでないにしても、ともかく現代人が現代人相應に一般的に之を解釋して抱いて居る所の見解は之れなしとすることが出來ぬ。而して又其の見解は各人多様で決して完全には一致して居らぬにしても、現代人に共通なる根本の見地は之なしとすることが出來ぬ。然らば其の根本の見地は何ぞやと尋ぬるに、そは實に次の如きものと見るを得るであらう。即ち人類生存の根本理由と其の人類としての發展の終局の目的とは、到底人智を以て之を知り難きものなりとするも、苟も人々が人として生を此世に享けたるからには、天賦の才能を十分に涵養し、人格の最高なる完成を遂げ、又其の才能の自由なる發揮と人格の獨立なる存在とを贏ち得なければなら

四  
の答で、此所に人生の意義は存せざるを得ぬ。生存上に於ける諸多の事象は畢竟するに此の大意義の爲めに表はれ來るもので、人生の活動は此の目的の爲めに行はるゝものたるに外ならぬ。然るに人々が孤獨に生存せず社會と云ふ共同團體を形造つて、多數者相倚り相助くる生活を爲すからには、人々の生存は社會の組織や制度文物に依頼し、之を條件として行はるものである。然らば社會は之を形造る各人に對して、其の生存の意義目的を成就せしむるに都合よき組織を立て制度を設くべき筈のものであつて、共同生活體としての社會の存在の理由は實に此所に存せねばならぬ。之を措いて他に社會と云ふものゝ存在の理由も意義も目的も任務もない筈であると云ふこと之れである。

此の根本見地よりして、人々は苟も社會の組織機能等に關する問題に於て、社會生活の實狀が完全に其の本來の存在の理由に合致せるものたらんことを要求し、其の社會の中に生存する各人は、其の社會に生存すると云ふことに依て、よく人としての生存の意義に叶へる生存を爲すを得、人格

の充實發展を爲し遂ぐるを得、然かも各人皆然るを得んことを希望して止まないことゝなる。而して此の要求に叶へる社會生活こそ眞に合理的なるものであつて、社會生活とは正に斯くの如きものたらざるべからず。若し此の大意義に叶はざる社會生活の實狀を見るあらば、そは社會として誤れるものなれば、之をして正しきに就かしめんことを要求し、必ず合理的なる社會生活の本來の意義に叶へる状態を將來せむことを希望して止まない。之れが即ち現代人の社會生活に關する解釋であり、社會なるものに對する態度である。此の解釋と態度とよりして社會問題は生れ來るもので、社會問題の根本動機は社會生活に對する現代の人々の此の要求と希望とに存するに外ならぬ。

社會生活に對する此の根本見地よりすれば、人々が皆自由なる人格的發展を遂げ其の天資を十分に涵養し發揮し得んためには、社會は其中に在る各人に對して完全に公平なる態度を持し、各人が社會に生存する其の生存の條件をして、人の異なるに依り又其の所屬階級の異なるに依つて差別等位あ

るものたらしむることなく、各人各階級に對して一樣平等のものたらしめねばならぬ。若し此の社會の生存上の條件が差別的になつてゐて、或人々や或階級は都合よき社會的生存條件を與へられたるが爲めに其の人格的發展を十分に爲し遂ぐるを得るに拘らず、或他の人々や他の階級は其の社會的生存條件が都合よからざる爲めに、其の人格的發展を十分に爲し遂ぐる能はず、兎に角大なる努力を盡し犠牲を拂つて尙且つ十分なる天資の發揮を爲し遂げ能はざるやうなことであつては、社會は實に人々に對して甚だ不公平なる態度を持する次第で、斯くては獨立なる共同生活體としての社會本來の意義は、大いに毀傷せらるゝこととならざるを得ぬ。又各人は其の天資豊かなる者も、社會的に與へられたる生存條件の悪しき爲めに、之を十分に發揮し得ないで、つまり萬人の最高の完成と云ふ大理想は到達し得られざるものとなつてしまふ。斯るが故に、現今人々をして其の人格の獨立にして自由なる存在を得せしめ、又其の完全なる充實發展を爲すを得せしむるといふ見地よりして社會生活の意義を解釋せんとする者は、社會

誤解を避  
くべき點

が苟も人の共同生活體として人々の生存上の便宜の爲めに造られたるもので、社會の組織制度はつまり此の共同生活の必要と便宜との爲めに設けられたるもの、又設けらるべきものたるに外ならず、其の社會の制度文物に依つて人々の社會的生存が條件づけらるゝものたる限りは、その條件は各人に向つて皆一樣同等のものであり、之に依て各人は其の天資をして不公平なく十分に發揮するを得せしむるものたらしむるべからざることを、要求して休まないものである。之れ即ち社會生存上に於ける機會均等に對する要求であつて、社會的平等に對する現代人の要求と云ふは之を意味するに、外ならぬ。

誤解すべからざることは、此の平等に對する要求たるや、たゞ之れ社會的なる『平等待遇』に對する要求たるに外ならないで、決して人々の天資をして平等ならしめんとするものにあらざること之れである。社會に於ける人々の生存條件をして一樣平等のものたらしめ人々の天資完成の機會をして均等ならしむるとも、本來人々は不平等に生れたる者で、其の天賦の稟



性能力は人々に依つて相違あり、偉才を有てる者もあれば凡庸なる者もあり、賢智の人もあれば魯鈍なる人もあり、強弱美醜等に於ても人々の間に大いなる差別あるは、人間本來のことであつて、斯かる意味に於ける自然的不平等相は獨り人間界に於てのみならず、あらゆる生物に於て皆然る所であるから、人そのものが之に依て平等となるべきものではない。従て要求せらるゝ所は決して斯かる意味合のことではなく、たゞ人々が社會に生存する上に於て、其の生存上の條件を一樣にし、天資發揮の機會をして均等ならしむることに對する要求たるに過ぎぬ。社會生存上に於ける機會さへ均等にせらるれば、人々は其の天稟を十分に涵養琢磨するを得、又之を十分に發揮實現するを得て、鋭敏聰明なる者はその有てるだけのものを、魯鈍暗愚なる者も亦その有てるだけのものを、何れもその有てるだけのものを、ただに發揮するを得ることゝなる。要求せらるゝ所は實に此れに存して彼れに存せない。繰り返して之を謂へば、一樣平等なる社會的生存條件の下に、各人其の能ふ限りの人格的發展を爲し、其の最上の完成を爲し遂

ぐるを得ることを希望し、之れ應て人類發展の窮局の目的に叶ふもので、社會なるものゝ存在の意義も亦實に此所に存するに外ならずとする次第である。

總べて斯くの如きは、現代人の社會生存に對する態度であるが、之は觀方を變へて云へば次のやうに説明することが出来る。

現代の人々はその人格を尊重し、人格の擴張充實に努め、之を爲すことに依て即ち各人生存の意義は完了せらるゝものと考ふる。而して其の人格の尊重といふことは人格の價值尊重と云ふことに外ならぬ次第だが、人格の價值と云ふは其の根本義に於ては人格的存在の價值と云ふことに押詰められて来る。然るに人格的存在の價值と云ふことになれば、社會に存在する人々の間に高低あるべき筈なく、甲の存在が有するだけの價值は乙丙丁の存在も亦之を有せねばならぬ。従つて人々は自己の存在の價值を尊重する如く他人の存在の價值を尊重すべきである。少くとも多數人の共同生存體たる社會と云ふものより之を見れば、其中に存在する各個人の人格的存在

在の價值は一樣平等たるべき筈である。其中の或人の存在の價值は大なれども、或他の人の存在の價值は小なりと爲すことは出来ぬ。若し社會なるものが、何か他の目的の爲めに存在し、手段的存在物たるに過ぎぬならば其の目的に對して必要な種類の人々の存在の價值は大で、然らざる者の存在の價值は小なりとせられても致方がない。けれども社會は元來そんなものではなく、たゞ之を形造る人々の共同生活體として、人々の存在の完成の爲めに存するものたるに外ならぬのだから、社會は決して手段的存在物ではなく、目的的存在物である。即ち自己目的物である。然らば即ち其の共同生活體を形造る各個人の存在は、社會と云ふものゝ目より之を見て其間に價值の優劣を認むべき餘地を剩さぬ。各人の存在は社會的に一樣平等なる價值を有する。人格の價值均等と云ふことは此意味よりして動かすべからざるもので、社會生存上に於ける平等觀は此意義よりして造り上げらるゝものとする。

一と度此の平等觀が確立されたる以上は、人々は社會生活に於ては一樣

平等觀を  
要求する

同等の待遇を受けんことを實地に要求する。之れ理の當然である。各人に對して等しくその生存を保障し、其の人格的發展に均等の機會を與へ、各人をして能ふ限りの天資の發揮を爲さしめ、其の人格的存在の意義完成を爲さしめねばならぬ。若し社會が或人々に對すると他の人々に對するに依つて其の待遇を異にするあらば、斯かる社會は其の存在の本來の意義に戻らぬものと謂ふの外なく、斯かる社會は謬れる社會、正しからざる社會、美しからざる社會と云ふ外はない。

何れにしても、現代の人々は一般的に社會生存に關して理想を抱き、合理的なる社會生活の状態は正に斯くの如くならざるべからずとする所のものを持つて居る。而して其の理想は必ずや實現せらるべきものと考へられる。實現され得べきものたるが故に空想たらずして理想たり、それが理想たる限り、それは理性の働に依つて合理的に考へられたる完美の状態たるに外ならぬ。然るに現在に於ける社會生活の實際状態を見れば、此の理想的状態と一致せざることの甚しきものが少くない。社會生活の諸多の形相に於

理想と實  
状態との不  
一致

考ふる現  
代人

て、不合理なる組織や制度が存する爲めに、人々が社會に對して要求する所の平等なる待遇は與へられず、人々の生存條件は頗る不平等にせられたるが爲めに、人々は其の天資の完全なる發揮をなし得ざる所多く、此の狀態の儘を以て進み行かば、人々各々の最高完成は到底望み得べからざることになつて居る。茲に於てか、現狀をば理想に照して批評し、又實狀を改めて理想狀態に合致せしめざるべからずとする要求と、又之を實行せんとする運動とが、表はれて來ることゝなつた。之れ即ち社會問題であつて、社會問題なるものゝ意味は斯の如くして造りなされるゝに外ならぬ。

されば若し現代の人心が昔時に於けるが如く、依然としてたゞ舊來の傳習に捕はれて、自由に考へ深く洞察し、明かなる理智の目を以て、社會生活の真相を察することをせないならば、上のやうな意味の下に成立てる社會問題は起り得ないのだけれど、現代の人々は傳習を離れて自由に考へ、理智的に事物の真相を捕へなければ満足せぬものたるが故に、社會生活に關しても徹底せる攷察が行はるゝことゝなり、社會問題は現代に於ける活

きたる問題として表はれ來ることゝなつた。そして又若し現時に於ても昔時に於けるが如く、智識が少數者に依つて獨占せられ、學問は貴族的愛玩物たるに過ぎないで居たならば、廣く社會全體に涉る問題として社會の上下各隅を動かす社會問題は起り得ないのだけれど、現今の文明が一般民衆に行き涉り、各個人の教育が十分に行はるゝことゝなり、各個人の理智の眼が開けて、社會の大多數者は社會生存の意義に關しても、徹底せる理解を得ることゝなつた爲めに、社會問題は即ち讀むで字の如く社會問題として社會一般によつて提起せられ、社會一般を動かす問題として、其の意義を成すことゝなつた。

若し又社會問題が或人々の言ふが如く空想を追ふものであるならば、それは現時のやうに現實の活きた問題とはなり得ないのだけれど、それは決して空想を追ふものでなく、社會生活の理想的狀態と考へらるゝもの即ち之れに照して現狀が批評せられ又之を標的として改革が要求せられるゝ所ものは、飽迄合理的なるもので人間理智の所産に外ならぬものたるが故

に、其の理想の實現は決して不可能のことではなく、理想と現状とは可能性と云ふ橋に依つて連絡されたることの明かなるが故に、即ち問題は生きたる實際問題となつて來たのである。然かも問題は元來社會の組織制度に關することで人爲的に之を如何やうにも爲し得る性質のものであるから、之を改革して理想の實現を得んとするの希望と、其の實現の可能性をば現實化せんとする努力とは、決して空虚なる望でもなく、又徒爾なる企でもないと思はれる。

加之、人々がたゞ傳習に縛られ無批判的に現状に満足することなくして合理的に善美なる社會生活に關する理想を懷き、之に照して現状の欠典を批評し、進んで其の理想状態の實現を希求すると云ふことは、實に之れ人々が明確なる自覺に生きつゝあるを證するに足るものである。進歩向上の氣風に満ちたるを示すものである。若し人々に斯くの如き進歩發達の氣風なくば、社會問題の如きは生きたる問題として大いなる意義を爲すを得ない。されば社會問題の起ると云ふ事實は、事實それ自體としては、決して

左  
進  
歩  
の  
証

悲しむべきことでもなければ、憂ふるべきことでもない。寧ろこれ進歩の象徴と見るべきである。社會と人心とに活力あるを示す兆候と見るべきである。

決して之を悲しむべきではないが、然し現今社會問題の意義益々重要を加へつゝある所以のものは、其の反面に於ては、現時の社會生活が人々の理想として要求する所と相容れざる所多大なるを物語るものたるを、忘れてはならぬ。即ち現時の社會生活はまだ甚だ舊來の傳習に束縛されたる所が多い。其の組織と其の諸制度とは、人々の要求する所と相容ざれる所多大なるものあるに拘らず、そが一度出來上りたる制度たるが故に、容易に改廢せられないで、其儘に維持せられ、然も其が維持せらるゝ爲めに、或種の人々又は或種の階級は生存上大いなる不公平の待遇を受け、人格の價値も平等に尊重せられず、其の生存條件も甚だ人格發展に不便なるものたらしめられて、之を甘受して居なければならぬ境遇に置かれてある。而して又更に、現時の社會生活が進み行くに連れて、其間に生じ來る事情は

却て益々此の不公平を大ならしめ、人格發展上不利益の地位に在る人々をして、益々不利益の地位に陥らしめつゝある。

然るに社會問題は、人々が此の状態に満足し得ないで、不合理なる束縛を離脱して、自由なる人格發展を爲し遂げんと欲するが爲めに起るものなれば、社會問題たるや、其の意味に於ては之れを一の大なる解放問題と見なければならぬ。而して其の社會生存上に於ける束縛は、或は政治的の意義の下に成立てるものもあれば、經濟的の意義を有するものもあり、廣き文化的の意義のものもある。又單純に社會生活の形式に關するものもある。従て解放問題としての社會問題は、種々の方面に於て種々の形をして表はれ來り、其の方面々に依て、一つづゝ纏つた問題として成立つ事となる。之れ吾等が先に社會問題は其の根柢に於ては一つの問題であり乍ら、其の發現に於ては多數の問題の連鎖たるに外ならずと述べた所以である。されば現今社會問題として取扱はるゝものゝ中には、人口問題や食糧問題の如きもあれば、家族制度の問題や婦人問題の如きもあり、又住居問題

や物價問題の如きもあれば、中等階級問題や労働者問題の如きもあり、其の發顯は實に多種多様になつてゐる。

けれども現時の社會生活が——昔からさうではあるけれど——特に經濟事情に支配せらるゝ所多く、人々の社會生活が、其の經濟的條件に依頼する所多大なるが爲めに、現今社會問題として重要な意義を有する所のもの多くは、大抵經濟的含蓄を有つてゐるのである。社會生存の基礎は經濟に在り、經濟はあらゆる文化的發展の原動力を爲すものなりと云ふ一般理論の當否は暫く別問題とするも、兎も角現時の社會生活上に於て、經濟と云ふものゝ占むる範圍が頗る廣大で、人の生存上に於ても社會の存在上に於ても、經濟なるものゝ有する意義頗る重大なるものがあるが爲めに、社會問題に於ける經濟的含蓄の頗る豊富なることは、事實として之を否む餘地がない。

斯く云へばとて吾等は決して經濟と云ふ人生の一方面が、人生と云ふ全表現の中に在つて、最も貴重であると主張するわけではない。従て又經濟

と云ふ方面が貴重なるが故に社會問題も亦經濟的意義を包含する所大ならざるを得ずと見るわけでもない。吾等は寧ろ反對に經濟と云ふ一方面は、全人生々活の中に在つては比較的貴重ならざる方面たるを信するものであるけれど、元來社會問題は人々が社會に生存する其の生存の條件に關する問題たり、然かも人々の社會生存條件としては、經濟的條件は其の生存に取つて最も密接なる關係を有し、身神を維持發達せしむる第一條件を爲し苟も人として存在せんが爲めには、先づ第一に必要とせらるゝ條件なるが故に、茲に即ち社會問題に於ては經濟關係が最も著明に表面に表はれ來ることとなる。問題の意義の含蓄に於ても經濟的要素が多ならざるを得ざることとなるのである。

然かも亦之を考ふれば、人の生活の經濟的方面は、人生々活の全意義より之を云へば、本來決して餘り重要な方面ではあり得ないとしても、然し之れを如何に價値づけるかは、元來一定したものではなく、つまり人々の觀方一つによる次第で、時代々々に於ける一般思潮の傾向に依つて如何や

うにも分れ來らざるを得ない性質のものである。然るに現時に於ける一般の風潮は、人生々活の經濟方面を尊重する風が頗る強く、古き宗教觀の衰微と共に、現世主義の思潮大いに高まり、經濟尊重の氣風一世を風靡すとも謂ひ得べき状態なるは否み難き所である。此の思潮からしても、經濟生活に關する方面が社會的にも問題となり易い。特に社會生活上に於ける條件に關する問題として、法律上政治上の平等待遇が既に事實として與へられたる現代に於ては、此の經濟生活條件に關する問題が、社會問題として最も重きを爲すに至るを避け難い。曾て各人に對する法律上や政治上の平等待遇が社會的に拒まれた時代に在つては、其の平等待遇要求の爲めに、大いなる社會問題が持ち上がり、大いなる運動を見るに至りしが如く、現今既に其の法律上や政治方面の要求が充されてしまつて、尙多く經濟上の平等待遇——特に現代人の重要視する——の與へられないで居る状態の下に於て、此の經濟上の平等待遇に對する要求が、社會問題の意義の最も大いなる内容部分を形造ることは、謂はゞ當然の順序である。

兎も角此等の理由からして、現時の社會問題は頗る經濟的含蓄に富むたものであるが、現今の人々の經濟生活の第一條件を爲すものは其の所得であり、其の所得は資本の所有に依る所得と、労働に依る所得とに分類せられ、此の兩者は互に利害を同うせざるものとして對立すべきやう現時の經濟組織が出来上つて居り、然かも現今の實狀に於て大多數の人々は労働に依つて所得を得なければならぬやうになつて居るが爲めに、此の經濟的生存條件に關する問題としては、労働問題が、就中最も重要にして且つ著明なる問題たらざるを得ざることゝなつた。即ち現今社會に於ける大多數の人々の生存條件としては、其の労働に關する諸條件が、最も露骨にして重要なるものたるが爲めに、茲に輒ち労働問題なるものが、社會問題として數多き問題の中に在つて、最も解決の急を告ぐる問題として、舞臺の表面に表はるゝことゝなつてしまつたのである。

斯くて現今社會問題と云へば、數多き諸問題の中で先づ以て労働問題を意味し、他の諸問題は何となく労働問題に對して社會問題としての代表的

地位を與へてしまつたやうな觀がある。されば現今社會問題を研究するには、第一に労働問題を研究すべきものゝやうに考へられ、他は之に次いで或は之れに附隨して講究せらるべきものと考へらるゝやうになつてしまつたのである。

而して労働問題の研究に於ては勿論のこと、其の他の諸社會問題の研究に於ても、右述の如く問題の内容には經濟的含蓄が豊富なるが爲めに、問題の原因、其の發現、其の解決の方策等を攷ふるに當つては、常に社會の經濟組織と經濟運営とに關する史的探求と、現狀に對する解剖的批判と、將來に對する洞察とを、十分正確に又有効に又深刻に行ふを必要とする。

然し社會問題が何程其の内容に於て經濟的含蓄に富まうとも、問題は元來深き倫理的根柢を有し、人の生存の全意義に涉れる全人格的問題たるを忘れてはならぬ。決して獨り社會生存の有形的諸條件に關するのみの問題ではない。倫理的根柢あるものが有形的條件に觸れて、茲に甫めて問題の意義の成立つものたるを忘れてはならぬのである。

L. Brentano, Die Gewerliche Arbeiterfrage, im Handbuch der Politischen Oekonomie, herausgegeben von G. Schönberrg, 1. Aufl.

G. v. Schönberg, Die Gewerliche Arbeiterfrage, im Hb. d. P. Oe. 4 Aufl

A. Reitzbach, Leitfaden für Socials Praxis, 2-4 Aufl. Freiburg 1906.

## 第二章 社會問題發生の理由

前章に之を明かにしたやうに、社會問題なるものは、人々が社會生活に關する理想に照して現時の社會生活上に於ける種々の不正不當を觀、之を批評し之を矯正改革せんとするより生ずる問題たるが故に、其の原因は、一面之を人々の思想と道徳的感情とに求むべきと同時に、他面又之を現時の社會組織及社會生活の上に求むべきものとす。而して又社會問題が經濟的含蓄に富むものたるからには、其の原因は形而下に於て、主として之を現時の經濟組織と經濟生活の實狀との上に求むべきものとす。

又前に之を詳かにしたやうに、人々が現時の社會生活に對して種々の不正不當を感じ、其間に社會問題の發生する所以のものは、人々が各自の人格としての人格上の價值を自覺するに至り、從つて同時に他人の人格上の價值をも尊敬するに至り、社會生活に關しては又種々の道徳上の標準を有するに至りたるに拘らず、現時の社會生活の實際が此の各人の人格尊重の主

兩面の原

思想の方



旨に戻る所少からず、又認められたる社會道德上の標準に準據せず、之に背違する所少からざるが爲めなりとせねばならぬ。人若し各自に於て自覺の目醒めたるものなく、又社會道德に關して準據すべき所のものを有することなく、唯だ無自覺的に其日々を送り、又社會生活に關して之を全體として調和せしめ發達せしむべき道德的準繩を有することなきに於ては、社會生活上に理想の存すべき筈なく、從て又社會生活の實際に關して其の不當不正を判断することも之れなかるべき筈であつて、現時の如き社會問題の起り來るべき餘地はない。

現今の人々が、一面に於ては各個人の間に人格的自覺と之に伴ふ人格尊重の道念を有し、他面には又社會生活に關する一般的道德規律を有するに至りたるは、主として之れ十八世紀に於ける歐洲啓蒙運動の結果として起り來れる一般民衆の實際的啓蒙の賜と見なければならぬ。たとへ少數の卓越者ありて社會生活に關して如何に嚴峻なる道德的判断を加へ、實生活の不都合を唱へて其の改良を主張するありとも、一般民衆が各自に於ける人

啓蒙運動  
と其結果

としての價値の尊重と社會生活全般の調和發達とに關して無自覺沒理想なるに於ては、到底よく現時の如き社會問題は起り來り得るものでない。

啓蒙時代  
の特徵

洵に十八世紀に於ける歐洲思想界の特徵は、當時に至るまで學問研究上の成果として贏ち得られたる所のものを世間一般に普及せしむることに存した。特に當時英國の經驗哲學が其の立場を闡明せる思想は最も通俗のものとなり易き傾向あつた爲めに、哲學宗教道德上の研究の結果として造り出されたる世界觀や人生觀を世間一般に普及せしむることが、歐洲諸國を通じての風潮を爲すに至つた。而して此の啓蒙思潮は所謂啓蒙期としては或る時期を限つて之を見ることが出來ただけれど、智識の普及と社會觀人生觀の通俗化とは遺憾なく行はるゝこととなり、之が爲めに、獨り智能に卓越せる階級の人々のみならず、一般民衆も皆哲學的に又は倫理的に根據ある人生觀と社會觀と世界觀とを抱懐するに至つた。そして個人生活と社會生活とに關して、其の正常状態と見らるべきものと現實状態とを比較して、其間に矛盾あれば輒ち之を指摘して問題と爲し、其の現實の不可な

るを去つて正常的状態と見らるべきものを造り出さんと欲するに至つたのである。社會問題は實に社會生活に關する此の正常状態と實際状態との間に於ける矛盾に就いての問題たるに外ならぬ。

特に啓蒙期に於て育成せられたる個人主義の傾向と功利主義及享樂主義の倫理觀とは、其後引續いて勢力を維持し、人々は一面に於て其の個人々格の尊重を考ふると同時に、他面に於ては社會生活上に於ける福利の増進と最大多数者の最大幸福とを齎すを以て社會生活上の倫理的基礎と爲し、つまり各人がやゝ平均的に各々社會生活上に慰安幸福を得て、社會生活全體としても又各個人としても共に圓滿幸福なる生存を爲し遂ぐることを以て、生存の趣致と爲すに至つた。而して又啓蒙期の思想に對立せるルーツの思想が、近代の人心の上に與へたる影響も實に偉大なるものであつて、特に其の高唱せる自由平等主義は絶大の刺激を與ふることゝなつた。斯くてモンテスキュー以後現存の社會制度に對して試みられたる深刻なる批評は、愈々深刻の度を強むる外はなかつたのである。即ち當時は勿論現今に

個人主義  
功利主義

至る迄、社會生活の實際上には傳習的不平均あるに加へて、經濟生活の發達と其間に行はるゝ産業組織の變遷とは、又更に新に生存上の不平均を生み出す所あるが爲めに、茲に愈々其の不平均に依り少き利益を得る者、又人格上の自由と獨立と従つて生活上の自由と獨立とを享受するを得ざる者は、彼の自由平等の倫理的主張の大旗幟の下に社會問題を喚起して、現實を暴露し理想状態に向ふ改造を要求して止まざることゝなつた。

以上説ける所は人心の傾向の上に於ける社會問題の原因と見らるべきものであるが、次に翻つて社會生活の實際を見れば、一般の傾向は愈々社會問題をして發生せざるを得ざらしむる。

現時の經濟組織は所謂交易經濟組織と稱せらるゝものである。而して此の組織の出來上がるに至つたことは近時に於ける經濟の大發達を齎すに就いては洵に至大な貢獻をした次第で、之に依て物資の生産は裕かになり、人々の生活は其の内容を充實し、社會の富は大いなる増殖を見るに至つた。所が此の交易經濟組織の下に在つては、生産の業務はただ財貨の生産を爲

現時の經  
濟組織

二八

しただけではまだ其業を終らない。其の生産されたる物を他の人の有する財と交易せなければならぬ。而して此の交易が甘く行はるれば生産の業務は都合よく進行し、社會一般の經濟状態は圓滑に發展して行くけれど、若し不幸にして此の交易が甘く行はれないで、眞實需要せらるゝ所よりも過多若くは過少のものが生産せられ、從て其の生産せられたるものは需要に對して都合よく適合し得ないで、社會的に圓滑なる交易を見るを得ざるに於ては、茲に大いなる困難が生ずる。而して其の困難は當該財を生産せる人々の困難たるのみならず、之を消費せんとする人々の困難たり、同時に又社會全體の困難たることとなる。即ち之が爲めに生産者は其の生産の業務を繼續するを得ず、消費者は消費上の必要を満すを得ず、又更には生産者の業務上の取引關係を有する者も同じく其の困難に捲き込まれて、つまり社會全體が大いなる困難を嘗めることとなる。

現今生産の業務は又企業として行はれるのであるが、その企業なるものは生産をして世の實際の需要に適合せしめんが爲めに、どれだけ多くの注

意と精力とを浪費するか知れない。若し生産が其處に存在する需要を見定めて其の注文に應じて行はるゝ組織であるならば、生産をして需要に適合せしむることが甚しく困難の業務となるべき筈はないけれど、現時の企業組織の下に於ける生産は、注文に應じて行はるゝものでなく、企業家に於て大體需要に對する見當を附けて探り討ちに生産を行ふか、然らざれば先づ生産を行つて然る後に之に對する需要を喚起する方法を取るのが普通なる爲めに、輒ち此所に生産が果たして需要に適合するを得るや否やの問題が生れて來る次第である。現今廣告と云ふ事實が企業上頗る重大なる意義を有するは、畢竟此の需要喚起てふことが重大問題たるが爲めに外ならぬ。而して又企業が甘く當るとか當らぬとか、事業が成功するとか失敗に歸するとか云ふのも、つまり生産を需要に適合せしむるを得て其の生産を續行するを得るか否かといふことを意味するに外ならぬ。斯くて現今企業家は此事の爲めに殆んど其の全力を盡しつゝある。

然るにも拘らず之を實際の狀態に照し見れば、生産をして好く需要に適

合せしむるを得ざるより来る困難は、隨所に目撃せらるゝ。然かも亦生産企業を行ふ者相互の間に於ける業務上の競争は、此の困難をして極度まで押進ましめねば止まざらんとする。其の結果は終に屢次「恐慌」と云ふ經濟的大瓦解の状態を造り成す次第で、つまり之れ現時の經濟組織の不完全と經濟運營の方法の宜しからざるとより生ずる病的發作たるに外ならぬ。而して此發作が随分頻繁に表はるゝ所以のものは、畢竟現時の經濟組織と經濟の運營とに根本的缺典あり、無理の行はれつゝあることを實證するものたるに外ならぬ。

現時の經濟を謳歌する者は、交易經濟上の自然法則は常に其働を表はし、經濟をして有機體としての圓滿無碍なる調和を得せしむるもので、決して右に述ぶるやうな困難が現時の經濟に伴ふ當然の現象として表はるゝものでないと主張する。けれども其の自然法則なるものゝ甚だ恃むに足らざるは、事實の證明する所である、苟も少しく眼を開いて現時の經濟の實狀を見る者は、此の交易經濟上の困難を見通すことが出来ぬ。

現制謳歌  
者の所見

組織化の  
必要と主  
張

此の困難に對しては社會主義者の如きは夙に銳利なる觀察を向けた。此の混雜の状態は實に人生經濟上の大濫費なれば、之れを完全に組織し整頓せねばならぬと云ふことに就いては、オウエン・サンシモン・フリエー等が早くより其の必要を絶叫して居る。

然し、かゝる全般的問題は暫く後の問題とするにしても、兎も角く現時の生産企業には此の不安定より来る困難あるが爲めに、企業方面に於てだけでも、何とか之を切り抜けて行く方法が考へられねばならぬ。茲に於てか現時の企業に成功せんと欲する者は、何とかして生産上從て交易上に獨占的地位を占め、其の獨占の力に依つて經濟界を支配し、需要をして厭應なしに與へらるゝ所のものを受けて満足するの外なきに至らしめ、供給の側より需要を支配し得る實力を占め其の地位に上ぼるを得んものと努むるに至る。之れ現時の企業には常に此の獨占に向はんとする傾向が附着して離れざる理由である。

資本的集  
中の傾向

獨占到對  
する努力

此の獨占的傾向あるに加へて、現時の生産は資本的生産たり、資本力を

強大にして機械の力と分業の利便とを得んが爲めに生産規模はなるべく之を大にするを以て有利とする所から、生産上には常に資本的集中の勢が養はれ、小資本による小規模企業は漸次大資本による大規模企業の爲めに打亡ばされて、資本と事業とが益々少數の大資本家大事業家の手中に集めらるゝ傾向を伴ふ。而して現時の經濟に特有なる自由競争制はかゝる傾向の進捗を其儘に放任し、競争力の大なる者が小なる者を打亡ばし押倒し行くを寧ろ本則と見る次第なれば、此の集中の勢は殆んど底止する所を知らざるほどに進み行くのである。

是れ洵に現今社會問題として所謂中産階級問題の起り來る所以なりとする。即ち從來中産階級として獨立の事業を營むで居た所の手工業者や中小商人やの如きが其の業務上の獨立を失ひ、農業に在つては又自作農民や小地主の如きが其の地位を危くされて、漸次此等の者の衰亡を見るに至り、終に社會組織の構成をして大いに其趣を變せしむるに至り、經濟的にも社會的にも、種々の弊害が這間に生じ來るとせらるゝこと、實に現時の中産

中産階級  
の没落と  
中産階級  
の問題

階級問題の意味を爲す所だが、其の生じ來る原因は即ち右の如く企業上に於ける集中の勢に存するものと見なければならぬ。

現今商工業上に於ける個人企業が漸次會社企業に變はり、會社企業が更に又『カーテル』や『トラスト』やに依て合同さるゝ、状態の著明なるは、此の企業上に於ける集中の傾向を實證するものたるに外ならぬ。併し現時の企業組織の續く限り其間に交つて企業を爲す人々の立場より云へば、前述の如き交易經濟上の不安定より來る困難に對して有利の地位を占め、競争に打克つ道を講ずるは、洵に已むを得ざる所とせなければならぬ。之れが爲めに種々の時弊の生ずるは、取りも直さず之れ現時の經濟組織そのものに之を生せしむる固有の理由あるによるものと見る外はない。

斯くの如く集中の勢に乗り獨占に向つて進み行かんとする現時の企業なるものは、其の特色として専ら營利を以て目的と爲し、社會に於ける必要を充さんが爲めと云ふよりも、企業として營利上の目的を果さんとすることが、其の主眼となつて居る。而して之れは現時の交易經濟の下に於ては

營利主義  
の傾向

謂はば當然のことであつて、交易經濟そのものが元來營利主義の經濟なりと見て大過なき所である。

此の營利主義の經濟が益々進み行くに於ては、茲に又幾多の社會的弊害を發生せしめ、世道人心の上にも好ましからざる傾向を伴ひ易く、所有慾の旺盛は我利々々主義をして跋扈跳梁せしむるに至る。それと同時に又國內の産業に於ては、營利上都合宜敷からざるものは段々と蔑にせられ、其の衰頽を見るに至る。而して現時の企業が營利第一で社會の必要を充すと云ふことは第二の問題たるに過ぎざること右述の如しとせば、斯くの如くにして衰頽する産業部類は、それが社會生存の必要上より見て如何に必要欠ぐべからざるものであらうとも、そんなことは毫も顧みらるゝ所がない。

是れ現今諸國に於いて農業の如く營利上都合よからぬもので企業利得の少きものが漸次衰頽し行き、經濟が進めば進むに従つて商工業のみ獨り榮え行くに至る理由なりとする。而して這間に大いなる社會問題としての食糧問題は發生する次第で、農業衰へ食糧の生産不足し、國內生産を以てして

非營利的  
産業の衰  
亡

食糧問題

は國民を養ふに足らざるの事實より國家的重大問題を見るに至り、或は新マルサス主義の提唱をすら見るに至る次第である。

斯く營利を目的として行はるゝ現時の生産企業は、生産の技術が産業革命以來主として機械力の使用に依て行はるゝこととなり、然かも大規模に之を經營するを以て益々多くの企業利得を擧げ得る所以となし、同時に又前述の如く競争場裡に勝を占むる所以と爲すが爲めに、其の企業は飽く迄資本の力に依頼し、然かも成る可く資本力を大にすることを期せねばならぬこととなつた。之れ現時の生産企業が昔時の生産と大いに其趣を異にする所である。昔時の生産は技術的には主として人の勞働に依頼し又其の經營の規模は小規模なるを以て事足りしとしたから、生産上に資本を要する所少く、僅かばかりの道具と建物とがあれば、能く生産を行ふに足り、又其の生産は附近の需要を充すを以て目的とし、現時の如く之を廣く世界に賣出し輸出貿易に依つてまで利得を占めんとするものではなかつた。従つて生産は實にその原料に於ても、生産の設備に於ても僅少の資本を以て足

主として  
昔の生産  
を主とする  
勞働の  
時

熟練習得  
の爲の徒  
弟奉公

資本を主  
とする現  
時の生産

無産者の  
労働者化

れりとしたのである。斯るが故に昔時に在つては少許の資本を備へたるものでも、其腕に能力あり労働技術に覚えある者は、以てよく獨立なる生産事業を営むを得た。而して彼の手工業組合制度の如きに在つても、助手徒弟の如きは親方に從屬する労働者なりとは云へ、そはたゞ仕事習練の爲めに之に從ふものたるに外ならず、やがて自らも親方となりて獨立の事業を營むことが出来た。

然るに現時の生産企業は漸次資本的の大規模事業と化し、大資本を備へたる者に非れば以てよく獨立の企業家たるに足らず、然も又企業は漸次少數者の手中に集合せられ、工場組織を以てすれば、獨立の企業家として其の指導的地位に立つ者は少數にして事足ることゝなつた爲めに、労働力だけしか有せないで資本力を備へない多數者は、皆雇傭労働者となつて、少數なる企業家に使用せらるゝことゝなつた。

即ち資本力を有せずたゞ身にもてる労働力しかなき者は、資本を有する企業家に雇はれて其の支配の下に生産に與はる外なきに至つたのである。

資本主階級  
の労働階級  
との階級  
的関係

茲に於て生産企業に與はる人々の間には、少數なる資本的雇主と多數なる労働者との別あることゝなり、然かも一度資本を離れて労働者となれる者は一生營々として働くことも、終によく獨立の企業を爲すに足るべき資本力を得る能はざるが現今の實狀である。斯くて今や労働者たる者は、一生又は子々孫々労働者たるの外なきを以て大多數の例とするに至り、労働者は階級として永久に資本主企業家の階級と相分れることゝなつた。

總て斯くの如きは現今社會問題として最も喧しき労働問題の起る所以である。即ち同じく生産の業に與はる者ながら、一方は資本主階級として雇主たり支配者たるに、他方は労働者階級として被支配者たるが爲めに、茲に服従支配の關係と、企業指導に關する關係とが起り來り、然かもそれが階級間の問題として表はれて來た。然るに現今人格の自由獨立に關する思想と社會生存上に於ける自由平等の要求とは、既述の如く一般的に現代の人々の精神を支配する所のものたるに、右に示すが如き不自由と不獨立と不平等との關係が事實的に存在して、然かもその關係が階級的の關係として

關係の永  
續性

永續性を有することゝなつた爲めに、茲に思想上の要求と經濟生活上の現實とは、大いなる矛盾として、大いなる社會的問題たらざるを得ざることゝなつたのである。たとへ雇主と労働者との關係が個人と個人との間に存在するとも、その關係が一時的の關係たるに過ぎないで、従つて兩者が階級的に相分るゝことなく、恰も中世手工業組合制度の下に於ける親方と助手徒弟との間柄の如きものであるならば、其間に現時の如き意味合の労働問題は起り得ないであらう。けれども右のやうに其の關係が永續的で階級的區別が之れに依て生ずるに於ては、茲に問題は起り來らざるを得ない。それも亦昔時のやうに社會の人々に人格價値の尊重に關する自覺なく、自由平等に關する要求なき時に於ては、此の階級的區別と服従支配の實際關係とがあつた所で、やはり問題とはなり得ない。然るに現時の如く實際生活上の不平等あるに加へて精神上には平等待遇の要求あるに於ては、問題は起らざらんとするも得べからざることゝなる。

分配の資  
本主に依  
る

斯くの如く現時の生産事業が資本主階級支配の下に其の企業として行は

分配の資  
本主に依  
る

るゝものたるに於ては、其の生産の結果に關する分配も亦企業家の手に依つて行はるゝ外はない。然るに現今の實際に在つては、生産の結果に關する分配なるものは、其の生産の結果を擧ぐるに付いて、資本が何程の働を爲し、労働が何程の働を爲したるかを見定めて、其の働の比例に應じて行はるゝものではない。名は分配と稱せらるゝとも實は決して分配ではなく、生産の結果は多くとも少くともそれはたゞ企業家の所得する所となるに過ぎぬ。然るに又企業家は生産上の結果を擧ぐる爲めに場合に依つては他人の資本を借りて用ひることあり、又多くの他人を雇つて労働を爲さしむるものなるが故に、之に對しては報酬を支拂はざるべからず。然かも其の報酬は所謂需要供給の關係に依つて、恰かも商品の代價が定まる如くに社會的に定まる次第なれば、企業家は其の定まれる額だけを資本の使用に對して支拂ひ、又労働者に對して支拂ひ、其の支拂ひたる額は之を合計して企業上の費用と見、其の費用の額と生産の結果として收め得る額とを比較して、後者が前者を償ふに足らざれば即ち其の差額だけは事業上の損失として企



報の生産の  
結果の無  
関係の

業家之を負擔し、後者が前者を償つて餘りあるに於ては、其は所謂生産餘利即ち利潤として、多くとも少くとも悉く之を企業家の利得と爲してしまふのである。

四〇

されば現今労働者が企業家に雇はれて、其の労働に對して得る所のものは、其の労働に依つて爲せる生産の結果とは何等直接の關係なく、其の結果の大小如何に拘らず、社會的に定まれる労働の代價としての額だけのものたるに外ならぬ。然かも企業家が勞賃を支拂ふに當つては、其の労働の爲されたるに依つて生ずる生産上の結果如何を待つことなく、其の結果が計算的に定まるを待たないで、前拂的に之を支拂ふものとする。即ち企業家が前以て之を備へ有する資金中より勞賃の支拂をするのであつて、決して其の労働の爲されたるに依つて生ぜる生産上の利得の中から之を支拂ふものでない。

されば勞賃と企業家の占むる利潤とは、生産費と餘剰との關係に立つものである。従つて企業家は勞賃として多くを支拂へば、それだけ自己の占

生産費と  
餘剰との  
關係の

反視の  
労働の  
問題

取すべき利潤は少くなり、勞賃として支拂ふ所少くなればそれだけ自己の得る利潤は多くなる。即ち此の關係に於て企業家たる雇主と、被備者たる労働者との利害は正に相反するものとなる。然かも現今企業は營利の目的の爲めに行はるゝものたること既述の如くなれば、企業家はなるべく生産費を少くして企業の利潤を多くせんと努むるは當然のことで、彼は労働者の利益を顧る暇なく、苟も企業を行ふものたる限りは、その利潤の額を大にせんと之れ努むること、現時の營利主義の企業制の下に於ては當然のことに屬する。

此の企業家と労働者との間に於ける利害の反視も亦實に現今労働問題と云ふ社會問題の起る大原因を爲す次第で、労働者が企業家に雇はれて生産に従事し、其の労働が商品として賣買せられ、其の代價が企業上の生産費として取扱はるゝ組織たる限り、雇主たる企業家の利益と雇はれたる労働者の利益とは相正反せざるを得ない。企業が慈善事業であるならば、問題は起り得ないけれど、それが營利を目的とする經濟事業たる限り、問題の起

るは當然である。

總べて斯くの如く現時の企業が營利事業として私人の手に依つて行はれ然かも他方に所有制度なるものありて、資本も私人の所有に屬し、私人に依て所有さるゝ資本が私人に依て私的營利事業の爲めに用ひらるゝ現時の經濟組織の下に在つては、同じく經濟の業に與はる者の中に於て、其の資本を所有する者と所有せざる者との間には、其の關係からして階級的區別が生じ、一方は有産階級として、事業を起せば企業家となり支配者となるに反して、他方は無産階級として、生産に與はるにも勞働を賣て被支配者となる外はない。此の兩階級の間には利害相反し又生存待遇上に優劣の差等生じ、其の事實が社會生存上に於ける各人の自由と獨立と平等との要求と抵觸して、茲に大いなる社會問題を醸成するに至るは、洵に現時の經濟組織其者が自己に體有する事情より來る當然の現象と見る外はない。されば現今經濟關係よりして勞働問題其他の重要な社會問題の發生するは、其の原因實に現時の經濟の組織と運営とに固有なるものなりと見る外はない。

階級的區別と平等觀の衝突

従つて現時の經濟の續く限り此等の問題は當然に起り當然に存續するものと見るべきである。即ち現今勞働問題其他の社會問題の發生するは、現時の經濟組織に固有なる内部的矛盾に原因すると見るべきものである。現時の經濟の實狀に於ては、一方に巨大の富を生産しつゝある所のものが、他方同時に社會の多數者に渉る貧困を生せしめつゝある。現今社會問題を發せしめつゝある有形的原因は機械でもなければ技術でもなく、又屢々無實の罪を着せらるゝ所の貨幣でもない。其の眞因を爲すものは實に一方に或物を所有する者と他方に之を生存の爲めに必要とする者との間に於ける社會的關係たるに外ならぬ。(R. Wilbrandt, Socialismus. 2, Aufl. 1921, S. 19) 而して現時の經濟が中世時代の經濟のやうに停滯的のものならば、此等の問題もあまり甚しき發展を遂ぐることはないだらうけれど、現時の經濟は進んで休むことを知らず、所謂日進月歩の狀態なれば、其の内部的矛盾より生ずる諸多の問題も亦之れに連れて發展し、終には現時の經濟組織と引いて廣く社會組織とを危くするに至らんとするのである。

是れ大いに憂ふべき所であるが、特に最も憂ふべきは、現時の經濟が利得を之れ専らとする經濟で、利得の爲めには、人の生命や健康や徳性やを犠牲にしても敢て意とせないまでに進み行かんとすること之れである。是は實に物の價値をして人の價値よりも高からしむる所以とせなければならぬ。斯くして現時に在つては精神は物質に從屬せしめられ、人は物の代表者たり物の價値の表示者たる貨幣に從屬せしめられ、貨幣利得は自己目的として存在し、人は其の目的の爲めに存する手段として考へられ、又然かやうに取扱はるゝに至りつゝある。斯くて人生殆んどあらゆる努力は交易關係即ち市場なるものゝ爲めに行はれ、學問も藝術も品性も意氣も、皆市場に於て生存競争を試みなければならなくなりつゝある。是れ現時に於ける最も痛切なる時弊である。多くの社會問題は、此の根本の經緯に依て織り成されたる表現に外ならぬ。

W. Windelband, Lehrbuch der Geschichte der Philosophie, 4. Aufl. Tübingen 1907, S. 418—419

大西祝 西洋哲學史 下卷三七五頁以下

R. Wihbrandt, Socialismus, 1—5 Aufl. Jena 1910, S. 46. fg.

### 第三章 社會問題に對する諸見地

現時の經濟組織の下に於ては、現代思想との關係上前章に之を明かにしたやうな種々の社會的弊害の生ずる所あるが爲めに、此等の弊害を除去し更に進むで労働者其他現時の社會生活上劣悪なる境遇の下に在る人々の境遇を更らに大いに改善せむが爲めに、何等かの方策の講せらるべきや否や、若し講せらるべきものなりせば、如何なる見地の下に行はるべきものなるやに就いて、早くより論議を見ることゝなつた。

此の論議に於ては、斯かる社會狀態の發生するも自然の成行なるが如く、其の狀態の改善も亦行はるべきものたらばやはり自然的に行はるべき筈のものなりと云ふ見地よりして、之を成行の儘に放任すべしと爲す議論と、斯かる社會狀態は一日も速かに之を改善せざるべからず、其の改善を自然の成行に委かす分では到底能く行はれ得べき見込なく、却つて反對に益々其の狀態の悪化を齎らすを免れ難いから、政策として進むで改善の事業が

諸弊害を對策するに關する論議

論議に於ける二分派

爲し遂げられねばならぬとする議論との、二大傾向の認むべきものがある。而して後者の傾向に於ては、又更らに、現時の社會状態の改善を齎さんが爲めには、抑も其の弊害の因て生ずる所が現時の時代思想と經濟組織そのものに固有なる性質とに存する次第だから、現時の經濟組織を其の根柢より改革するを要すと爲す見地と、斯かる根本的改革を必要とせず、たゞ弊害の在る所に從て除去し、組織としては現状を現状の儘に維持し乍ら、唯だ之が改善を行ふを以て足れりとする見地との區別すべきものがある。即ち一は社會主義的見地と稱せらるゝもの之れで、他は社會改良的見地と稱せらるゝもの之れである。

(一) 自然主義的見地 仍て先づ、事情は之れを成行の儘に放任するに依つて完全なる發達を齎すと見る見地に就いて攷ふるに、之は現時の經濟學成立の當初からして久しく行はれ來たものであつて、自然主義的根柢の上に立脚する。即ち古くは彼のフイデオクラート Physiokrat よりアダム・スミス Adam Smith の學派に至るまで、當時一般に行はれたる自然法的見地

自然主義  
的根柢

に據り、萬事は自然の儘なるを以て最も可なるものとし、神は本來最高の善なれば神の造れる所のものは之を自然の儘に在らしむれば必ずや善なるものたらざるべからず、人が之に手を加ふれば加ふるほど不自然にして善に遠かるものとなる。従つて經濟に對する政策の如きは、自由放任を以て最も當を得たるものとし、各人をして爲すが儘に自由に働かしむるが最も其の幸福を増さしむる所以なりとする。而して社會はつまり各個人の集合たるに外ならぬ次第だから、各人が自由に幸福たる限り社會全般も亦自由に幸福たらざるを得ない。蓋し人々は之を其の爲すが儘に自由に放任すれば、必ずや理性的に行動し、不幸を避けて幸福に就き、少き勞費を以て多き結果を齎らすべき道に就いて經濟を營むべき筈のものだからである。

此の根本見地よりすれば、勞働問題其他現今所謂社會問題なるものは一つの纏れる根柢ある問題として見られることはない。抑も社會問題など云ふべき纏れる問題の存在すべき筈のものでない。たゞ爲めにする者が假りに斯かる空虚なる概念を造り、誇張して之を絶叫するに過ぎぬとせられる。

勞働問題  
の否定

個々の弊  
害の承認

尤も此の見地に立つ人々と雖も、現在の社會經濟狀態特に勞働狀態に關して種々の弊害と認めらるべき個々の事情の存在することは、全く之を否定せんとするものではない。たゞ之を個々の弊害と見るばかりで、之を以て纏れる一つの問題の發現を伴ふものと見ないのである。而して尙ほ其等の弊害は若し存するありとすれば、それは社會經濟の現状が尙ほ十分なる發達を遂げ得ないで中途半端たるが爲めに外ならぬ。其の發達が漸次完成さるゝに連れて其等の弊害も亦自然的に漸次消滅し、狀態は漸次完備せるものとなるを疑はない。加之現今種々の弊害の存するは、國家が種々なる不自然なる制度を樹て、人爲的政策を行へる結果たるに外ならぬ。若し十分なる自由政策が行はれ完全なる自由競争が行はれ得たならば、斯かる弊害の生ずべき餘地はなく、既に存するものも自ら消滅に歸すべきものとなるのである。

#### 自然的發展

されば此の見地の下に於ては、社會狀態を整へ勞働者其他の者の幸福を齎らさんと欲するならば、たゞ社會經濟全體の狀態を整へ、國民一般の福

利の増進すべきやう、自然的にして合理的なる道を進み行くことが、最も肝要なりとせられる。抑も勞働者其他の者は、何れの階級に屬するを問はず、社會組織の一員たるに外ならないのだから、社會全體の發達を待たないで彼等の幸福を齎らすべき道はなく、社會一般の發達を促す爲めには、社會が益々經濟的に充實して、資本を増殖し生産を裕かにする外はない。元來勞働者の所得たる勞賃といへども畢竟は社會に現存する資本の中より支拂はるゝものたるに過ぎぬから、一面に於いて其の基本たる資金を豊富にせんが爲めに資本的發展を遂ぐるに必掛けると同時に、餘りに甚しき勞働人口の増殖を避けて、依て以て勞働者各自の獲得すべき勞賃割前を多大ならしむる外はない。

即ち所謂賃金基金説の論據よりして、資本的なる經濟發展を遂ぐることを以て勞働者の境遇を良好ならしむる唯一の道と爲し、此道に依らざる限り、勞働者が團結運動を行ふことなどに依て人爲的に其の賃金所得を増さんとするとも、到底成功の望なきことを主張するのである。そして勞働者

#### 資本的發 展の必要

以外中等階級に屬する者に就いても亦理窟は同一様なりとせられる。

此の見地を採る者と雖も労働者其他社會生存上の弱者を虐待することの不可なるを認め、労働者の如きは成るべく之を好遇するを以て可なりとする點に於ては、他の見地に立つ者と異なる所はない。けれども今労働問題のみに就いていへば、彼等が労働者を好遇することの必要なるを考ふるは、之をして労働能率を増さしめ生産の結果を十分にすることの必要を考ふるが爲めたるに外ならざる嫌あることは、見遁し難き所である。即ち労働者は之を遇するに其道を以てし、労働時間を適宜にし勞賃其他に於ける待遇を佳良ならしむれば、労働の疲勞を防ぎ、其の労働能率を増し、従つて生産は益々有効に行はるゝこととなり、資本的發達は着々として成就することとなるが爲めに、之に依て社會一般の幸福は増進せられ労働者は又その爲めにも二重に恩惠を被り、資本主企業家も亦之に依て益々發展するを得ることとなると考ふる點もあるのである。

總べて斯の如き見解よりして、此の自由放任主義の傾向に據て立てる者

労働者優  
遇の必  
要の理  
由

は、現時既に與へられたる法律上の對當平等なる地位と、經濟上に於ける個人的なる自由競争の原則とは、實に之れ社會全體の發達を遂ぐるに最も適當せるものと見、既に労働者の如きに對しても、昔時のやうな地位の不平等待遇は撤廢せられ、今日は四民皆平等に法律上完全に對等の地位に立つて各自自由なる經濟活動を爲し、自由契約に依て各々其の能くする所に従つて働く次第なれば、此の状態こそ最も合理的なもので、之を此儘に自然に發展せしむれば、之れが最も人類自然の要求にも叶ひ正義の觀念にも適合し、萬人の人格上の完成發展を遂げしむるにも適するものなりと見る。而して現今人々が人によつて或は使用者たり被使用者たり、企業家たり労働者たるは、即ち之れ各自の才能が自ら斯くならしむるに過ぎないで、何等外部より之れを強制するものゝある譯ではないのだが、被使用者たり労働者たるだけの才能しか有たぬ者の被使用者たり労働者たるは、如何ともすることの出來ぬ次第である。即ち之れ自由競争の自由競争たる所以、人類發展の過程は正に斯くの如くなる外はないとするのである。

經濟組織  
之に固  
有なる病

經濟組織  
の基礎を  
其の生む  
弊害

(二) 社會主義的見地 然るに翻て全然右と異なる見地に立つものを見れば、現状に對して改善の行はれざるべからざることを主張する立場に在るもの、中に於て、先づ社會主義的見地と謂ふべきものがある。之は經濟の現組織の存続する限り、從て現時の生産の組織と方法との持續する限り、勞働問題の起り來るは避くべからざる所であるから、勞働問題の解決を見んと欲するならば、根本的に經濟の現組織を改造せなければならぬと主張するものである。即ち現時の經濟は一面に於ては私有財産制と之に伴ふ相續制とを以て基礎となし、他面に於ては生産が私的企業として個人や會社の手に依て營まれ、然かもその業務の爲めに必要な勞働は主として雇傭勞働に依て行はるゝものである。而して此等の基礎の上に組立てられたる經濟組織なるが故に、現時の經濟には富の生産上と引いて其の分配上とに於て種々なる社會的弊害の發生するを避け難い。試みに勞働に關して見れば、雇主と勞働者との間に經濟的支配關係が生じ、それと同時に人格的支配關係を生ずることとなり、又兩者間の所得の分配は不公平となるを免れ

難く、雇主階級は常に勞働者階級の利益を壟斷して顧る所なきに至る。然かも之れ一面に於て私有財産制が存在して資本や土地に至るまで悉く私的所有の下に置かれたるが爲めに、資本を所有する者と之を所有せない者とは、到底同一資格を以て生産に與はることが出來ないで、資本の所有者は現時の生産が資本的生産たる關係上自らに生産事業の支配者となり、之を自己の企業として營むを得るに反して、資本を所有せざる者はたゞ勞働者として之れに與はり、資本主の企業に對して勞働を提供し、たゞその勞働に對する報酬としての賃金を獲るだけで満足せざるべからざることとなる。斯くて企業上の利益は悉く企業家の利潤として其の所得に歸し、益々以て彼等の富を増大蓄積せしむることとなり。加之企業家が勞働者に對して支拂ふ所の賃金は、彼に取つては生産上の費用たるに外ならぬから、彼は出來得る限り之を輕減節約するに努め、此點に於て雇主たる企業家と勞働者とは利害正に相反することとなり、之れ即ち現今勞働問題の發生する所以で、一面に於ては雇主と勞働者との人的關係の平等なら

ざるが爲めに、他面に於ては兩者間の物的利害の相反するが爲めに、茲に問題は構成せらるゝことゝなる。

されば現時に於ける労働問題を解決せんが爲めには、現時の如き資本や土地の私有制と私人的なる自由企業制とを革めて、其の根本に於て禍を絶つ工夫を擬さねばならぬ。労働問題以外の社會問題に就いてもやはり同様に根本的なる解決策を必要とする。斯るが故に社會主義は此の所有制と生産業務との上に於ける個人主義制を廢除して、之れに代ふるに社會的なる團體主義の組織を立て、資本や土地の如き生産の要素たるものは之を社會の公有に移すと同時に、社會的に必要な諸種の産業は社會の公の業務として社會の手に依つて之れを行ふことゝ爲すべきを主張し、全然新たな基礎の下に新たな經濟組織を造り上ぐるの必要避くべからざることを説くに至つた。即ち新たな組織制度の下に社會の各人をして公平なる社會的待遇を受けしめ、生存上の又經濟活動上の機會均等を得せしめ、斯くすることに依て、社會全體をして調和ある發達を爲し遂げ得せしめんとする

のである。

斯るが故に社會主義の見地は、現今の個人的なる自由制を否認し、社會的統制の下に各人をして自由ならずとも公平なる生存上の機會を得せしめんと欲する。而して各人はその公平なる機會の下に各自その能力に應じて働くべきものとし、然かも各人は苟も社會的に生存する以上、其の社會の存續と發達との爲めに悉く皆勤勞を以て之れに奉仕すべきものとし、苟くも身神の健全なる者は、悉く勤勞するの義務を負ふものと爲す。その代り勤勞さへすれば各自は其の生存上に必要な物資は十分に社會より給與を受くるを得べきものとし、社會的保障の下に生を維持しつゝ能力に應じて勤勞し、以て各人各自の天賦才能の完成と發揮とを爲し遂げ得るものと爲すと同時に、社會全體としての發達を計ることゝ爲すべきものなりとするのである。要するに此の見地が、現時の無制限なる個人主義制と自由競争制とを以て社會的病弊の源と考へ、之を廢除して之れに代ふるに社會的なる團體主義制と相互協同一致の經濟生活を造り出さんとすることは、社



同一見地  
の下に於  
ける諸派  
の分け

會主義の社會主義たる所以とせなければならぬ。

然し乍ら、同じく社會主義の見地と稱せらるゝものゝ中に在つても、其の主張の眼目とする所や、其の批評の焦點とする所や、乃至は新社會組織に關する計畫に對する立場や、其の計畫の立て方やに至つては、其間自ら又種々の差別の認むべきものあるを忘れてはならぬ。之れ即ち社會主義の中に在つても、種々の流派の分るゝ所以であつて、其の詳細の説明に至つては別に之を試むる外はない。けれども茲に一言其の主要なる區別に就いて經濟組織上に關する點を述べて置くことは、社會問題に對する諸見地を比較攷究する上に甚だ重要なりと考へらるゝ。

即ち社會主義者の或者は現時の經濟上に於ける労働問題其他の社會的時弊の因て生ずる原因は、主として資本及土地の私的所有制の存するに在りと爲し、從て時弊の根本的救済の爲めには、主として私有財産制の廢止特に資本及土地の私有制の廢止を行はざるべからずと爲し、此點に議論の重點を置いて、私的企業制の廢止や労働雇傭制の撲滅やの如きは、此の資

主として  
財産制を  
否認する  
もの

主として  
企業制を  
否認する  
もの

本私有制の廢止に關聯して行はるべきものとする。然るに他のやゝこれと異なる見地に立てる者は、現今の社會問題特に労働問題に於ける最も重大なる弊害は、月給取や労働者やが社會的なる産業に従事し乍ら、常に獨立なる働を爲し得ないで私的企業家に雇傭せられ、其の經濟的なる支配と引いて人格的なる支配とを受け、之れに對して從屬の地位に立たざるべからざることに存すと考ふる。此の考より、社會改革の爲めには主として此の私的企業組織を廢止し、労働雇傭制を撲滅することに其力を注がんとするのである。此の後の見地に立つ者も固より資本や土地の私有制の廢止を主張するけれど、然しそれは獨立なる自主的労働組織と社會的生產組織との樹立の必要の爲めに要求せらるゝものとする。

されば此の兩者の見地は同じく社會主義の見地であり乍ら、其の論議の重點從て組織改造の眼目に至つては多少の相違あり、現時の經濟の依て立てる二大柱たる私有財産制と私的企業制とに對して、一方は主として其の右を目掛けて之に向つて攻撃を試むるに反して、他方は主として其の左

觀方の相  
違に因る  
別派の色

を目掛けて之に向つて攻撃を試むるの觀ある次第である。而して古き佛蘭西の空想派の社會主義者や獨逸の科學的社會主義者の如きは、ごちらかど云へば、財産特に資本の私有制を攻撃の目標とするに反して、新しき佛蘭西のサンチカリズムや英國のギルド社會主義やの如きは、勞働雇傭制の廢止と云ふことを以て旗幟として進みつゝある觀がある。然し之れは勿論たゞ大體に於て然か云ひ得べきに過ぎないで、兩者共に結局は資本や土地の私有制の廢止と併せて私的企業制と之に伴ふ勞働雇傭制との廢除に依て、現時の勞働問題の解決を計り、又引いて其他の社會問題の解決をも行はんと欲し、社會的所有制の下に於ける社會的生產組織を以て、社會各人の經濟的平等待遇を將來せんと企つることに於て異なる所はないのである。而して其の主張が經濟組織の根本的改造に在ることは、それが改良的見地と立場を一にするを得ざる主なる理由をなす次第である。

(三) 社會改良的見地 最後一面には全然自然主義的の見地を採る能はず、他面には又全然社會主義的の見地にも據ることが出來ないで、兩者の

中間に立つ見地

根本組織の維持と改善の爲め

中間に立つ見地として考へらるべきものを社會改良主義の見地とする。此の見地は現時の經濟組織を其の根柢に於ては是認するものだけれど、さればとて彼の自然主義の見地に據り事情をたゞ成行の儘に放任するに於ては、餘りに露骨なる生存競争が行はれ、經濟界は強食弱肉の修羅場と化するを避け難いから、根本に於ては各人の自由を尊重し乍ら、然かも社會全體の調和の爲めに之れに對して適度の制限を加へ、國家は立法に於て社會全體の意思を以て、經濟上に於ける各人の自由の行動の域を定め、同時に又行政に於て經濟競争上の弱者たる者に保護を加へ、特に勞働者の境遇改善の爲めに種々の施設を行ふ必要ありとするものである。即ち國家が此の干渉政策を行ふことに依て、現時の自由主義的經濟制の長所は之を維持し乍ら、其下に表はるゝ諸多の弊害は之を除去し、社會全體としての又各個人々々の發達を遂げ得せしめんとするものである。されば此の見地は現狀を以て決して完全無缺なるのと考ふるのではなく、現時の經濟生活に於ける諸多の社會的弊害は速かに之を除去して、事情一般の改善を圖ることの

大いに必要なることは之を認むるに吝ならず、進んで其の改善の策を立てんとするものであるが、さればさて彼の社會主義的見地の如く現状を其の組織の根本より謬れるものと見るものではない。寧ろ此の見地は、彼の社會主義的見地の如きは角を矯めんとして牛を殺すの愚を演せんとするものなりと考へ、たゞへ社會經濟の現制度に伴ふ幾多の弊害の掩ふべからざるものありとも、之を除去せんが爲めに、現時の經濟と引いて文明一般の發達の上に大いなる功績を擧げつゝある現時の個人主義的經濟組織を、其の根柢より改革せんとするは、却つて文明の逆轉を齎らし、社會の經濟的進歩を妨げ、勞働者階級をも更に不幸なる境遇に陥るゝことゝなるに過ぎずと考ふるのである。斯くの如き根本的改革は唯だ論議としては如何やうにも論せられ得べきだけれど、之を實行せんには所詮不可能のことたるに過ぎずと考ふるのである。

即ち社會改良主義の見地は、經濟の現制度は大體に於ては頗る良好なる進歩せる制度なりと見、個人の營業の自由と法律上の地位の平等との保障

私有財産  
企業  
の  
是  
制  
制  
認

されたる現状は、社會の進歩を齎す爲めには、最も都合よきものと考ふる。されば此の進歩發達の基礎たる營業上の個人的自由と法律上の平等待遇とは、飽迄之を維持せなければならぬとする。従て此の自由主義組織の據て立てる基礎制度たる私有財産制と私的企業制とも飽迄維持せらるべきものであつて、私人が財産特に資本を所有し、之を以て私の業務として生産企業を經營するは、毫も不合理のものでもなければ、又其事自身を以て社會的禍害の源なりとすることも出来ぬと考ふる。而して彼の勞働雇傭制の如きも制度として不可なりと斷定することは出来難いもので、勞働に依て生産に従事せんとする者が、自由契約により雇傭關係の中に入るは、その事だけとして見れば各個人の自由に屬し、又財産なき者をして能く所得を收めて生活を爲さしめ得る所以たるに外ならずとする。唯若し現時の資本私有制や其の運用に依る私的企業制や之に伴ふ勞働制やの中からして、或は富の甚しき不權衡や、事業上の甚しき專制や、所得分配上の甚しき不公平や、勞働雇傭條件の上に於ける甚しき勞働者側の不利やの生じ來ること

の避け難きものありとせば、その諸弊害を除去すべきだけのことを行爲し、若し人々の自助に依て其の弊害除去が行はれ得べからざるに於ては、輒ち國家が社會全體の利益の爲めに、其の權力を以て補助的に之に臨み、立法と行政とに依て弊害除去の功を爲し遂ぐれば、それで事足るわけである。又それと同時に、現時に於ける人心一般の傾向にも、弊害を發生せしむべき所ありとせば、その改善をも計らなければならぬ。が然し何れにしても、個人の自由は成る可く尊重せらるべきものであつて、又現時の經濟の組織と運営とは、大體に於て個人の自由を保障し、文明一般の發達を促すに足る有爲のものとして維持せられねばならぬ、要するに斯くの如く折衷的に事相を見て、その改良策を考ふるのが、社會改良的見地の立場とする所である。

此の見地よりして社會改良主義は、一方には人心の改善を圖ることに依て、社會問題に關する時弊を救済せんとすると同時に、他方には直接に國家や又は地方自治體の働に依り、立法と行政との手段を以て、漸進的に進

み行かんとする。即ち例へば労働問題に於ても、主としては労働保護の立法と労働保險の制定と其他諸種の労働者保護の社會的施設に依て、労働者の地位を改善向上せしめ、依て以て現今既に法律上に於ては、労働者に對しても、何人に對しても、一般的に與へられたる社會的平等待遇をして、經濟的實質の上に於ても亦平等待遇たるを得せしめんと期するものである。即ち現今たゞ法律上に於てのみ平等待遇が保障されたるばかりでは、實生活の上には弱者階級は常に不平等なる不利益待遇を被るを避け難いから、實際上の弱者としての労働者階級其他に對しては、國家や地方自治體が公權力者として保護の翼を垂れるに依て、彼等の經濟實生活上の地位を向上せしめ、有力ならしめ、以て現状の缺けたる所を補ひ、労働者にしても安神して労働を爲すを得るものたらしめ、一般的に社會の人々をして公平に其の福祉を増進せしめんと期するものである。然し乍ら社會が労働者の階級や其他多くの階級に分れたることは、そのこと自體は決して直ちに不都合なりとすべきにあらず、之れも亦社會の歴史的發達の自然の結果なれ

ば、一概に其の是非を道ひ得べき筈のものではなく、寧ろ社會は幾多の階級に相分れて其間に業務の分擔が行はれ、又生存上の切磋琢磨が行はるゝは、社會進歩の爲めに喜ぶべきことで、之れあるが爲めに社會の活力は痺せず、退化することなく、常に進化を續け得るものとも見らるゝ。されば階級の區別は持續されて、特に中産階級の發達を齎すに努めらるゝに於ては、社會は常に健全なるを得べき筈だと考へるのである。

要するに社會改良主義の見地に立つ者は、社會の現制度に於ける根本原則の是認と、現狀に伴ふ弊害の改良的除去の期待とを有するものである。そしてその改良的政策の爲めには、國家が個人の自由に立入り、之に對して多少の制限を加ふるは、必要已むを得ざる所なりとするものである。然し此の國權の干渉を認むる程度に至つては、同じく社會改良主義者の中に在つても、種々の區分あるを免れぬ。或者に至つては、隨分立ち入りたる國權の干渉をも是認せんとし、終に國權が個人の營業の自由を奪ひ私有財産制に對して殆ど其の實益を抜き取る程度にまで進み行くをも、是認せん

改良主義  
中の區分人心改良  
に關する  
立場の相  
違

とする。斯くて此派の人々は殆ど社會主義的見地を採れる者と多く選ぶ所なきに至り、人をして社會主義と社會改良主義との差別何れに在りやを疑はしむるに至る。

而して社會改良主義者の中に在つても、主として人心の改善と云ふことに着眼し、之れに依て現時の社會問題一般の解決を圖らんとする者の中には又、主として宗教に訴へ、其の信條に依て人心の改善を圖り、神の教に従ひ其道を守ることによつて、地上の經濟的紛争を絶滅せんとする者と、主として道德の教に依り、神の力を藉らないで、唯だ個人間に於ける、延いては階級間に於ける意思の疎隔と感情の衝突とを和げて、各人各階級相扶け相勞はる所の調和ある社會一體的發達を遂ぐるに至らしめんとする者がある。兩者はその據る所は異なるけれど、共に人心の機微に訴へて地上に樂園を作り出さんと欲する點に於ては同一である。

斯くの如く社會改良主義者の間にも種々色彩を異にせるものがあるが、併し彼等は改良主義者たる限り、社會主義的改造論者とは其の立場を異に

社會主義  
との相違

する。そして彼等は等しく皆、其の期圖する改良はたゞ着々と行ひ徐々に効果を擧げ得べきに止り、決して急速に其功を爲し得べきものにあらずと信じて居る。之れ亦彼等が社會主義者中の或者と大いに見地を異にする所以であつて、彼等は改良の事業はユートピア流の人々の之を信するやうに一夜にして成就され得べきものとは考へぬ。改良にせよ改造にせよ、苟も人間を以て成れる社會と社會生活とに關するものたる限り、之を急速に行つて建設的效果を擧げんことは不可能なりと信じて居るのである。そして又彼等は現今勞働者階級の陥つて居る不運な境遇や、一般無産者階級の之を有する劣れる社會生活状態やは、唯だ單に經濟の組織や制度からばかり出て來るのではなく、それは又實に人の性質から出て來るもので、然かも人の性質は容易に變じ得べからざるものだから、たゞ一朝一夕にして經濟の組織を改造して見た所で、それで直ちに明日の日から社會上に圓滿無碍なる生活状態の實現さるゝ筈のものではない。社會は徐々に進歩發展するものたるに外ならざれば、其の進歩發展の勢に乗つて着々と改良の工夫を

凝らし、漸進的に進化的に改善の實を擧ぐる外はない。即ち文明階段は一段々々と下から上へ進み行く外はないと考へるのである。

## 第四章 社會政策の意義と任務

社會問題  
に對する  
國家の態  
度及機能

現時の社會問題に對して全然自然主義的な放任の態度を取ることには現時の社會共同生活體の最高形式としての國家の爲し得ざる所である。從來北米合衆國ほど自由政策の行はれたる國はなく、勞働状態に對しても殆んど國家や聯邦の干涉の行はるゝ所がなかつた。そして米國の勞働者の状態は其の賃金の名義額等に於ては歐洲諸國の勞働者に比して遙かに良好なるが如くに信せられて居た。然るに其の實狀に就いて仔細に觀察すれば、勞働時間の長きこと、勞働者が殆んど機械同様に扱はれて早く其の精力を消耗し去ること、工場に於ける衛生設備の不完全なること、賃金は其の名義額の高きに拘らず其の實際勞賃としての價値の比較的低きこと等に於て、米國は却つて遙かに歐洲諸國を凌駕する有様であつた。従つて今や米國に於てすらも勞働状態等に對する國家の態度は急速に變化して、之に對する政策實行の必要が痛切に感せらるゝに至つた。其他の諸産業國に在つては、

事情は更に大いに政策の必要を感せしめつゝある。即ち國家は社會共同生活の全般的なる目的より之を觀て、社會内に於ける人々をして各々其の最高なる人格的完成を爲すを得せしむべき機會を與ふるを以て當然の任務と爲すものであり、其の機會は之を前に屢々述べたやうに、各人に公平なるものでなければならぬから、茲に輒ち國家は社會生活に於ける現状の不公平と不當とを除去し、社會生活をして成るべく理想的状態に近づき得べきものたらしむる爲めに、種々の積極的なる施設や消極的なる禁止若くは制限を經濟活動に對し行ふの避くべからざるを見るのである。

けれども國家は大體に於て社會の既成制度を維持し、その基礎の上に立つことに依てのみ能く成り立ち得べきものたるに外ならず、たゞ漸進的に社會生活状態の改善を爲すにのみ盡し得べき機能を有するものたるに過ぎざれば、社會主義的要求に對しても急激には悉く之を容るゝを得ず、急進的なる改造は到底國家のよく之を爲し得べきものでない。茲に於てか國家は常に改良主義的なる立場に在つて社會問題の緩和と解決との爲めに盡さ

國家の改  
良主義的  
立場

んとするものである。そしてその努力は或は立法として表はれ或は行政的處分として表はれ或は又種々の社會的施設として表はるゝものであるが、總べてそれ等を總稱して社會政策と名ける。尤も此の意味に於ける社會政策は獨り國家のみが直接に之を行ふものでなく、地方自治體特に都市の如きもやはり其の區域内に於ける社會生活狀態一般の改善の爲めに、社會の各人をして公平なる生活上の機會を獲せしめんとする主旨の下に、社會一般に對する福祉増進の目的を以て政策を行ふものである。されば社會政策は獨り國家政策と限らるべきではないが、ともかく國家又は地方自治體の如き公權力團體が、其の内部に於ける社會生活狀態を整へ、一般的に其の所屬各人をして公平なる待遇の下に共同生活を爲すを得せしめ、社會全般の平安にして圓滿なる發達と福祉の増進とを齎さん爲めに行ふ所の政策は、之を社會政策と見るべきものとす。

けれども現時の社會問題なるものゝ意義と其の發生原因とが、先に第一章及第二章に之を評論したやうなものであるからには、現今社會政策と稱

せらるゝ所のものも、其の意義のやゝ限定されたるものなるを思はねばならぬ。若し廣く社會政策と云ふならば、苟も公共團體が其の團體一般の安寧と幸福との爲めに之を行ふものたる限り、その目的を以て行はるゝあらゆる施設は、社會政策でなければならぬ。けれども既に現今の社會問題なるものが、既述の如き意味合のものであつて、それが頗る經濟的含蓄に富むものであるからには、その問題の解決の爲めに行はるべき社會政策も亦よほど經濟的内容を持つたものでなければならぬ。けれども同時に又考ふべきことは、經濟的な内容を持ち經濟利益の維持増進の爲めに行はるゝ政策は、悉く社會政策とはなり得ないことである。即ち普通に謂ふ經濟政策と社會政策とは同一意義のものではあり得ない。經濟政策と謂はるゝものはたゞ單に經濟上に於ける富の増殖交易の盛行等の爲めに經濟利益の増加をのみ目的として行はるゝものたるに過ぎぬ。然るに社會政策に至つては、それは元來社會に在る人々をして皆等しく其の人格的なる發展を爲すを得せしめん爲めに、先づ人格的存在の第一條件たる經濟關係に於て社會狀態を



整へんとするものたるに外ならざれば、そは大に経済的含蓄に富むとは云へ、決して富の増殖や交易の盛行やをのみ希ふものではなく、それ等のことも良きことには相違ないが、それと同時に其の造られたる富が社会各人の間に如何に分配されるかに就いて特に重きを置かざるを得ない。如何に多くの富が造られ又それが商品として如何に盛に賣買交易せらるゝとも、その富の分配が社会に於ける人々の間に甚しく不公平に行はるゝやうでは、社会内に於ける各人に公平なる生存と活動との機會は與へられ得ないから、社会政策は直ちに其の狀態の改善を要求し、其の改善の爲めに働かざるを得ないこととなる。されば極めて粗雑に之を謂へば、普通に経済政策といはるゝものは富の生産交易の方面に關する保護獎勵の政策であり、社会政策といはるゝものは、其の経済的意義に於ては富の分配を整へ其の狀態を公正なるものたらしめん爲めに行はるゝ政策なりと見て大過ないであらう。けれども分配の問題は同時に必ず生産交易の問題に關聯せざるを得ないものであるから、社会政策とても決して生産や交易に無關係なものではあり

得ない。生産の行はるゝ組織や方法等に關しても直接に利害を感じ、それ等が社会問題の内容を爲すことあるは、決して忘るべからざることゝ屬する。されば畢竟は経済政策と社会政策とは其の立場を異にするより生ずる區別なりと見るを至當とする。即ち前者は人間生活の要件に重きを置いて、其の要件たる富の増殖の爲めに行はるゝもので、人間生存の物的條件を豊にすることに依て人間一般の幸祉の増加を計らんとするものなるに對して、後者は人間生存の相互關係に重きを置き、其の相互關係を公平にして圓滑なるものたらしめ、依て以て各人をして皆均しく其の天賦を發揮し存在の意義を完成せしめん爲めに、人間生存の物的條件を整理することを以て任務と爲すものである。

右の如き意味に於て、社会政策は経済的含蓄を有するものであるが、同時に又社会政策は主として労働者の経済狀態に關し行はるものである。これは第一章及び第二章に述べた所で明瞭だから更に多く絮説を俟たぬ次第だ。要するに現時の社会生活特に経済生活に於て、労働者階級が資本主企

業家階級に對して不公平にも劣悪なる地位に立ち、雇主と被備者との間には服従支配の關係すら存在して其の實狀が現時の一般社會思想に適合せざることの甚しく、之を中心として社會問題は渦を捲きつゝあるからには、其の社會問題の緩和や解決の爲めに行はるべき社會政策も亦労働者に對する政策を以て中心とせざるを得ざるは明かである。特に現今廣き意味に於ける労働者即ち身神に固有なる能力を提供して之に對する報酬に依て生存するを餘儀なくせられつゝある労働者が、其數に於て社會の大多數を占め、從て社會一般の公平なる福祉増進の爲めには、此の労働者階級の實際に在る境遇の改善てふことが最も重き意味を有せざるを得ない實狀あるに於ては、廣く社會一般の公平なる福祉増進の爲めに行はるべき社會政策が、主として労働者に對して行はるべきものたらざるを得ざるは當然のことである。そして同じく労働者の中に在つても、自己獨立に業務を行ふものよりも、他人に雇傭されて働く労働者が其數に於ても遙かに多く、又其の境遇が雇主との相對關係に於て最も改善を要すべきものたるが爲めに、元來社

會内に於ける人々相互の經濟關係を整ふるを以て任務とする社會政策に在つては、其等雇傭労働者に關する問題が又自ら中心の中心を爲さざるを得ざるは謂ふまでもない。此の意味に於て現今の社會政策は雇傭労働者に對する政策を以て核子とする。そして其の政策は、労働者が社會的に之を見て經濟上の弱者階級たるが爲めに、常に公共團體の公權力を以てする保護的政策たり、保育的施設たり、場合に依ては救濟的施設たるを例とするこども、容易に理解し得べき所なりとする。

斯く現今の社會政策は労働者に對する政策を中心とするものなるが爲めに、社會政策は其の意味に於て甚だ階級的的色彩に富める内容を有するを避け難い。即ち現今社會政策は、社會生活に關する一般理想に照して、社會内に在る各人をして公平なる機會の下に生存の意義を完成せしめんと欲する結果、世に階級的の區別ある限り、先づ其の階級相互間に於ける生存上特に經濟活動上の不平均なる機會をば變じて、公平なる機會たらしめんと努めざるを得ないのである。勿論社會政策はそが社會政策たる限り既述の

如く漸進的改良主義の立場に立つものであるから、階級闘争に依つて社會革命を行はしめんとするものではなく、やはり政策的施設に依つて階級間の區別より生ずる利害の衝突を緩和し、階級間の利害關係を公平なるものたらしめんと期するのである。然し何れにしても、それが階級的區別特に労働者階級の階級としての存立を認め、之に對して政策を行はんとするものたり、其の意味に於て階級的色彩を持てる内容に富むことは、見逃すべからざる所に屬する。

總べて斯くの如くにして、社會政策は社會生活に於ける不公平を除去することに依て其の一般的安定を圖らんとするものであるが、然しそれは元來或種の行動に對する禁止として又は制限として表はるゝものであつたり、又或種の有形的なる設備の要求として表はれたり、又或は一定の費用を要する施設として行はれたりするものであるから、其は多くの場合に於て或は問題に關係ある階級に對して負擔を課することとなり、又或は社會一般に對して負擔を課することとなるを免れ難い。茲に於てか社會政策はその

社會行政及  
實力の  
執行の  
限界

よく有效に行はる可き範圍に關して制限の存するを見ざるを得ざることなる。換言すれば社會政策は、當事者又は社會一般がよく其の負擔に堪ゆるや否やに依て、十分有效に行はれもし、又到底或程度以上に行はれ得ざることゝもなる。特に労働政策に於ては、その政策の實行に要する費用其他の負擔が、或は企業家階級に向つて要求せられ、或は労働者階級に向つて要求せられ、或は或種生産業に於ける生産物の消費者一般に對して要求せらるゝことゝなる場合もあり、又屢々一般的に社會に對して要求せらるる場合もある次第だから、此等のものがよく其の負擔に堪ふる實力を有するや否や、又之れに堪ふるを肯んずるや否やが、直ちに政策其のものゝ有効性と其の程度とを決定することゝならざるを得ない。

即ち或種の労働施設の如きは、専ら企業家に其の負擔を課するものがある。そして其の負擔は企業家が企業家たる故を以て自ら之を荷はねばならぬものもあるし、又彼は企業家として一旦之を負擔し、然も其の負擔は生産業務上に於ける一種の生産費類似のものとして生産されたる財貨の價格

社會政策  
及企業家  
の消費に  
對する負  
担

中に包含されて消費者に轉嫁され、結局消費者の之を負擔せざるべからざるものもある。此等の場合に於て、其の負擔が果してよく企業家によつて堪へられ得るや否や、企業家の占むる企業利潤はよく企業家をして此の負擔に堪ふるを得せしむるに足るものなるや否やは、先づ以て當該社會政策のよく有効に行はれ得べきや否やの限界とならざるを得ぬ。又その政策上の負擔が結局消費者に轉嫁さるべきものたる場合には、先づ第一には其の轉嫁が果してよく豫定通りに行はるゝを得るや否や、次にはその轉嫁が行はれたる場合に、消費者は之を肯んずるや否や、換言すれば、其の負擔の加はるだけ商品の価格は高價となるべきだが、それだけ高價となつても消費者は甘んじて其の商品を需要し、従つて其の産業は依然としてよく存続するを得るものなるや、それともその加はりたる爲めに、消費者は當該商品に對する需要を減じ、其れが爲めに當該産業はよく成立ち得ざるに至るが如きことなきや、又其の商品が輸出品なる場合には、政策上の負擔の爲めに其の商品価格高價となることも、よくその商品は外國市場に於て、他國

品との競争に堪へて依然として輸出の行はれ得るものなるや、或は之が爲めに競争に打敗け輸出向の産業として成立ち得ざるに至るが如きことなきや。すべて此等の事情は其の労働政策をしてよく行はれ得るものたらしむるや否やを決定するに足るものであつて、實に其の政策の行はるべき範圍は之れに依つて限定せられざるを得ない。特に政策上の負擔が消費者に轉嫁さるゝ場合には、其の消費者が社會の中に在つて如何なる部類の人々であり、如何なる階級に屬するかと云ふことは、此の關係に於て甚だ重要な意義を有せざるを得ないのである。

次に若し労働政策上の負擔が直接に労働者に課せらるゝ場合に在つては労働者一般がよく其の負擔に任せんとする社會的意識が出来上つて居り、政策に對する理解と其の負擔の已むを得ざる理由に對する理解と覺悟との存すや否やは、政策として可能ならしむると否と又其の政策をして有效ならしむると否とを分たしむる最も有力なる要素とせなければならぬ場合が少くない。此の事は労働保險の如きに於て特に痛切に感せらるゝ所であつ

て、労働者の此の理解と覺悟との程度は應て政策そのもの、有効性の限界を爲すと見ても大過なきほどのものがある。此事は獨り労働者には限らず企業家に於ても彼等が政策に對する十分なる理解を有し、從つて同情を有し、從つて政策を援助する覺悟を有すると否とは、政策の有効性の定まる上には實に少からざる影響を有つものである。けれども特に労働者の側に於ける右等の點に關する實狀は、労働政策に對して條件的な意義を有し、其の結果を限定するに足るものたるを知るを要する。尙ほ社會政策が、社會一般の負擔の下に國家又は地方自治體の公費を以て行はるゝ場合には、負擔力に關する問題は直接に企業家や労働者が關係する場合に比し遙かに容易なものとなつて來る。そして其の負擔力の強大なるが爲めに、其種の社會政策が有効に行はるべき範圍の限定も、よほど寛大なものとなつて來る。そして近時の傾向としては、負擔が斯く社會的に公に荷はるゝ傾向が段々著しくなつて來、負擔の全部又は少くとも其の一部が公費による範圍は、從來負擔が當事者たる企業家又は労働者に課せられたるものにも擴

社會的  
的負擔

がり行きつゝあるを見る。けれども負擔の全部又は少くとも其の一部は、當事者たる企業家特に労働者に荷はしむるが政策の意義と效果とを精神的に多大ならしむる所以として、推奨せらるゝ方面も決して少くないから、社會政策が一般的に社會の公費を以て行はるゝに至る時期は、世態が漸進的に進み行く限りまだ中々遼遠なりとせなければならぬ。

社會政策の實行には右等の如き負擔の問題を伴ひ、その負擔は何れの方面に落ち來るに拘らず、結局は社會經濟上の負擔たるに外ならざる點より之を見て、世には社會政策を以て人道的には洵に結構至極のものなれど、經濟的には甚だ面白からざるもので、爲めに或種の産業又は産業一般の發達を妨げ、又却つて労働者の生活を困難ならしめ、國家一般の經費を増加せしめて人民の財政負擔を多大ならしめ、其の生活を困難ならしむるものたるに外ならずとして、社會政策を非議せんとする者すら存するのである。惟ふに世に此れほど淺見なる議論はない。論者は國民の大部分を形造る労働者の健康や生命や徳性の如きは之を犠牲にしても國內産業の發達と富の

社會經濟  
的負擔  
に對する  
非對的  
當

生産の増加をさへ見れば、それで社會は健全に發達し、社會の各員は幸福なるを得るものと考ふるものたるに外ならぬ。と同時に又論者は、社會政策の實行に要する負擔は、此道によらざれば他の道に於て社會に落ち來るべき負擔が、形を變へて表はれ來るものたるに過ぎざるの理をも知らざるものである。即ち社會政策が行はれなければ、救貧費とか病院や醫藥の費用だとか、乃至は又刑務所や養育院やの費用だとか云ふ形に於て表はるべきものが、社會政策の實行さるゝに依つて其方の費用として表はるゝものゝ少からざるを知らないのである。そして又此の費用の變形に依つて社會一般の荷ふ負擔は却つて大いに輕減せらるゝの事實をも知らざるものである。

されば社會政策に費用を伴ふと云ふ事實は、社會政策をして不條理のものたらしめ、又社會的に不利益を齎すものたらしむるに足るものとは謂ふことが出來ぬ。たゞ費用の隨伴と云ふ事實により社會政策の實行が一定の制限を被り、其のよく行はれ得べき範圍と限度との之れに依つて決定せら

るゝ所あることだけは、之れを否認するに由なき所である。

仍て之を攷ふるに、右の如く負擔の點からして社會政策の實行に或限定の致へられざるべからざることは、抑も社會政策なるものが折衷的なる改良主義の立場に立つ以上、洵に止むを得ざる所である。そして此點は社會主義者の如きより社會政策の立場が妥協的なりとして常に非難せらるゝ理由を爲すものたるを注意すべきである。即ち社會政策が一方には自由主義的なる個人主義觀を社會經濟の基礎として承認し乍ら、同時に又營利主義的なる企業組織と私的なる企業經營とを根本制度として承認し乍ら、更には又勞働に關する自由契約と生存に關する各個人の自主的なる權利と義務とを承認するを以て社會生存上の根本要義と爲し乍ら、然かもその個人主義と自由制とより生ずる幾多の社會的弊害をば、政策的なる施設に依つて緩和し除去せんとするが爲めに、常に斯くの如く一面には企業家に對して妥協的なる態度を取り、其の妥協の行はれ得べき範圍を以て政策そのものゝ有效に行はれ得べき範圍と爲さざるべからざることゝなる。又他方には

労働者に對しても妥協的態度を以て臨み、其の妥協の許す範圍が即ち政策の行はれ得る領域たらざるべからざることゝなる。けれども斯かる妥協で果してよく現時の痛烈なる社會問題としての時弊が救済され得るであらうか。それは到底望なき所である。假りに人間本心の要求より進み出で社會生活の根本義に關して作り成されたる理想に照して現状の誤れるを是正せんとならば、何ぞ今少しく勇敢に所信に向つて猛進せざるや、所信の誤れるなきを知る限り、妥協を排して徹底的に進行すべきである。改造何の恐るゝ所ぞ。互に兩立し得ざるものを雙方ともに承認して、然かも強て兩者の妥協を見出さんとする、其所に社會政策の弱點と誤謬とは潛むでると非難するのである。

## 第五章 社會政策の法的並びに道德的基調

社會政策は社會全體の平均せる状態を造り出し各人をして均等なる生存上の機會を獲せしめん爲めに行はるゝものなれば、それは一定の範圍内に於て個人の自由行動を束縛することゝならざるを得ない。そして其の自由行動の制限は、社會の人々がよく社會生存の本義を解し、期せずして自らに其の行動を慎み、自發的に制限の行はるゝを以て、政策的には最も喜ぶべき所とせなければならぬ。即ち社會政策は本來現時の個人主義的なる社會生存の原則を承認するものなれば、出來得る限りは個人の自由を承認し其の行動を他動的に束縛するを好まざるものたるが爲めである。けれども斯かる自動的なる各人行爲の規律的なる制限が圓滑に行はれて社會生活が圓滿無碍に進展せむことは、現時の所ではたゞ吾々の理想たるに止り、實際状態としては其行はるゝ所の甚だ薄きを歎かなければならぬ状態にある。斯かる状態にあればこそ即ち社會政策などと謂はるゝものも必要とせらる

社會政策  
個人の自由  
行動の束縛

る所以である。

茲に於てか現今社會政策の實行の爲めには、社會全體の調和ある發達と圓滿なる利益の増進との爲めに、其の社會全體の利益を代表する國家や地方自治體の如き公共團體は、其の公共團體として有する公權力に依り、種々の制限を個人の行動に對して行ふものとする。そして其の制限は法律として表はれ來ること言を俟たざる所である。

然かも現時の社會的實生活に對する政策的規律としては、此の法規の制定に依り、個人の行動をば社會生存の理想に適合せしむべきやう限定すると云ふことが、社會政策の主たる任務であり、觀やうに依ては、社會政策とは即ちかゝる規律を爲すことそのことを意味するものたるやにも見ゆる。そして法規なるものは、元來人間行爲の規範となり其の形式を定むるものに外ならずと見る學者少からざるが爲めに (Stammeler, Wirtschaft und Recht) 社會政策も亦叙上の意味に於て叙上の目的を以て其の範圍内に於て人間行爲の形式を限定することたるに外ならずと見んとする者も尠くないのである。

社會政策  
の法規  
制定

即ち其の意味に於ては社會政策なるものは人間行動の一定形式たるに外ならず、其の法的形式に對する内容としての一定種類の行動それ自身を包含することなきもの、換言すれば社會生活は人間行爲の形式に關する規範であつて、實質的内容を有するものにあらずと見んとする者も尠くないのである。

けれども惟ふにたゞへ一般的に法規なるものが人間行爲の形式を定むるものたるに外ならずとする議論は之を正しきものとして承認するにしても、其の法規中には、社會政策に屬するものと然らざるものとあるべきは明かだ、其の區別を生せしむる抑々の理由は那邊に存するであらうか。其の區別を生せしむる所以のものは、實に或種の法規が社會政策上の目的を達せん爲めに制定されたるものなりや否や、社會政策の爲めに役立つものなるや否やと云ふことに存せなければならぬ。そしてその社會政策の目的とする所と云へば、それは即ち各人をして社會的に均等なる生存の機會を得せしむると云ふ一種の平等觀の實現たるに外ならざれば、社會政策の社會政策



たる所以のものは實に法規に依つて現實にせらるゝ所の精神的要求に在り  
とせなければならぬ。

斯く社會政策が法規に依て現實にせらるゝ限りに於ては、社會政策は法規そのものに依つて成立つとも謂つてよい次第であつて、ともかく社會政策と法規とが離るべからざる關係を有することは之を示認せなければならぬ。然るに法規なるものは要するに之れ人間行爲の規範なるが故に、人々は其の規範に準據し之に當倣まるやうでなければ行爲するを得べからず。少くとも社會的に承認せらるべき行爲は其の規範に當倣つた行爲でなければならぬ。此の意味に於て、法規は常に一定の強制力を有するものであつて、従つて、社會政策も亦一定の強制力を有する法規として表はれ、個人の自由行動に對する制限となるものである。そして社會政策は主として社會に於ける人々の經濟生存上の機會均等を將來せんとするものなること既述の如くなれば、其の制限が主として經濟に關する行爲に對して表はるゝは賭易き所に屬する。

社會政策の  
主體を  
法規に  
依りて  
制定す  
るの  
權能

此の觀方よりすれば、社會政策はたゞ法規を制定する權能を有するものに依てのみ行はるべきであつて、國家及地方自治體のみが之を行ひ得る。企業會社や個人の如きはその國家や地方自治體の行ふ社會政策を幫助するに足る行動を執り施設を爲すことは出來るけれど、それ自體が社會政策を行ひ得るものではない。世にはこれ等のものゝ行ふ所をも社會政策と名けんとするものがあるが、たとへ此等のものゝ行ふ所が社會生活上に於ける各人の機會均等を実現するに足る状態を造り出すに貢獻する所あればこそ、それを以て直ちに社會政策と謂ふは適當でない。

ともかく社會政策が法規に伴つて行はるゝものなるからには、其の法規を制定すべき國家の組織や實狀やは社會政策に取つては甚だ深き關係を有せざるを得ぬ。地方自治體と雖も其の立法の權能は國家の有する權能を承けたるものに外ならず、つまり現今の社會生活に於て各人の行爲を根本的に規律すべき權能を有する最高公共團體は國家たるに外ならぬのだから、其の國家の組織や實狀の如何は社會政策に對して重大の關係を有すること

とならざるを得ないのである。

元來社會政策は既成國家が既成制度を認めて大體之を維持し乍ら、然かも社會生活の理想に照して生れ出でたる新しき要求に應じて行かうとするものなのだから、その國家は組織の如何や政狀の如何に拘らず之を行ふて行ひ得ざるものではない。即ちたとへ専制君主國といへども之を行ひ得ざる理由はない。けれども已に社會政策が社會に於ける各人の生存上に於ける機會を均等にす理想に向つて進み行く爲めに行はるゝものであり、然かもその理想に近づく爲めに現狀を改善するに就いては社會の最大多數者たる無産階級の地位を向上せしめ、其の經濟生活を改善するを以て急務と爲すものたるからには、其の多數者たる無産者階級が直接に國家の政治に參與し、先づ政治的には國民各自に對して平均なる待遇の與へられ、平均なる參政の機會の與へられたる状態が、社會政策實行の爲めには最も都合よきものたるは論なき所とする。社會政策は主として經濟方面の問題に對して行はるゝものなりとはいへ、同時に社會一般の傾向が政治的にもか

かる民主主義を容れて其の益々現實にせらるゝに至るを可とし、殆んど之を條件的に必要とするとも見ても差支なきは、容易に首肯せらるべき所なりとする。

社會政策は法規に依て行はるゝものなりとはいへ、後に説くが如く其の有效なる實現の爲めには、社會に於ける各人の自助的努力を必要とする所多く、然かも亦現今國家の法律にしてもそはつまり國民一般の共同意思の發現たるに外ならず、その共同意思の發現たる實狀に近ければ近きほど法律は優れたる法律であり、又其の社會的效果も價值も大なりとせらるゝ次第なれば、今社會政策に就いて、その規矩準繩たるべきものが社會多數者の參與の下に規定されたるものなるを否とは、頗る其の政策としての價值に影響する所ありと見る外はない。民主主義の徹底的に行はれたる政治組織の下に造らるゝ社會政策が最も有效のものたるべきは、政策本來の性質より見て明かなる所と云ふべきである。専制君主制や寡頭政治やの下に於て、人民の意思を離れて上より造つて與へらるゝ社會政策は、其の有效性

を發揮すべき要件即ち各人の之に對する自覺的承認の欠けたる點に於て、薄弱なるものと謂はねばならぬ。

此の意味よりすれば或學者(例へば Herkner, die Arbeiterfrage, I Bd. S. 96 ff)が社會政策は政治家が之を活用するに於ては、以てよく社會内に於ける階級的意識の對立を和げ、又勞働者階級の如きをして只管に社會の現狀を呪はしむることなく、よくその感情を和げしむるに足り、國家の政務を行ふに甚だ便利なるべきを説き、之を以て所謂治國の具と爲すことの賢明なる所以を論ずるが如きは、議論として全然間違つて居るとは云へぬが、斯くの如くして行はるゝ社會政策の甚だ香氣薄く、其の價值乏しく、其の實際的な効果も貧弱なるべきは疑なき所である。政治は民意に立脚し國民の心中より湧いて出たものでなければならぬ。社會政策の如き特に然るべきを否定し難いであらう。

總べて上に述ぶるが如く社會政策は多くの場合に於て法規として表はるゝものであるが、そが苟も法規たるからには、それは社會内に於て一般的に

法的普遍  
性道德  
的基礎

行はるべき普遍性を有たねばならぬ。そしてその法的普遍性は、之を一般的にいへば、固より道德的基礎なしにも存し得る。例へば専制政治の下に於ける強制法律の如きは、其の法規としての強制力はたゞ専制君主の有する武力其の他の實權力を基礎とするものなりとも、ともかく其の基礎あるによつて普遍性を得、其所に道德的基礎なくしてもよく存続するを得る。この點よりして之を考ふるも法律的規範なるものは概念的に道德的内容を有するを要するものは謂ひ得べからざるものであつて、兎も角社會内の人々に對して其の人々の意思を強制し、人々をして之を尊重せしめ之を遵奉せしむるに足るだけの優れたる意思の表現として、實效的な一般適用性を有する規範である限りは法律的規範たるに足りる。けれどもたゞ専制君主制の下に於ける法規といへども、之を概念的に見ないで實際的に觀れば、その根柢には必ずや道德的要素が含まれて居る。少くとも其の立法者の意思よりすれば其所に何等かの道德的意圖があつて其の實現の爲めに法規は造らるゝものたらざるを得ない。虐王ネロの立法といへども其所に何

等の道徳的意圖の認むべきなしとはいへぬ。何となれば法規は其の目的とする所が已に社會内に於ける秩序を維持し、人民相互の間の鬭争の機會を除去し、少くとも之を輕減し、社會一般の調和を現實にせんとすることに存せざるを得ざる性質のもので、その秩序の保持と社會一般の調和とは一面には主權者自身の利益たれども、一面には又社會一般の利益たり、幸福たり、少くとも社會一般の之を希ふ所の「善」たり「正」たりとせらるゝものたるが故である。

專制主義の下に於ける法規にして已に然りとせば、現時の如き人民主權説の一般に認められ、國家は畢竟するに社會共同生活上に於ける最高有機組織なりとせらるゝ時代に在つては、其の公共團體としての國家の制定する法律的規範が事實上に於て道徳的内容を有し、一般に認められて善とせらるゝもの正しとせらるゝものを助長し、惡とせられ不正とせらるゝものを抑壓除去せんとする意思の發現たらざるを得ざることは、洵に睹易き所に屬する。

まして今社會政策の如きに於て、國家はたゞ現在にあるもの其儘を以て満足せず、當來の状態として更に合理的に更に善美なるものを造り出さん爲めに法的規範を垂れんとするに當つては、其の合理性を導き其の善美を識別せしむべき標準として、茲に道徳的價值判斷を爲すは避くべからざる所である。そしてそが避くべからざる所である限り、社會政策としての法的規範が道徳的内容を持つことゝなるは當然のことに屬する。獨り社會政策に限らず苟も國家が法規を制定するに當つては、道徳上の問題には超然たらんとするも能はざる所で、道徳的でもなく不道徳的でもないものがそこに法規として表はれ來るべき餘地は絶對に存在せない。その場合國家は人間社會生存の最高有機的形態として不道徳なる道を選むで法的規範を垂るゝ筈はないから、必ず道徳的内容を有てる換言すれば社會の道徳上の要求に合致せる道に沿ふて之を爲すべきは理の當然に屬する。況んや社會政策の如く政策としての意義自體が已に道徳的要求に依て造り成さるゝものに於てをや。

何が故に社會政策は其れ自體が道德的要求に依て其の意義を成すかといへば、既に第一章に之を詳述したやうに、現代の人々は其の人格の自由なる發展を要求し之を以て生存の眞意義と爲し、人格價値の尊重より社會生活の上に之を實現せんとするその倫理觀が、實に國家をして社會生活の現狀改善の爲めに法規を造つて所謂社會政策を行はざるを得ざるに至らしむる所以だからである。換言すれば政策そのものが倫理的要求の所産であり、その倫理的要求は現代人の實踐道德の規律たらざれば已まざらんとするものたるが爲めである。

然るに人あつて若し茲に社會政策は斯くの如き倫理的要求からして行はるゝものなりとも、元來人々の意思は自由であるべきで、道德上善とせらるゝことも之をその自由意思より行へばこそよけれ、それが法規の強制に依て行はるゝ分ではそれは自家撞着たらざるを得ないと云ふ疑問を抱くことありとせば、その疑問は倫理上の根本問題として一應尤な疑問とせなければならぬ。そしてそれは一般的に法的規範の道德性に關する根本的疑問と見な

ければならぬ。そして其の疑問が是認せらるべきものたるに於ては、社會政策など稱せらるゝものも、其の意義の根本に矛盾ありとせられざるを得ざることゝなる。

此の疑問を釋く爲めには、吾々は社會生活の根本的必要と云ふことから考へてかゝらねばならぬと同時に、所謂人格主義的なる自由生存なるもの如何なる場合に於て可能なるべきかを考へてかゝらなければならぬ。仍て少しく之を致へて見るに、抑々吾々が多人數集つて社會生存を爲す所以のものは吾々が個々別々に孤獨な生存を爲す分では吾々の生存の有形的な必要をすら充すに足らず。まして其の精神上の必要例へば智識の獲得、美感の表現、思想の交換、意思の表示の如きをも爲すを得ざるが爲めであつて、其の事は原始時代に於ても已に然るが如く、現時の状態に於ては特に著しくさうである。そして又吾々が各自その人格的價値を認識して其の人格の自由なる存在と自由なる發展とを爲すが爲には、吾々はたゞ自分一人自己の人格的價値を認識するを以て足れりとせず、同時に他人の人格の

価値を認め他人の人格価値を尊重し、然かも自己の人格価値と他人の人格価値との間に差等を認めず、共に等しく之を人生最高の価値として認識するに依て甫めて吾々はその所謂人格価値なるものを最高価値と認むるを得る次第である。若し人がたゞ自己の人格価値のみを高く評價して、他人の人格価値を低く評價するに於ては、一般的に之を見て、換言すれば社会的に之を見て、自己の人格価値たると他人の人格価値たるとを問はず廣く人格価値なるものが人生最高価値なりと云ふことは出来ぬ筈である。此等の意味に於て吾々は社会的生存を爲すの必要欠くべからざるものを有すると同時に、その社會生存上に於ては各人互に各自の人格価値を尊重すべき當然の義務を荷ふ。茲に於てか多數個人の集團たり然かもその有機的なる共同團體としての社會は、その社會全體を規律し各人の行爲を律すべき普遍的準則としての法的規範を爲すに當つては、よく此の社會生存の目的に叶ひ、又現代人の倫理的要求に合致すべきやう之を爲すべき権能と義務とを有する次第で、その社會團體の最高形式としての國家が法規の制定を爲す

に當つては、この権能と義務とよりして、その要求に合致するものたる限り、その法規は法規として強制的のものたるを必要とすることゝなる。それが強制的のものたるが爲めに、甫めてよくそれは社會の各人をして漏なく各人相互の人格価値を尊重せしむるを得る次第で、又それが強制的なることは毫も各人が自己の自由意思に依つて各自の人格価値を尊重する行爲を爲すことの妨とならざるのみならず、却つてよく他人の非社会的なる行動の制御さるゝ結果として、よく現代の倫理的要求に合致せる自由行動を爲し得ることゝなる。要するに法規の内容が時代一般の倫理的要求に合致せるもので、各人の當然に之を是認すべきものたる限り、其の法規の強制は何等各人の自由なる意思と行爲とを束縛することなく、其の強制に依て行はる所のものは、つまり各人の自由なる意思より行はるゝ所のものと何等矛盾せざることゝなるのである。

一般に認めらるゝが如く、抑も國家なるものは社會生活の最高共同組織として各人をして自由なる人格を發展せしむるに足るべき内外に涉れる條

件を制定するものである。即ち外面的なる條件としては、人々の生命名譽等を保護し又その所有を保護すべき諸々の施設を爲し又人々の健康や幸福やを維持増進せしむべき諸々の施設を爲すべきものであり、内面的な條件としては、人々の身體と智能と徳性とを涵養發育せしむべき教育を爲すべきものである。これは苟も國家なる組織の認めらるゝ限りは其の當然に爲すべき責務と信せられて居る。

そして其の責務の一として今各人の自由にして平等なる人格的發展を爲さしむるに最もよく適合せる社會政策を行ふものたるは言を俟たぬ。然るに國家は此の責務を果す爲めには法規の強制に依ても之を爲し得べき一般權能が認められ、其の承認の下に各人は國家に從屬して其の一構成員として存在するからには、今國家の創設する法規が強制力を有することに對しては吾々は根本的に之を否認すべき理由を有たぬ。従てその強制の下に道徳的内容に富める社會政策の實行せらるゝことに對しても、これを否認すべき理由は出て來ないのである。

然も忘るべからざることは、社會政策はたとへ強制的なる法規として表はるゝとも、その内容たる所のが道徳的含蓄を有し、その道徳上の實踐は各人の自由意思を基礎として行はるゝものなりとせば、各人は同時に其の社會政策をして益々效驗あらしむべき爲めに、各人の道徳上の責任觀より益々之を助長し、之に協援するの欠ぐべからざる所あること之である。此の意味に於ては、社會政策は社會各人の道徳的自覺と援助とに依て甫めてよく十分に其の效驗を表はし得るものと謂ふことが出来るのである。そして法律と國家との終局目的はやはりどうしても各個人をして自由に自發的に善を爲すに至らしむることに存するのであつて、之が抑々國家と法律との存在する唯一の道徳的理由である。さればあらゆる法規は道徳律を準據とせざるを得ないのである。兩者は法的規範と道徳的規範とは、同一源泉より發したる人生必至の要求である。兩者は互に相助けつゝよく人をして其の人格的最高完成を爲さしむることを以て其の使命とするものたらざるを得ないのである。

Ad. Günther, Theorie der Sozialpolitik, Teil I, 1922, S. 362fg.

H. Herkner, Die Arbeiterfrage, I. Bd. 8. Aufl. 1922, S. 88-106

Th. Lipps, Die ethische Grundfragen, 3. Aufl. 1912, S. 214-256-.

## 第二編 労働者問題と労働保護立法

### 第一章 労働階級の発生と其の境遇

現時の意味に於ける労働者階級は現時の工場工業組織と之に伴ふ経済上の一般的傾向とが之を造り出したるものなりと説明せらるゝが例である。

此の説明は大體に於て間違つて居らぬものこそせなければならぬ。けれども現時の工業組織が成立する時期に際しては、之に必要な労働者を提供し、之をして能く成立するを得せしめたる實際状態の備はつて居たことは之を忘れてならぬ所である。即ち現時の工業組織の成立の初期に當つては、既に事實上多數の無産者が在在して居て、新工業経済は直ちに之を利用して以て能く其の成立を爲し遂ぐるを得た。若し此の如く無産者が労働者として直ちに利用され得べきやうに其所に前以て存在して居なかつたならば、新工業組織は容易に成立することが出来なかつた筈である。

殊に當時労働者として使用さるべき少年者が多數に存在し、養育院の如

工場工業  
の成立と  
労働者の  
供給



きに於ても利用さるべき多くの者が見出されたと云ふことは、注意を要する所とする。産業革命當時に於ける最初の工場的工業が、此等の年少者を多く使用して、其の労働状況の悲惨なりしことは、英國などの實例として多くの書物にも記されて居る。オーエン R. Owen 等の如きも其の状態を見て大いに刺激せられた次第である。

斯く新工業組織成立の當初に於て既に多くの無産者が存在して、労働者階級を形造るべき要素の既に備つて居たのは、一面には農業労働者の解放が行はれたのと、一面には中世手工業組合組織が崩解して助手徒弟輩が永久的労働者たるべく経済市場に放り出された事情とに由る所が多い。

謂ふまでもなく昔時の労働は主として奴隷に依て行はれ、特に希臘羅馬に於て奴隷經濟の發達を見たのは、人のよく知る所である。而して此奴隷制度は後に化して農奴制度となり、中世時代を通じて行はれ、或國々に於ては近く十九世紀に入るまで行はれたのであるが、然し英國の如きに在つては、比較的早く農奴の解放が行はれて、此等は其の土地と共に結ばれた

る束縛を脱して自由民として、然し土地其他の生産手段を所有すること出来ない無産者として、多くは生存の地を都會に求めて之に流れ込むで来たのである。農業が粗放的經營を以て事足る間は、其の労働は農奴の不自由労働でも事足るけれども、農業經營が漸次集約的となり、農産物の品質が尊ばるゝやうになれば、農奴による労働は漸次不適當のものとなり、又生産經營者につつて不經濟のものとなり、一面精神上の要求と此の經濟上の理由と相結びて、終に農奴の解放は行はるゝに至るものとする。殊に英國などに在つて莊園制度 (Manorial system) の崩解に依り其下に在りし農奴が解放されて、之等が自由に職業の選擇を爲すを得るに至り、漸く發達せんとする都市の新經濟に向つて流れて来たことは、新興工業には労働者を得るに最も都合のよいことであつた。我國に在つても明治維新以後一種の農民解放が行はれて、農村に餘れる人口が都會に向つて流出し、都會に於て職業を求むる無産者が多數に存在するに至つたことは、新興工業の成立を

次に又彼の手工業組合制度が中世時代に於て頗る整頓せる状態の下に、徒弟助手親方の順序が階級的に出来て居た間はよかつたけれど、後に漸く制度の頹廢を見るに至つてよりは、獨占と世襲の風が因習的に養はるゝこととなり、終に永久的に徒弟助手の境遇に居なければならぬものが出来て来た。そして此等のものが漸次組合の束縛を脱して自由に職業を求め得る地位に置かるゝこととなり、然かも其の數随分多數に存在したことは、同じく又新興工業組織に労働者の供給を爲し其の成立を助くることとなつた。我國に於てもやゝ事情は之に類し、從來の職人が化して雇傭労働者となれるものは多數に之を見る次第で、又現今も尙ほ其の勢は進みつゝある。彼の丁稚小僧の如きものが、舊來の習慣的制度より離れて漸次雇傭労働者と化しつゝあるは、吾等の現に之を目撃するを得る所で、之によつて新興工業は大いに助けられつゝある。

又家内工業組織が漸次崩壊する機運を迎へて、其の方面に用ひられたる労働者が新に他に用ひらるべき必要を見るに至つたことも、新興工業の爲

めに都合のよいことであつた。

總べて斯くの如くにして、諸多の事情に依て新たなる工業組織の出来得べきやう十分なる労働の供給を爲す状態の備はつて居たことは、見通すべからざる所であるが、此等の無産者が新工業組織に雇はれて雇傭労働者となつてからは、茲に又其の労働者としての又其の無産者としての階級成立を見ることとなつた。而して其の階級は階級として漸次發達するに連れて、其の經濟上に於ける地位も固定せられ、従つて其の社會上の地位も固定されて、終に今日之を見る、が如き雇傭労働者階級を見るに至つたのである。併し同時に見通すべからざることは、工業上に新たなる工場企業組織が出来上るに至つた爲めに益々労働者の數を増し、其事が原因となつて労働者階級の發育を助けたる事情も少からざることである。即ち新たに起きた工場企業は飽迄資本的に發達し、所謂自由競争制の下に企業集中の勢を造り成すに至りしこと、前章に之を明かにした通りなるが爲めに、從來の労働本位の生産組織たる手工業の如きは、之れが爲めに漸次競争に打敗か

されて、從來獨立の企業者たりしものも降つて労働者となり、工場に雇傭せられざるを得ざることゝなつて来る。それに又商業方面に於ても集中の勢熾にして、化して雇傭労働者となるものあり、又農業に在つては自作農業衰へて益々多くの労働供給を都市の新工業に向つて行ひ、新工業の勢は之が爲めに益々強大となり、其の企業上に於ける競争力大となつて、小規模小資本の競争者を覆し、それ等をして雇傭労働者階級に入つて其の成育を助けしむることゝなつた。

大體上に述ぶるやうな事情からして現時の労働者階級は、經濟と社會構成上とに現實なる存在を見るに至つたものであるが、爾來現今に至る迄の經濟界一般の情勢を窺へば、經濟の發達を遂げつゝある國々に於ては、農業人口は年々に減少する傾向を有し、之に反して工業人口は比年増加する傾向を示して居る。然かも工業に従事する者の間に在つては、大規模企業が益々大いに發達するに伴ひ、從屬的地位に陥り人に雇傭されて甫めて生産業務に従ふを得る者の數、年と共に増加するに至つた。

農業人口の減少と工業人口の増加

労働者階級の境遇

前に之を明かにしたやうに、從屬的なる地位に在る労働者は昔から存在したのだけれど、其數現時のやうに多くなく、其の階級としての同質性と階級的意識とに於ても、現時のやうに纏つた一階級を形造ることがなかつたのである。而して現今此の多數なる從屬的労働者階級の人々は、其の實際の生活に於て、現時の文明の程度に適應せるだけの又他の階級に比較して適當と思はるゝだけの生存上の享樂を爲し得ざる状態に在る。此事は現今階級として出來上れる労働者の境遇として、事實的に先づ以て承認せられねばならぬことゝなつた。而して此の享樂の僅少なる境遇は、現時の經濟趨勢の下に於ては漸次其の永續性を養ひ、やがて終に労働者階級の宿命的境遇たらんとするに至りつゝある。此の事實と情勢とに對しては、労働者階級は現今大いに其の不公平を鳴らし時情を憤らざるを得ざるに至つた。即ち一には人格上の平等觀から、一には産業革命以後に於ける物資生産の増加に伴ふ物質的欲望の満足を希求する傾向一般的に大いに増進せる所から、然るに至つた次第である。之れ社會問題發生の一般的理由として致ふ

べき點であるが、労働問題の發生に關しても、此の労働者階級の實際生活上に於ける境遇と彼等の正當と考ふる所との矛盾は、其の主なる原因を爲すものと見なければならぬ。されば吾等は尙今少しく詳かに現時の經濟生活上に於ける労働者階級の地位と境遇とに就いて、觀察して見なければならぬ。

労働契約  
と  
労働買取  
入

現今労働者は無産者たるが爲めに、其の生活は専ら勞賃收入に依て維持せらるゝものたるや言を俟たぬ。然るに其の勞賃收入の高は労働契約の如何に依つて定まる次第で、其の労働契約の内容が出来上がるに就いての經濟的標準は、勞賃に關する經濟理論の之を啓示する通りである。而して労働者が元來無産者であると云ふことは、労働契約を取結ぶに就いて常に労働者をば雇主に對して不利の地位に居らしめ、従つて労働者階級の境遇は雇主階級の境遇に比して常に劣悪なるを免れ難い。

無産者の  
意味

無産者と云ふ意味は、人やゝもすれば全然所有なるものを持たぬ者と云ふ風に解釋せんとするけれど、實はさうでない。労働者と雖も全然所有物

を持たぬ譯ではなく、日常生活に必要な一定種類の財は之を所有して居る。此の意味に於て無産者ではない。無産者と云ふ意味は、自己の身身に固有なる能力を働かして以て生計の資を得、生存を維持するを得る以外、自己の身體を離れて客觀的に存在する所得源を有せず、所謂資本を所有しそれより生ずる利得に依つて生活する者にあらざることを意味するに過ぎぬ。されば労働者にして多少の使用財や消費財を所有することありとも、その所有關係より收入を得て之を主として其の生計を立つるを得ざる限り即ち労働者が労働することに依つて主として其の生計の資を獲得する限り、彼等は無産者たるに外ならぬ。

而して現時の如き資本を主とする生産企業が行はれて、資本力の強大なる者が漸次競争場裡の勝者となり、小資本の者の企業を打ち亡ぼして之を併呑する時勢の下に在つては、たとへ労働者が或は相續により或は自己の勤勉と貯蓄とに依り、多少の資金を所有することありとも、彼は到底よく之に依つて獨立の企業を営み大資本を擁して事業を営む者に對抗するを得

労働契約の必要上の地位の不利

べきにあらず。自らは労働者として大企業家に雇はれて之に労働を賣る外はない。

即ち此の事実上の必要から労働者は企業家と労働契約を爲すを餘儀なくせらるゝものであるが、其の全生存は實に此の契約の内容如何に繋がることとなる。安慰に生活し得ると窮乏に苦まざるを得ざることは、先づ以て契約に依つて定めらるゝ、勞賃の高低如何に由り、又其の労働上の苦痛健康上の顧慮も、此の契約の内容特に労働時間、労働場所の状態に依つて定めらるゝ、而して労働契約の締結せらるゝ際、勞賃の高低は經濟理論の示す正當標準を以て標準と爲すべきであるけれど、實際的には其の時其の地方に於ける労働の需要と供給との實際關係によつて定まり、其の場合には雇主と労働者との政治上、經濟上並びに社會上の地位が之に影響する所大なる次第だから、元來政治的に從屬者たりしものゝ間より生れ、無産者として労働を賣らざるべからざる境遇にある労働者階級が、契約締結上常に不利の地位に立たざるを得ざるは、洵に拒み難き現時の實狀なりとする。

法の觀念上の平等

事實上の不平等

現今法律の根本觀念に於ては、有産者たる者と無産者たる者と、雇主たる者と被傭者たるとに依り差別的待遇の與へらるゝ筈はないことになつて居る。けれども之を現今の實際の法制に就いて見れば、契約上此等兩者の間には少からざる差別的待遇が與へられ、所有者に有利なる又雇主に有利なる規定の設けられたるもの少からざること、洵にアントン・メンガー Anton Menger の指摘論難する通りである。即ち現時の法制特に私法々制がやはり所有者の尊重と所有者の保護とを眼目に置いて居ることは、掩ひ難き所で、此事特に羅馬法の流を酌めるものゝ間に顯著なるを疑ふことが出來ぬ。何れにしても、現時の法制は労働契約締結上労働者に都合のよいものではない。

よし又法律上は雇主と労働者との地位が對當平等で、法の規定は全く公平なるものなりとするも、其の法律關係に入るに先立つて實質上の關係即ち法律家の所謂事實的關係が、兩者に對當平等ならず、労働者が不利の地位に立つ事情あるに於ては、其の法律上の對等と云ふことは、實生活には多くの影響を及ぼす能はず虚文虚飾たるに過ぎない。兩當事者が眞に對當

平等なる場合とは、契約を爲すも爲さぬも兩當事者共に全く自由であつて、之を爲さずとも雙方ともに何等大いなる不利益を被ることなき場合之である。然るに現今の實際に於ては労働者階級は此の自由を有せぬ。労働者は生きんが爲めには労働を賣らざるべからず。其の労働を賣らんが爲めには厭でも應でも雇主と契約を取結ばねばならぬ。之を取結ばざるに於ては彼等は生存を奪はるゝのであつて、實に絶大の不利益を被らねばならぬ。實に之れ労働者に取つては死ぬるか活きるかの大問題である。労働者が無産者たるの悲しさ、之を免る能はざる縛られたる運命である。

之に反して雇主は契約を爲すと爲さぬとの選擇の自由を有して居る。労働者を雇傭することが業務上都合悪しき場合には之を雇はないで居ることが出来る。労働者を雇ふべきや之に代はる機械を使用すべきやに就いて選擇することが出来る。又労働者を雇ふにしても、自己に都合よき條件の下に之と契約を取結び得る時期の到來する迄之を待つことが出来る。無産者たる労働者は之を待つことが出来ぬ。されば資本的企業家たる雇主側に取

労働者の賣  
より生  
買する  
者の不  
利益

つては、労働契約を締結すると否とは死活の問題などと云ふやうな仰山なものではなく、たゞ之れ損得問題たるに過ぎぬ。労働者側に取つて生存問題たるに反してたゞ算盤問題たるに過ぎぬ。

斯かる實情の下に於て、どうして實際の利害上雇主と労働者とが對當平等の地位に立つことが出来やう。

何れにしても労働者は現今其の労働を賣つて生存せなければならぬ境遇に在るに拘らず、其の賣却を爲すべき契約締結上に於ては、雇主に對する實際上の地位斯くの如く不平等なるを免れぬ。然るに労働者が元來其の労働を賣らなければ生存することの出来ぬと云ふは、其事自身よりして當然に労働者の境遇を益々劣悪ならしむるものと云はねばならぬ。労働が雇主に對して賣らるゝからには、労働は實に一個の商品たるに過ぎない。人の人としての生存上の意義から見ても甚だ矛盾したること、謂はねばならぬ。即ち法律や道徳は人を以て一の自己目的物と見、人は或他の目的の爲めに其の手段として存在するものでなく、たゞ自己の目的の爲めに生存するに外

ならぬとして居る。然るに經濟生活上の勞働關係に於ては、人と取離して考ふることの出来ない其の勞働を以て一つの手段と見、或他の目的を到達する爲めに存在する——特に現今に在つては營利と云ふ目的の爲めに存在する——手段として見て居り、又手段として取扱ふて居るに過ぎぬ。而してそれが手段と見らるゝが爲めに人と人との間に賣買せらるゝことゝなるのである。けれども之は大いなる矛盾と見るの外はなく、人生活動の一表現たる勞働が人と取離して商品として取扱はるゝと云ふは、つまり勞働者其者を手段視し、其の生存を手段視するの事實に於て多く異なる所なく、畢竟は之れ雇主と勞働者との間に人としての價値に異同を認むるものたるに外ならぬ。人格の平等の認められたる現代に於て斯くの如き不條理な事はない。

然し不條理たるにせよ、然らざるにせよ、現今事實の上に於ては勞働は商品として賣買せられて居る。然るに勞働は商品としても決して宜しからざる商品で、之を買ふ人に取つては其の價格を安く引下ぐるに便利なる商

商品として  
の勞働

勞働賣買  
と人的束縛

需要に無  
關係なる  
勞働生産

品たると同時に、之を賣る人に取つては其の價格を安くせざるを得ざる事情を隨伴する商品である。試みに其の理由を謂つて見やうならば、先づ第一に勞働は右に述ぶるやうに勞働者自身と取離すことの出来ぬと云ふことが、抑も商品としては頗る都合よからぬものと云ふ外はない。成程勞働は概念の上では勞働者自身と取離して取扱ふことが出来るけれど、實際上に於ける勞働となれば、勞働の行はるゝ所其所に必ず勞働者が在らねばならぬ。之れ勞働問題には必ず人道問題の伴ふ所以であつて、之を如何ともすべき由がない。次に他の商品はそれ自身の目的の爲めに生産さるゝことなく、必ず人の欲望を満すが爲め的手段として生産せられ、つまり需要に對して生産せらるゝものであるから、其の生産は需要の如何を見て之に適應すべく伸縮せられねばならぬ性質のもので、又事實上よく其の伸縮を爲し得べきものとする。然るに勞働は商品ではあり乍ら之に對する需要の如何には頓着なく、市況と云ふものには全く無關係に、人それ自身と共に生滅するものたるに外ならぬ。從て其の價格の變動を見其の狀況如何に從て生産の

方面の伸縮を行ひ依て以て其の價格の調節を行ひ得べきものでない。此事亦勞働をして商品としては頗る不向のものたらしむる大いなる理由を爲すものと謂はねばならぬ。而して現時一般の實際的傾向としては勞働人口は常に増加して止む時なく、人口中に在つても他の階級に比すれば勞働階級は最も出生率の大なるものとなつて居る。従つて勞働の供給は比年増加する一方なるに反して、之に對する需要はと云へば、其の擴がりに於ては工業の發達と共に増加するけれど、其の集約さに於ては寧ろ減少する傾向を持つて居る。即ち科學の進歩に伴ひ順次新たなる有効の機械が發明使用せらるゝことゝなるに依り、勞働必要の程度は減せらるゝを例とし、其勢は年と共に進み行きつゝある。此事は現時の勞働者に對しては常に一の大いなる不安たり恐怖たるを免れ難い。更には又此の勞働の需要減退は隨時的に市場を襲ひ來ること屢次之を見る通りで、不景氣の風が吹き恐慌の嵐が荒れ狂ふ場合には、勞働は俄かに其の需要を減じ、勞働者をして大困難に陥れしむる。然し企業家は元來營利の目的の爲めに企業を行ふ手段として勞

勞働に對  
する需要  
減退の傾  
向

運搬に不  
便なる商  
品

保存に堪  
えざる商  
品

働を需要し、之を雇傭するに過ぎぬのだから、斯かる場合に其の需要を減ずるとも、如何ともすべきやうがない。彼等は人道的同情心に依つて動かさるゝよりも、營業上の計算に依つて動かさるゝに過ぎぬ。

次に勞働は商品として運搬に不便なる點に於てよき商品たることが出來ぬ。此事は勞働が勞働者自身と取離すことの出來ぬと云ふ事實と互に關聯したることだが、兎も角事實上勞働を運搬せんが爲めには勞働者自身の移轉を必要とするに、それは勞働者自身の人としての生存上の色々の事由に依つて甚だ簡便に行き兼ねる。又勞働は豫め見本を送つて賣買契約をするこども不可能である。總て此等の事情は勞働を商品として有利なる場所を選むで高價に、然らざる迄も賣主に都合よき條件を提供する需要の場所を選むで、供給販賣するを得ざらしむる理由を爲すもので、勞働者は不利益の場所と知りつゝも勞働を賣るを餘儀なくさるゝを避け難い。

次に又商品としての勞働は保存に堪えざる點に於てよき商品たることが出來ぬ。よく保存に堪ゆる物は賣主に於て販賣に都合よく時期を見計つて



之を市場に供給することが出来、其の時期の到来する迄は之を保存して價格の安定を計ることが出来、季節や年の異なるに依つて價格に大なる變動なきを得せしむることが出来る。然るに保存に堪え難き商品は、價格の如何に拘らず又其他の販賣條件の如何に拘らず賣主に於て之を市場に給せざるを得ざらしめらるゝもので、其價格はとかく賣主に都合悪しく定まり賣買契約締結上に於て賣主は不利益の地位に立つを免れ難い。然るに世に労働ほど保存に堪え難きものはなく、一日働かないで過ごせば其の一日は永劫に失はるゝのみならず、労働を市場に供給する時期宜しからざればとて、元來無産者たる労働者はたゞ毎日働くに依つて其日々々の生活資料を得るに外ならざれば、販賣に都合よき時期の到来する迄供給を差控ゆるを許されぬ。安くとも高くとも賣るだけのものは毎日之を市場に供給して賣る外はないのである。此事は前に掲げたる労働が運搬に不便なる事情と關聯して、労働の價格即ち勞賃をしてとかく安定を得ざらしめ、又其不平均を大ならしむる所以で、同じ國內に在つても地方に依て時間的に少からざ

る變動あるを免れざらしむる原因を爲す。

總て上に述ぶるやうな種々の事由からして、現時の労働者の社會的地位と經濟的境遇とは、甚だ芳ばしからざるものとなつてしまつた。然るに更に之を攷ふれば、現今雇主と労働者との間の關係は、之を昔時の状態に比較すれば大いに變化せるものがあつて、同じく兩者の關係ながら到底之を同日に論ずべからず。其事必ずしも労働者に取つて悲しむべき變化とは謂ひ得られないにしても、現今労働問題の發現する原因の這間に養はるゝ所は決して少くない。即ち昔時手工業組合の榮えたる時代の如きに在つては、工業労働者と其親方との關係は家族的の關係であつた。親方は助手徒弟に對して現時の如き意味に於ける單純なる雇主ではなく、親方と云ふ言葉は頗るよく其間の關係を示すに足りる。即ち親方は助手徒弟に對しては先づ年長者たり後見者たり師匠たり或意味に於ては其家長であつた。親方は助手徒弟に比し腕のある人で教養ある人で尊敬するに値する人であつた。而して同じく之れ労働に依つて立てる人で其意味に於ては助手徒弟と同範疇

に屬する人であつた。助手徒弟は親方に比すればまだ腕の琢けない、人間としての教養も足りない劣つた者であるが、然し彼等は一定の年月を經一定の習練教養を積めば、進んで親方の地位に昇り自己の親方たる者と同地位となつて其仲間に入ることが出來たのである。而して彼等は親方の家庭内に入り其所に起臥し家族の人々とも親密に交り所謂同じ釜の飯を食ふ者なれば、其間互に人格上の接觸あり同情あり愛敬の念あるを常とした。然るに現時の雇主と労働者との關係は、時には雇主は労働者よりも年少者たり、同じく労働に依つて生くる者ではなく、一方は資本の所有に依て事業をば自己の事業として營み、労働者はたゞ之れに雇はれて其の關係に於てのみ兩者間に縁の糸が結ばるゝに過ぎぬ。それに労働者は普通は一生涯労働者であつて、如何に労働に熟練して其の技倆を増すとも、それだけの理由で昇つて企業家階級に入ることが出來ぬ。従つて企業家たる雇主と労働者とは階級として相分れ、兩者は精神的にも有形的にも全く別個の世界に住み、互に他を了解するに足るだけの同情心を持つことが出來ぬ。企業家

の心理は労働者に於て之れを知り難く、労働者の心理は又企業家の知り得ざる所となり、兩者間には人格上の接觸が殆どなくなつてしまつたのである。又現に益々なくなりつゝある。這間に感情の疎隔と利害の衝突とから問題の起るは謂はゞ當然であつて、そが起れば段々難解のものとなるも亦當然である。其の解決の爲めに昔風の事情を基礎とする方策を立つることも、その能く效を奏するに足らざること亦當然なりと謂はねばならぬ。

## 第二章 勞働の現制度に伴ふ諸弊害

資本主義的なる生産組織の下に於て個人主義を基礎とする自由企業のはるゝ現時の經濟に在つては、資本を所有せざる勞働者は、自ら獨立の業務を經營するを得ないで、他人に雇傭されて生産に従事し、僅かの勞賃所得を獲て生存を維持するの外に道なく、然かも其の雇傭契約上に於て常に雇主に對して不利の地位に立たねばならぬことは、前章に之を明かにした通りである。斯くて現時の雇傭勞働者は、經濟界一般の大いなる進歩發達あるに拘らず、十分其恵に浴するを得ないで、階級としての其の一般的境遇はとかく劣悪なるを免れ難い。従つて其の階級の解放と地位の上進と境遇の改善とに關する問題の這間に生じ來るを見るを免れ難い。然るに更に詳かに現時の生産組織の下に於ける、勞働者の境遇特に其の勞働状態に就いて觀察すれば、諸多の關係に於て幾多の具體的弊害の掩ふに由なきものがある。

仍て茲に少しく、勞働者階級の一般的境遇に關する以外、更に其の勞働に伴ふ諸多の具體的なる弊害に就いて、就中主要なるものを指摘して、以て勞働の現制度の下に於て勞働問題の生じ來らざるべからざる理由を窺つて見ることにする。

現時の勞働特に鑛山及び工場勞働に於ける弊害として先づ第一に致へらるゝ所のものは、其の勞働が勞働者の健康を害し又生命自體に對する危険を伴ふもの少からざること之れである。尤も此の事は現時の如き企業組織の下に於ける雇傭勞働制が表はれ來りたる以後に於て始めて出て來たわけのものではなく、昔時の勞働制の下に於ても多少は同様なる事情が存在して居ただけけれど、現今智識の進歩により生産の範圍と財の種類とが非常に擴大せられたること、企業組織の益々大規模となれることとの爲めに、新たに造り出されたるもの又は大いに其度の増されたる不健康な勞働や危険な勞働が少くない。

即ち昔時の手工業や家内工業の下に於ても、其の仕事場が不衛生的であ

勞働が健康  
上有害  
なること

つたことは、或は現時以上だつたと見なければならぬだらう。けれども昔時に在つては仕事が簡單なる爲めに、現今のやうに或る定まれる工場建物内に於て仕事をせなければならぬ必要も少く、天氣さへ之を許せば屋外に持出して仕事するも差支なきのみならず、寧ろ其の方が却つて場所が廣くて便利なやうな事情もあつた。又家内工業にしても、農業労働と交互に之を行ひ、引續きて職業的に之を行ふもの寧ろ少かつた爲めに、仕事場の不健康的なることより生ずる衛生上の危険は、現今の工場の不衛生的なるより來る危険ほど大でなかつたと信せられる。

然るに現時の大規模工業が初めて出來上るに至つた時期に際しては、前にも之を明かにしたやうに、其の必要とする労働者は多くは之を都市の貧困なる餘剰人口中より取り、彼等は其の生活の困難の爲めに、多くは裏町住ひや町外れの或る界限に密集して生活せる者共であつた爲めに、工場の不健康なることに對しては労働者に於て殆んど之を意とする者なく、其の家庭生活の不衛生的なる不潔に慣れたる彼等は、工場に對して衛生設備の

完成を要求するなご思ひも及ばざる有様であつた。従つて工場工業發生の初期に於ける工場の状態は、洵に非衛生的極まるものたるを例としたのである。而して現今に於ては、基礎の堅固で事業の繁榮する大工場は勿論のこと小工場に於ても社會政策上の監督の行はるゝが爲めに、工場を清潔にし衛生上の顧慮の下に種々の設備が行はれて居るけれど、然し現今に至るも尙ほ、新興の小工場の如きに在つては、随分不衛生的なるを隨所に實見するを得る有様である。

元來企業家は營利を専念して事業を興すものであるから、其の事業創設の當初に在つては、工場の如きも出來得る限り其の設備に費用を省かんとするは當然のことであるから、當初は普通の住家を少しく手を入れて工場に充つると云ふやうなのが多く、殆んど労働者の衛生上の顧慮などする暇は之を有せないのが例である。斯かる不衛生的なる工場に於て、長時間密閉されて多人數一諸に機械の喧騒と原料より生ずる塵芥や悪瓦斯や息氣やの中に於て労働する人々の健康が、次第に傷害せらるべきは言を俟たざる

所である。

然かも亦現時の生産事業に在つては、繊維工場や金属工業や化学工業やの如きに於て特にさうであるが、その取扱ふ原料其物が健康に宜しからざるものであつたり、又加工の爲めに塵芥を生じたり、加工技術上の理由から室内を密閉して之れに一定の湿度を保たす必要があつたり、又加工の工程上有毒物が生じたり、又之を補助原料として用ひる必要があつたりする爲めに、労働者の健康の之に依て傷けらるゝものが少くない。而して之が爲めに其の職業に従事する労働者には其の職業に特有なる病に犯さるゝ者多きことゝなるを免れぬ。彼の燐寸製造に於ける黄燐の害の如きは人のよく知る所であるが、其の他鉛、水銀、銅、錫等を用ひる工業に於ける害、セメントや硫酸製造に於ける害、硝子製造、鑄造業等に於ける害の如きも、實に現時の労働が技術的に之を有する大いなる害毒として、先づ以て注意されねばならぬ所である。

鑛山業に於ける労働の不健康なることゝ、生命身體に對する危険多きこ

労働時間の過長の

はどや、交通業特に鐵道電車船舶等に於ける労働の危険多きことやは、一々之を記載する必要もあるまい。

次に工場に於ける労働をして益々労働者の健康に有害ならしむる事實は労働時間の過長と云ふこと之れである。昔時手工業の専ら行はれたる時代の如きに在つては、一つには生産物がたゞ地方的需要の爲めに生産せられたのであるから、之れに對する需要は餘り多大でなかつたことゝ、二つには又燈火の不完全なるが爲めに夜間の仕事が事實上困難だつたことなどの爲めに、労働時間は甚しく長時間に及ぶことは少かつた。そして又現時に在つても、農業の如き野外労働で然かも季節的労働の行はれるものは、日の長短に依つて自然的に労働時間が制限せられ、又生産本來の性質からして季節的に労働が制限せられる爲めに、年中を通じて過長の労働時間の課せられる弊害は少いが、現時の工場労働に在つては、労働時間は出來得る限り延長せられんとする弊がある。即ち工場特に機械を使用する工場に在つては、其の機械を——高價なる機械である時には特にさうであるが——

出來得る限り休ませないで使用し、其の資本的償却を成る可く短日月の間に行つてしまはうとする爲めに、労働は機械と共に成る可く長くせらるゝものである。殊に現今智識の間斷なき進歩により嶄新なる機械が後から後から發明製造せられる結果として、企業家は其の使用する機械は全幅に働かして一日も早く其の資本償却を行つてしまはうとする。

又多數の化學工業例へば染色業、製陶業、醸造業、製酢業、製糖業、硝子製造業の如き、其他熔鑛業や製鋼業の如きに在つては、技術上の必要から仕事は晝夜間斷なく行はねばならぬ。従つて其の労働は大低晝夜に交替して十二時間の労働を行はすことゝなるのだが、其の晝間労働と夜間労働とは一週間毎位に交替せしむる結果、其の交替の際には二十四時間労働が行はれることゝなる。又鐵道業の如きに於て二十四時間労働隔日制の行はれるのも普通に見る所である。

總べて斯くの如くして現時の企業制の下に於ける労働は、之を企業家の意思に任かせて放任して置けば、随分長時間の労働となり、それが労働者の

身體を害し精神の働を鈍らせ、健康と併せて労働能率を減退せしむるの大なることは、醫學の證明する所又常識の之を認むる所である。特に彼の夜業に至つては、比較的短き労働も尙且つ健康を害すること多大である。まして長き夜間業特に深夜業に至つては、最も健康に害あるものとせなければならぬ。然るに拘らず、現今の産業が其の或者即ち上に掲げた多くの業務の如きは、技術的に夜業を必要とするは最も注意すべき事實であつて、ただに企業家の貪慾に對してのみならず、此の技術上の必要に對しても、労働者は保護せられねばならぬ。而して同じ労働者の中に在つても、また身神の十分成熟せざる年少労働者に關して、労働時間過長の弊害は最も著大だから、就中之れは最も注意を要する所とする。

従つて工場労働に伴ふ弊害としては、年少者の労働に關する問題が先づ常に指摘せられる。纖維工業が近世工場工業組織として英國に於て初めて出來上らんとせる當時に於ては、父兄は一般的に工場組織なるものゝ性質を了解することが出來なかつた爲めに、自らも其の労働に雇傭せらるゝを

避けたと同時に、子女を之に送ることを敢てせんと欲せなかつた。然るに一方新興工業の方に在つては、年少者はよく手先の細かな仕事に當つて成年者よりも却つて優良の成績を上げ得べきに加へて、其の賃金も安く之を雇傭し得べき次第だから、年少労働者を需要する所中々多大であつた。茲に於てか貧民救助の爲めにせらるゝ養育院の如きに向つて其の供給を仰ぐこととなり、養育院の方に在つては寧ろ之を歓迎する事情あるが爲めに、終には此所に一種の少年賣買が行はるゝ状態をすら見るに至つた。而して之等の年少者は元來貧民として救助されて居るものなだから、工場には徒弟として雇はれ、従つて固より一定せる賃金を支拂はるゝことなく、ただ合宿所に收容されて衣食の供給を受くるに過ぎなかつた。そして其の労働は甚しきに至つては十六時間の長きに及び、夜業も固より課せられ、晝夜交替制を採り、宿舍の寢具は冷却する暇もなかつたのである。然かも尙ほ此等年少労働者の労働に對しては、成年監督者を置き、其の監督者の給料は、其の監督の下に在る年少労働者の労働の出來高に應ずる制度が採ら

れた爲めに、彼等は年少者なればとて之を勞はる心なく、飽迄之を鞭撻して酷使したのである。従つて此等年少労働者は其の苦痛に堪えないで逃亡を企てるものも多かつたので、終には囚徒の如くに之を鐵鎖で繋ぐことまで行はるゝに至つた。

鑛山業に於ける少年労働者の境遇は纖維工業に於けるよりも更に悲惨なるものであつた。即ち十九世紀當初の状態に於ては、甚しきに至つては四才の幼年者にして既に坑内に於て労働に使役せられ、八九才より労働に就くは普通のことであつた。此等の幼年者は初めは坑内の戸の番人をするのであるが、六才位からは採掘されたる鑛物を積むだ車の運搬に當てられ、狭き闇黒なる坑内に於て然かも當時は技術の不完全なる爲めに坑道頗る低く狭く此等の少年が車を挽く繩を肩にかけて四つ這ひとなりて労働する有様は、洵に慘酷極まれものであつたのである。而して此等の少年労働者は、過度の労働と營養不足との爲めに、著しく身神の發達を阻害せられ、之を人道より云ふも、之を國民保健上より云ふも、甚だ憂ふべき状態を呈せ

る次第であつた。

斯かる悲惨なる年少労働者は其後文明一般の進歩特に教育制度の完備と強制教育制實行との爲めに、大いに輕減せらるゝに至つたが、然し程度の差こそあれ、年少者が比較的困難にして苦痛多き長時間の労働に従事することは、現今に至るも尙ほ行はれつゝある次第で、現時の資本主義は、經濟以外の他の考慮よりせらるゝ制限の之に加へられざる限りは、年少者たると否とを問はず、利害の打算上之を雇傭する。又之に重き労働を課することが有利なる限りは、之を酷使して毫も顧慮する所なきものとする。

年少者の労働と併せて常に問題となり來るものは女子の労働である。年少者を労働せしむることが既に現時の工業組織を成立する以前よりして行はれたるが如く、女子を労働せしむることも古くより行はれたものであつて、自給的家庭經濟組織の下に於ても女子は可なり重き労働負擔に任じた。即ち未開の時代よりして女子は一般的に男子の爲めに使役せられ、男子が狩獵や其他の逸樂に耽ける間も、女子は或は農事に或は家庭の紡織其他の

勞務に服すべきものとせられ、又經濟大いに進んで家内工業組織の廣く行はるゝ如き時代に於ても、女子は随分労働に艱苦せなければならぬ境遇に在つた。けれども近世工場工業組織が出來上り、家庭を離れて資本的なる企業組織が社會的に其働を爲すに至つてからは、女子は又家庭を出で、社會的なる企業の下に雇はるゝこととなり、此所に男子及び年少者と共に雇傭労働に従事することゝなつた。而して此の新なる企業組織の下に於て、女子が或は紡績製糸織物等の纖維工業に於て、或は鑛山業に於て、長時間の労働に服することゝなつてからは、其の労働の過激にして不健康なる爲めに、健康を害する所の多大なるは勿論のこと、雇傭者は又多く女子の性的事情を顧慮することなく、資本主義なるものは本來労働者を人と見るよりも労働の實行者としてやゝ物的に取扱はんとするものなるが爲めに、男子の労働も女子の労働も労働としては皆一樣に之を取扱ひ、其間に女子をして堪え得べからざるほどの労働上の苦痛を忍ばざるを得ざらしむることゝなつた。殊に女子労働が、男子と共に同一工場内又は同一鑛山坑内に於



て行はるゝ場合に在つては、風紀上の問題は最も大いなる弊害として這間に發生し、一と度斯かる状態の下に工女として又坑女として働きたる者は、到底貞操上一人前の資格を保ち得ざるものたるに至らしむるを例とする。ゾラの小説「木の芽立ち」の如きは、最も雄辯に這邊の實狀を物語るものと謂はねばならぬ。

而して又我國の如く未だ家族制度の力の消えざる國に於て、紡績業や製糸業などに多くの女子労働者の雇傭せらるゝ所に在つては、女子は自らの生活の爲めに働くものは至つて少く、その大多數は父兄の爲めに稼がしめらるゝものであつて、父兄は女子を工場に送れば若干の勞賃収入の仕送らるゝを知るが故に、好むで早くより之れを工場労働に就かしめ、女子の汗の凝結せる所得を以て一家生計の助となし、甚しきに至つては之に依つて自己の安樂を計らんとする者さへある。斯かる状態の下に於て、自覺なき女子が特に十四五歳以上二十歳迄位の弱年の頃に、家長的なる權力の支配の下に工場に送らるゝ者に在つては、彼等は一面に於ては資本主義の餌と

なり、他面に於ては又父兄の食ひ物にせらるゝものと謂ふことが出来る。此の事情は年少労働に關しても之れを見る弊害であるが、女子労働に關しても同様に之れを見る所である。蓋し兩者共に法律上の無能力者として父權の後見の下に立つからである。

更には又女子労働者にして妻たり母たる者に在つては其の過度労働と營養及び休養の不足の爲めに母體としての健康を害し、其禍を次のゼネレーションに遺すことゝなるは、國民保健上より之を觀て大いに憂慮すべき所とせられる。又母が工場や坑内に於て労働に就いて居る爲めに、尙ほ母乳を以て保養する必要ある時期よりして早くも幼兒を之れと取離すことゝなり、爲めに幼兒の發育を害して其禍をやはり次のゼネレーションに迄及ぼす所大なると同時に、幼兒の死亡率をして大ならしめる。大抵何れの國に在つても労働者階級に於ける幼兒の死亡率は他の何れの階級に比較しても最も大なるを例とする。之れは固より一つには一般的に労働者階級に於ける生活状態が不衛生なる爲めからでもあるが、主として母の労働の爲め

家庭生活  
の破壊

に幼児の保育の不十分なることが其の原因を爲すものと見なければならぬ。母親自身の過勞と營養不良との爲めに、其乳の營養力の不十分なるに加へて、母の勞働が不健康なる化學工業に於てせらるゝ如き場合に於ては、有毒物が其の身體に附着して乳兒を害することも少なくない。

尙又更には一家の人々が父も出て工場に働き母も亦工女として出て働くものに在つては、家庭に遺し置かるゝやゝ成長せる兒童の教育に於て全く家庭的の注意が行き渡らないで、彼等をして野生に終らしめ、學校教育をも兎角効果少きものたらしむるに至ることは、頻りに國民教育の立場より憂慮せらるゝ所とする。而して子女が更に成長して自らも工場勞働に雇はるゝに至れば、一家は一家たり乍らも殆んど團樂の樂を受くることなく、又實際に於て其の家庭生活は破壊されたと異ならない状態となり、家族制度の紐帶は茲に全く弛廢することとなり、終に各家族は其の生活をすらも個々別々に自己の勞働收入を以て營み、食事萬端皆別々に之を爲して、一家はたゞ名義上一家たり、事實上に於ては何等纏れる共同團體たるの意義

住居問題  
の困難

を備へざることゝなるに至る。此事は實に社會構成上より之を見て重大なる問題たらざるを得ぬ。我國に尙ほ其俦を存する家長的大家族制の如きが崩壊するは、現時の文化組織の下に於ては止むを得ざることでも又多く悲しむべきことにあらずとするも、夫婦を基本として之れと子女との結合を以て成れる歐米式の小家族組織までが、現時の企業組織と雇傭勞働制との爲めに崩壊に歸せしめられんとするは、大いに考慮すべき現象なりとせなければならぬ。

勞働者の一家の人々が早朝より夜遅く迄各々出で、雇傭勞働に従事するものに在つては、其の住家は一家生活の場所と云はんよりも、たゞ之れ宿泊所たるに外ならぬ。然るに拘らず、人口の増加に伴ふ住家の需要増加に對して其の供給とかく大いに不足するが爲めに、勞働者の家計が家賃の爲めに負擔する所は漸次多大となり、家賃支出が總收入に對する歩合は二割乃至三割に及び、それ以上に出づるものもなきにあらざる有様となつた。而して勞働者は住居の爲めに斯かる重き負擔に任じ乍ら、然かも其の有す

る住居の状態を見れば、多くは洵に不完全なるものであつて、衛生上の顧慮の殆んど全く欠如せる有様に在り。最も多くの場合に於て、居住する人々の数と居室の廣さが適當せず、一人當りの空間の大きさが、衛生上必要とせらるゝ所に對して、甚しく狭きに失するを例とする。種々の疾病がその間より生れ、労働者階級の罹病率と死亡率とを大ならしむることゝなる。然かも又更に事實を察すれば、労働者中の少からざる部分は、住居に關するかゝる重き負擔に堪へ得ないで、又は失業等の爲めに殆んど一定の住家に居住するを得ないで、結婚することも出來ず、暫時づゝ諸所に寄寓し、甚しきに至つては、一夜毎に宿泊所を求めて漂泊する者も少からざるに至つた。此の住居に伴ふ困難は我國に於ても近者甚だ著明なるに至つたが、我國の如く多人數同一室内に就眠し得るものと異り、一人毎に寢床を必要とする歐米人の間に在つては、其の困難更に一層甚しきものなきを得ぬ。倫敦伯林其他の大都市に於て、家族と同室内の寢床一個を夜毎に他人に貸與し、又は半床だけを貸與するが如き極端なる實例を見るは、如何に住居

難の甚しきかを示すものと謂はねばならぬ。這間に生ずる衛生上並びに風紀上の弊害の如何に多大なるかは絮説を竣たざる所とする。然したとへ一床でも半床でも、ともかく屋内に寢所を見出し得る者はまだしもであつて、最も悲惨なるものに至つては全く之を得る能はず、樹下石上に於て露けき夢を結ばねばならぬものも随分多數である。年若き女子にすら斯かる境遇に在る者の少からざる次第だから、又這間に生ずる衛生上と風紀上との弊害は甚大なりとせなければならぬ。而して此等の状態は、我國の如くまだ舊來の家族制度が其の命脈を維持して居る所と、歐米諸國のやうに家族制度の舊き形態は瓦解してしまつて個人主義的生活の行はるゝ所に於ては、少からず面目を異にするものあるを思はなければならぬ。家族制度は或意味に於ては一種の共濟制度であるから、之れあるが爲めに、住居上に於ける悲惨なる状態の多少ともに緩和せらるゝ所あるは、否認する可からざる所に屬する。

然し翻て之を考へて見れば、労働者階級が住居に關してかゝる哀れなる

勞賃收入  
の僅少

境遇に居り、又年少勞働を餘儀なくせられたり、女子勞働に伴ふ苦痛なる状態に陥らねばならなかつたりするのは、現時の雇傭勞働制の下に於ては、結局は其の勞賃收入が安慰なる一家生活を爲すに足るだけ十分ならざるより生ずるものと謂ふ外はない。雇傭制度の可否はともかくとして、其の制度の續く限りは、勞働者にとつては有形的には先づ其の勞賃收入が能く一家の生活をして安穩なるを得せしめ、文明人らしき生活を爲すを得せしむるに足るだけのものたるを必要とする。然るに現状に在つては、それがとかく十分なるを得ないで、一般物價特に生活必需品の價格の騰貴歩合に比例し又はそれ以上に及ぶだけの増加を爲さない爲めに、文明は進み經濟一般の狀況は大いに發展するに拘らず、勞働者階級は依然として昔乍らの困難薄俸なる生活を續けなければならぬ。

而して又現時の雇傭勞働制の下に於ては失業と云ふ事實は場合に依つては洵に避け難い所であるに拘らず、勞働者は平時の勞賃收入が其月々の生活をすら十分満足には之を行ひ得せしめざるほど少額のものたる爲めに、

老病死の  
場合に對  
する不安

平素からして失業時の缺乏に備へるだけの貯蓄を爲して置くだけの餘裕なく、不幸にして失業の憂目に會すれば、忽ちにして一家糊口に窮することゝなつてしまふのである。尙又勞働者は或は疾病に罹り或は勞働中負傷した場合に依つては之が爲めに廢疾となつてしまふこともあるのだが、之等の不運に對しても、勞働者自身に於ては其の貧少なる所得中より平素よりして之が備を爲すことは、事實到底之を許さぬ有様で、現時の雇傭勞賃はかかる場合に對してまで勞働者の生活をして平安なるを得せしむるに足るものではない。而して更に老衰による勞働の不十分及び不能と云ふことは、勞働者も亦人として之を避け得ざる所である。死の事實亦固より然り。然るに此等に對する備を平素より勞働者自身に於て爲し得ることは、現時の雇傭勞働制と其の賃金制とを以てしては、到底之を望み得べからざる所に屬し、現時の勞賃の決定はかかる場合は全く之を顧慮することなき理法の下に決定せられることゝなつて居る。けれども思へば、人生斯かる場合に對する備なく、さればとて社會的に此等の場合に對する保障の與へられた

ることもなく、その場合に際會して困窮を免るゝに道なきのみならず、平素よりして此等の場合に對する不安を抱き危懼に襲はれ續けて居なければならぬと云ふほど、不幸な境遇はない。而して此等の事情に關しても、かの共濟制度たる性質を多分に有する家族制度の崩壊せる所と然らざる所に於ては、少からず事情の緩和を得ると得ざるとの別あるを思はなくはならぬ。茲には家族制度の利害を述べんとするものでなく、まして家族制度に伴ふ此等の便宜を掲げて其の制度の長所を謳歌せんとする意味で右の如く述ぶるのではないが、たゞ事實上古き家族制度を尙ほ保有する我國と之を失へる歐米との間に、這間に多少事情の相違を生せしむるを事實として認識する必要ある爲めに、之を一言する次第である。

扱て以上述ぶる所は、主として現時の勞働制に伴ふ弊害の有形的方面であるが、此等の叙述に於ても既に明かに之を觀取し得べきが如く、現時の勞働制は又勞働者の精神上にも著大なる影響を及ぼし、甚だ面白からざる心的傾向を生せしむるに至るものとす。然るにも拘らず、從來觀察者の

精神上に  
及ぼす弊  
害

技術的單  
調より來  
る精神の  
痲痺

眼は常に有形的方面にのみ注がれ、精神的方面に於ける勞働現制度の弊害の閑却されたるは、頗る當を得ざること、謂はねばならぬ。

現時の工場工業に於ける勞働が勞働者の精神の上に與ふる害毒として先づ攻ふべき所のものは、其の勞働が技術的に漸次單調のものとなるが爲めに、長時間其の單調無趣味なる勞働に従事することより生ずる精神的倦怠と從て生ずる精神活動の痲痺と之れである。現今逐次に有效なる新機械が發明改良せられ、それに連れて勞働の上には益々細かなる分業が行はれ、爲めに勞働者一人々々の之れに當る仕事は、技術的に觀たる全體としての勞働の一小部分たるに過ぎざるに至ること最も著明なる事實であつて、産業革命以後に於ける生産上の技術的進歩と云ふは畢竟右の事實を意味するに外ならぬ。斯くて現時の實狀に於ては、機械の驚くべき發達により、仕事の大部分は機械が之を爲し遂げ勞働は僅かに機械の働きの補充を爲し、之を監視し之をして圓滑に運轉せしめ、又原料の入替補填等を爲せば事足るに至れるものが少くない。従つて現時多くの方面に於ける工場勞働は頗

る單調なる器械的メカニカルのものに化し、昔時不完全なる道具を用ひて、仕事の大部分が労働に依つて行はれ、然かも其の技術が始より終まで殆んど一人の手に依つて爲し遂げられたる時代に於て、其の仕事が之を營む者の生存の意義と密接の關係を有し、労働は生の發現たり能力の發揮たりし状態と頗る其趣を異にすることゝなつた。換言すれば、昔時の工業労働は主として手工業として行はれ、其の仕事は一の自己目的として行はれ得たるに反して、現時の機械生産に奉仕する労働は全く手段化し、之を行ふ労働者は之に自己の全身全力を献げて人生を活くる意氣込で以て之れに自己の人格的存在を投入するを得べからざることゝなり、たゞ厭々ながら、機械の動くに連れてたゞ器械的メカニカルに身體を動かすに過ぎざることゝなつた。斯くて現今の此種の労働に於ては労働に對する興味と云ふものは全く失はれ、所謂仕事仕事の面白味がなくなつてしまつたのである。然るに又一方に於ては、労働が機械の運轉に従つて行はれるものたるが爲めに、労働者は一瞬の油斷をもすることが出来ないで、労働時間中は絶へず緊張して居なければならぬ

やうな場合が少くない。而して又事情之れと反對に、比較的暇のある労働であつても、労働時間中は其暇を利用して讀書其他により精神的に營養物を吸収することは許されないので、たゞ無意味に其暇を潰してしまふことゝなるのである。

總べて斯くの如くにして、現時の工場工業に於ける労働は労働それ自身の爲めに直接に精神を荒廢せしめられ、然らざれば間接に悪影響を受くるを免れ能はざる状態に在る。尤も其の影響の種類程度等に至つては、業務の方面の異なるに従つて色々だけれど、たゞ概括的の議論をすれば、現時の労働制度特に工場労働や鑛山労働に於ては、其爲めに労働者が被る精神的弊害の頗る多大なるを謂ふことが出来る。

而して又更には、現時の生産業は所謂大量生産を目的とし、生産物の數量に重きを置き品質の方は寧ろ第二位に置かるゝ傾向あり、昔時の生産が質に重きを置いたのと大いに面目を異にすることゝなつた爲めに、品質は寧ろ段々劣化する傾あるを掩ひ難き爲めに、之れに雇はれて其の生産の實

際の勞務に當る勞働者も自ら生産品の品質に對する技術的良心を痲痺せしめらるゝを免れ難い。昔時の勞働者は所謂職人氣質を持つて居て、自己の満足する製品でなければ市場に出さず、苟も市場に出す限りは之に對して品質保證の責任に當る氣概を持ち、腕の譽れと云ふことを大事がつたものであるが、現時の生産は數量本位なるが上に更に又多數者の分業に依つて製品は出來上り、又煩る複雑なる迂回生産の下に製造せられることゝなつて、或る一個の製品を何人が造つたと云ふことの云ひ難い場合が寧ろ多くなつてしまつた爲めに、製品に對する勞働者各自の責任心は甚しく乏しきものとなつてしまつた。

斯くの如くにして勞働者は仕事に對する責任心を漸次失墜すると同時に、上に述べたやうに、勞働は益々簡單なものとなり、面白味のなきものとなるが爲めに、勞働は愉快なる生の發現たるを得ざる理由益々有力にせられ、勞働を厭ひ勞働を苦痛とするの風漸次愈々甚しからんとするのである。而して此の事情は、現時の勞働が雇傭勞働制であつて、自主的勞働たらざる

ことこの爲めに、層一層其度を強めらるゝ。即ち現時の勞働者はたゞ他人に雇はれて他人の企業の爲めに働き、他人の金儲けの道具に使はるゝと云ふ意識を益々強くせらるゝ結果として、勤勉に働くを以て馬鹿々々しきことに思ひ、監督の眼さへ届かなければ怠惰に時を過ごし、時さへ過ごせば其日の勞賃を得るに差支はないと云ふやうになつた。之れが現時の雇傭勞働者の一般的心狀たり、勞働者氣質と云へば墮落してこんな意味のものたるに至つたのである。

而して勞働者等は其の勞働が面白味のなき苦痛多きものとなり、然かも其の精神が漸次緊張力を失つて向上心乏しきに至れば、他方に低級なる逸樂を求めて、之れに依つて勞働の不愉快を忘れ苦痛を醫せんとするに至るを避け難いのである。斯くて今や勞働者と云へば、其の多くは飲酒賭博其他の逸樂に耽るものとなつてしまつて、精神の修養人格の鍊磨を志し、娛樂を求むるにしても、高尚なるものを求むると云ふ風がなくなつてしまつた。少しく所得に餘裕あれば之れを奢侈的に濫費し、勞賃支拂日を待ち兼

ねて其の日に於て所得の過半を費消するやうな弊風も、隨所に吹き荒むに至つたのである。

總べて斯かる精神的墮落が現時の企業組織と其の下に於ける雇傭労働制とに依つて原因せられ又は之に依つて助長せらるゝものなりとせば、之れは社會的には洵に大いなる問題とせなければならぬ。人々各自の人格的完成を得せしむると同時に、共同生活體としての社會全體の發達を期せんが爲めには、現時の労働に依つて生ずる有形的なる諸弊害と併せて此等の精神的弊害が除去せられ又は緩和せられなければならぬ。茲に於てか労働者保護の問題が起り、社會政策の必要が生じ、又一面には労働者自身の自助運動が止むを得ざる所となり、又終には現時の經濟と社會組織を其の根本原則に於て改造せんとする廣き意味の社會主義の理論が構成せられ又其の運動が表はれ來ることゝともなる次第である。

### 第三章 労働者に對する保護政策

國家の改良主義的  
態度

社會改良的の見地よりして國家や地方自治體が、或は立法の上に於て、或は行政施設を以て、現時の労働制に伴ふ労働上の諸弊害に對して、労働者保護の任に當ることは、近時文明諸國に於て廣く行はれつゝある所である。而して國家や地方自治體が、現時の經濟特に其の労働状態に對して、飽迄自由放任の態度を取ることなく、進むで労働者保護の政策を講ずるに至つたのは、一つには近時に於ける労働者の運動に依り、其の要求に促されて、止むを得ずして之を爲すに至つたのであるが、一つには又近時一般に於ける思想界の傾向や經濟並びに社會政策に關する學理やが、彼の極端なる自然主義的見地に慊らないで、國家や地方自治體の如きは、現時に於ける社會共同生活上の最高團體として、其の組織員たる各人及び各階級に對して、等しく其の生存を保障し其の利益を擁護すべき任務を負へるものとの見地を執るに至り、國家や地方自治體は之を爲すを以て其の本來の責



務を完ふするものだ云ふ見解が、廣く行き渉るに至つたからのことである。即ち嘗て極端なる自由放任政策と通商主義的經濟觀とが、財の生産増殖と商工業の繁榮と通商貿易の隆盛と之に伴ひ生ずる個人及び國家富力の増加とを以て、唯一の眼目となし、生産は人を富まし國を富ますが爲めにのみ行はるゝものご考へ、其の生産上に於ては自由なる個人の活動が無制限に行はるべきで、又生産の利便の爲めには、労働者の如きは原料や道具や機械や其他一般的に生産の物的手段同様に、唯之れ生産の一要素としてのみ取扱はるゝを正當と爲し、其間より労働者が何程人間的に苦む所あらうとも、そはたゞ自然の攝理の下に然るものとして顧みる所なく、國家の如きは成るべく個人の自由に干渉せず、たゞ消極的に個人の活動の妨害となるものを除去すべきのみで、何等積極的に個人の自由を制限すべきものにあらずとした見解が、近時漸くに變化することゝなつたのである。變化して即ち國家の如きは、社會生活上に於ける最高共同生活組織として、其の全體としての調和と全體としての發達とを計ることを以て當然に其の存

立上の任務とする所より之を考へて、今生産經濟上に於て労働に關する状態に諸多の經濟的並びに社會的弊害の伴ふものあらば、國家は宜しく進むで之を除去するに努むべきのみならず、労働者階級をして能く現時の經濟生活上に於ける福祉に均霑するを得せしめ、尙ほ又其の政治上社會上の地位を上げして、文明一般の恩恵に浴せしむるに盡す所なかるべからざるものと考ふるに至つたのである。而して此の思想及び理論の變化よりして、實際的に國家及び地方自治體の如きは、所謂労働保護政策に執掌するに至つたのである。

國家が労働者に對して保護政策を行ふ場合には、そは一般的に労働者階級に屬する人々の福利を増進し、其の境遇を改善することに依りて、其の階級としての地位を高め、依て以て他の優秀なる階級との間に於ける社會的懸隔を多少ともに減少せしめんとするもので、つまり之れに依て多少ともに社會的平均を得せしめんとするものなれば、その政策は固より労働者階級を階級全般として相手とするものである。而して労働者階級の向上を

圖る爲めには、たゞ其の經濟状態を改善するのみを以て足れりとせず、文化的に廣く其の目的到達の爲めに施設の行はれねばならぬことは言ふ迄もない。けれども元來經濟的事情は人生々活上に於ける第一必要條件であり、特に勞働者階級が他の階級に比して其の地位の劣り境遇の劣悪なるは、主として經濟方面に關してのことであり、又經濟上の理由より來る所なるが故に、先づ以て其の經濟状態の改善の爲めに注意と努力との向けらるゝは、最も賭易き所とせなければならぬ。而して此の經濟状態の改善のみを意味するのでなく、勞働雇傭上に於ける諸條件に關して一般的に之が改善を爲すことの必要なると同時に、勞働者が暴らされたる種々の勞働上並びに所得の機會に關する不安と障害とを取除くことや、又勞働者の生活状態を改善することや、乃至は勞働者の身體、健康、徳性等に對する危害を除去防止することや、其他幾多のことが、皆之れに與つて貢獻せざるを得ないのである。

勞働保護  
政策の客體

此の見地よりして、國家が勞働者に對して保護的政策を實行するに當つ

て、其の政策の客體と爲す所の勞働者は、謂ふ迄もなく普通一般の勞働である。決して勞働者中の優秀なるものを目標とするのでもなければ、又標準以下に劣等なる者を相手とするのでもない。普通以上に優秀なる者は、假令其の職業は雇傭勞働に在りとも、彼等は其の經濟的實力に於て優に自助的存在を爲すに足り、國家の保護を俟たずして、十分に其の利益を衛り又之を増進するに足り、經濟競争上に於ける劣敗者と見らるべきものではなく、彼等は寧ろ干渉なき自由なる存在を喜ぶものである。然るに又普通標準以下に在る者は、名は自由勞働者たりと雖も、其の生活の實質に於ては貧民階級に屬するか然らざれば刑事犯罪の常習者たるが如きものであつて、此等は國家の厄介になるに就けても、勞働政策に於けるとは其の範圍を異にし、貧民救助や刑事政策上の施設の客體とせらるゝものたるに外ならぬ。然し乍ら此の兩極端に在る勞働者階級は、優秀なる部類の者も下劣なる部類の者も、其數に於ては決して勞働者中の大多數を占むるに足らぬ。勞働者階級中の最大多數を占むる所の者は、即ち之れ普通標準並みの勞働

者連中である。彼等は労働者中の紳士階級に属することも出来ない代り、又貧民階級に属する者でもなく、雇傭労働者の中堅として、現時の生産組織に於ける正常的労働供給者たるものとする。従つて今労働問題に關して最も密接なる利害關係を有し、貧民政策ならざる労働政策の行はるゝに當つては、此等の中庸労働者は、必ずや其の中心眼目とせられねばならぬのである。(Breitano)

次に又現時の労働者保護政策は、主としては工業労働者と鑛業労働者とを相手とするものであつて、他の方面の労働者は寧ろ従として考へられるに過ぎぬ。之は全く沿革上の理由による次第で、近世の産業が工業及び鑛業に於ける大發展として表はれ、所謂産業革命の如きも、先づ主として工業及び鑛業に於ける變革たるに外ならず。従つて現時に於ける労働上の弊害や其他の問題の如きも、先に之を明かにしたやうに、主として工業特に工場工業や鑛山業に於て起り、労働保護の必要が此の方面に於て最も切實なるものあるが爲めたるに過ぎぬ。彼の労働保護立法の如きも、先づ工場

主として  
工業及び  
鑛業労働  
者に對す  
る保護

法及び鑛業法として行はるゝに至つたのも全く之れが爲めである。然るに近時交通業の著大なる發達を見るに至つてからは、其の方面に關する労働問題は、何等工業労働問題と擇ぶ所なきことゝなつたから、今や此の方面は工業方面と併せ考へられ、又政策の實際に於ても、兩者間何等嚴格なる區別を立つる必要もないことゝなつた。而して農業に於ける労働問題の如きは、近時やはり大いに喧しくなつて來て、之れに對する保護政策も大いに必要とせらるゝに至つたが、此の方面に於ける労働は工業労働とは頗る趣を一にせざるものあるが爲めに、労働問題としては特殊の方面として特殊の研究を要するものがある。

次に労働者に對する保護政策は如何なる事柄に對して行はるべきものなりやと見るに、之れは現時の労働制に伴ふ諸多の弊害の起り來る原因に就いて之を攷ふれば、直ちに了解することが出来る。即ち労働者に對する保護は、其の主眼とする所が、現時の労働に伴ふ諸弊害を除去し防止し、以て労働者をして安全に労働に従事するを得せしむることに存するから、保

労働保護  
政策の眼  
目

労働者に  
夫れ自身  
に關する  
政策

護政策は其等の弊害の因て生ずる所を見定め、先づその夫々の原因に對して行はるべきものたるや言を俟たぬ。されば労働保護政策は、先づ第一には、労働の雇傭それ自身に關して行はれ、或は其の雇傭に制限を加へ又は條件を與へ、以て彼の自由主義が契約を以て個人の絶對的自由と認め、労働雇傭の關係も亦契約關係たるに外ならざれば、如何なる雇傭契約行はるも、それは當事者間の自由たるべしと爲す見地を破り、社會一般の利害より見て、且又労働者側の利害より見て、或は國民保健の必要上、或は労働者の健康維持の必要上、其他種々の見地より、雇傭契約そのものに干渉を試んとするのである。女子及び年少者の雇傭に關する制限的立法の如きは其の著明なる例である。次には政策は労働雇傭の條件に關して行はれる。之れ亦自由主義の見地と反對に、契約の内容たる労働雇傭の諸條件も、之を當事者の絶對的自由に一任せず、社會一般の利害と労働者自身の利益とより之を見て、政策的に之に干渉し、或は之に制限を加へ、或は之に準據すべき標準を與へるなど、種々の方策の下に之を制理せんとするのである。

労働者の  
條件に  
關する  
政策

彼の労働時間の制限、賃金制に關する干渉、工場設備に關する命令等之れである。

労働の結果  
生じ來る  
事柄に  
關する  
政策

次に又労働者に對する保護政策は、労働の結果生じ來れりと見るを得べき事柄に關して行はれる。即ち労働の行はるゝに際し、或は労働者が負傷するとか、死亡するとか、病に犯かざるゝとか、乃至は労働に離れ職を失ふとか、或は老衰最早労働を行ふに堪へざるに至るとかの場合に對して、労働者を保護すべき方策を講ずること之れであつて、彼の労働保險に關する政策は之れに當る。

右以外の  
保護政策

總て斯の如く、諸多の方面に對して労働者の保護政策は行はるゝものであるが、尙ほ此等以外に、進むでは更に労働の組織方法に關し、或は労働者の企業經營に參與する權利を認むるに就いての政策や(工場委員制の如き)、或は労働者をして現時の雇傭労働關係を離脱せしめ、自主的に生産の業を營むを得せしむる生産組織に關するものや(労働者生産組合の如き)、更に又翻つて労働者をして單に賃金所得を得せしむるに止めず、彼等をして企業

利潤の一部分を獲得するを得せしむべき制度に關するものや(利潤分配制の如き)、其他労働者の住居状態の改善に關するものや、其の教育娛樂等に關するものやが、政策として攷究せらるゝに値し、又實施せらるゝ所あるを見る次第である。

けれども忘るべからざることは、元來労働保護政策なるものは、社會改良的の見地に立つて行はるゝものたるが爲めに、其の有效性には自ら限度あること之れである。之れに依てよく労働問題一般の解決の行はるべしなご、思ふあらば、飛んでもなき見當違ひたると同時に、其の労働保護政策なるものが、政策としてより能く行はれ得んが爲めにも種々なる條件を必要とし、又其の有效に行はるべき範圍と其の效力との上にも限定あるを思はなくてはならぬ。試みに其の二三點に就いて謂へば、先づ労働政策が能く有效に行はれ得べき條件としては、企業家に於ても労働者に於ても又廣くは一般社會の人々に於ても、政策が社會全體の調和發達と福利増進との爲めに行はるゝものであつて、社會の人々が心を併せて其の效力を發揮せ

しむることに心掛け、之れを爲すに足るだけの公共的社會道徳を備へたるを必要とする。若し此の共助的なる道徳の缺けたるあらんか、労働政策の到底よく十分に其の效を奏し得べからざるは、元來労働政策なるものが、一面から見れば國家の行ふ政策たると同時に、他面から之れを見れば雇主階級の奉公的精神と労働者階級の自助的精神と一般社會に於ける相互扶助の精神とを基礎とし、之れに訴え之れに依頼する性質のものたることより之を考ふるも、明かなる所なりとする。

次に又労働政策は斯くてよく有效に行はれ得べきものなりとするも、それは本來労働者階級の經濟状態を改善するを差當つての目的とするものたる所から、その實行上に於ける幾多の施設には自ら費用を要するは勿論の義で、此の費用は専ら企業家の負擔となる場合もあれば、又生産物の價格に包含されて一般消費者の負擔に嫁せらるゝ場合もあり、又労働者も労働者たる資格に於て其の一部分を直接に負擔せなければならぬ場合もある。されば其の負擔がよく此等に依て堪え得られるやと云ふことは、常に考へら

るべき問題であつて、其等が能く之を堪え得て爲めに社會的なる新たなる弊害の生ずることなき限りに於て、其の勞働保護政策は行はれ得るものと謂はねばならぬ。即ち若し此の負擔の爲めに却つて勞働者が生活困難を増したり、又企業家が企業經營を續け得ざる所となり、却つて生産萎縮して、勞働者も其職を失つたり、賃金の低減を被つたりするやうな事になつては、行はれたる政策は效を奏し得ざることとなり、結局實行不能に終る外はない。

すべて這邊の考慮は勞働政策に就いては必ず行はるべきもので、それが社會主義的なる改革のプログラムたるにあらずして、社會改良的の政策たる限り、洵に止むを得ざる所である。けれども此の意味に於ける政策の條件や其の效果の限度やが、實際に於て如何なるもので又如何なる程度たるべきかは、固より國々により又時代々々に依つて相違すべき筈のもので、之れを概論することが出来ぬ。總て政策は獨り勞働政策に限らず何れも實状と併せ考へらるべき相對的性質を持つものたること、此の意味に於ても解

勞働政策の相對的性質

保護政策に對する疑義

勞働者の雇傭條件に對する要求の實力

得せらるべきものなりとする。

所が今國家が法規を設けて勞働者の保護に任ずるに對して、やはり自由主義の見地よりして疑問の挟まるゝを見るのである。其の疑問とは、勞働者に對しては何が故に斯かる法律上の保護を必要とするか、女子及び年少者の雇傭禁止又は制限とか、危険なる勞働に對する保護的設備とか云ふやうなもの、之を勞働者自身の力に任せ、彼等をして自ら之れを禁じ又其の設備を要求せしむるに委かせたらよいではないかと云ふ議論之れである。

然し此の疑問に對する解答は簡單である。先づ第一には、勞働者は此等の事を要求せんにも要求するだけの實力を有して居らぬ。勞働者は各個人としては、雇傭の條件が自己に不利益ならば始めから之れに雇はれぬか、然らざれば雇を解いて去るかの外に道がないのであるが、然し何れの所に於ても略ぼ同様なる條件しか與へられぬ限り、一を去つて他のより好きものに就く道はない。其の場合にはたゞ雇主一般に對して其の勞働雇傭條件を良好ならしむべく之を強制する或力がなくてはならぬ。次に又勞働者一

般は其の無智と短見と無關心との爲めに、敢て自ら之を要求せざる者の多いこと之れである。即ち勞働の危険に對しても、勞働者は驚くばかり平氣なものであつて、之れは其の無智と捨鉢な心と盲蛇的勇氣との爲めであるけれど、兎も角危険を犯して平氣で居る風がある。敢て自ら求めて之れに對する保護的設備を要求せない場合が多いのである。されば從來諸國に於ける此の種の設備の如きも、當初多くは勞働者自らの要求に依て爲されたのではなくて、學者や社會改良家や醫師やの要求に依て爲さるゝに至つたものが、寧ろ多きに居る有様である。又女子や年少者の勞働制限に關しても、社會改良家が最も主動的なる役目を働いて來たのである。勞働者自身は、惡しき状態にたゞ慣れて居ると云ふことの爲めに、勞働時間の長さことや、女子や年少者の無制限なる雇傭やに對しても、殆んど多く顧みる所なく、まして工場の空氣の汚れたることや、其の他健康に害あることやに對しては殆んど無關心で、此等は其の低き生活状態とは附き物なるが如くに心得て居るのを普通とするのである。普通一般の勞働者は、低き智能と

低き賃金と低き生活と、強大なる出生率と死亡率とを以て、終始する状態に在るが大多數である。斯かる状態に在る勞働者に對しては、外部より之れを刺戟し、外部より之を助けて、其の状态の改善を計らしむる必要がある。雇傭勞働條件の當初の改善は、雇主に之れを強ふると同時に、之れを勞働者に對しても強ひなければならぬのである。女子や年少者の勞働制限にしても、先づ之れに反對する者は、雇主ではなくて却つて勞働者たる場合多きを思はなくてはならぬ。されば工場法其他の勞働保護施設をして有效ならしめん爲めには、何は扱て措き必ず之れに教育の伴ふを必要とするのである。

斯るが故に、諸國に於ける工場法の制定及び其の有効なる適用に關する大いなる原動力は、實に之れ前世紀以來世界の文明を動かすつゝある所の人道的同情心なりとせなければならぬ。此の偉大なる力の爲めに、社會は一般的に此種の社會問題に對して心を碎くに至り、世は女子や年少者や其の他一般に勞働者が悲惨なる状態の下に呻吟するを默視する能はざるに至

つたのである。數世紀前には平氣で見て居られた状態や事件も、今では到底見るに堪えざるものとせらるゝに至つた。尤も女子や年少者に對する保護の如きをば、恰も森や鐵脈を愛惜するが如き心を以て、國民の生産力を保存し將來の爲めに之を培ひ養ふの必要ありと見て、其の理由の下に是認せんとするやうな國民的利己心の働く所もないではないが、然し近時に於ける労働保護の最大なる原動力は、やはり社會の各人をして皆一様に其生を樂ましめ幸福に生存するを得せしめんとする道徳的同情心に存すること、否認する譯に行かぬ。

尙ほ最後に、現今國家が労働者に對して保護政策を行ふことの正當なる所以に就いては、今一度立歸つて結論的考察を試むるを適當とする。

前既に再三之を述べたやうに、現今労働は事實に於て一個の商品として賣買せられて居るけれど、抑も労働なるものは、到底單純に之れを商品と見得べきものにあらざるが如く、其の商品としての性質は特殊なるものである。而して今之れを法律の上より見、労働をば一種の法的財と考ふる場

法的財と  
労働の特異性

合にも、甚だ普通財と性質の同じからざるものがある。労働は固より普通の有形の商品の如く其の所有者と切離して取扱はれ得るものにあらず、其の正體は實は目もて之を見る能はず、觸官もて之を觸れ能ふべきものでもない。即ち例へば商家の得意關係などの如く無形的なものたるに外ならぬ。従て之を法的財として取扱ふに當つても、之を一種の財産と見ることは、法的擬制としては不可能なわけではないが、さればとて普通の動産不動産の如き財産と同一様に取扱ひ得べきものではない。労働はたとへ法的財として取扱はるゝ乍らも、實は之を行ふ労働者の人格的自由の一部たるに外ならず、労働を爲すと云ふことは労働者の生存の一表現たるに外ならぬ。されば今國家が労働者に對して保護を行ふは、主として其の労働契約に關して行はるゝに外ならず、換言すれば其の労働の賣買に關して行はるゝに外ならずとせば、右の如く労働が普通の商品と異り法的財としても特殊の性質を有する點よりして、其所に又種々の特異なる考察の爲されざるべからざるものがある。

労働契約  
に關する  
保護



更には又勞働に關しては之を爲す勞働者に於て種々の權利を有すること  
が認められねばならぬが、其の權利たるや、勞働の雇傭契約に關しては之  
を賣る者と買ふ者との側に於て互に權利と義務との相反するものを有す  
るわけで、其の關係は權利と義務との表裏として相對的の關係に於て成立  
する。従つて其の關係に於ては一方の權利を尊重し之を擴張せしむること  
は必ず同時に他方の權利を縮少することになり、一方の義務の増加は他方  
の權利の伸張となる。然るに斯かる契約上の相對關係以外に於て、尙ほ勞  
働の權利は絕對的な意味に於て獨立の權利として成立せるものがある。即  
ち名譽や節操などと同様に、人格に固有なる獨立の價值として其の價值が  
廣く社會的に尊重されねばならぬものがある。之れ即ち勞働が上に述ぶる  
如く人格と離すべからず生存の一發現たるに外ならざる所より生じ來るも  
のであつて、斯く權利として絕對的の意義と相對的の意義とを併せ有すこ  
とは、法律上より之を見たる勞働の一特色として考慮せらるべき所たらざ  
るを得ない。従つて今國家が勞働者の權利を尊重し又其の保護を圖るに就

いても、這間の關係より生ずる事情に對しては、十分なる顧慮の拂はるべ  
きものあり、法的財としての勞働價値の取扱に於ても、一種特異のものな  
きを得ない。

總べて斯くの如き考慮の下に於て、今國家が勞働者に對して保護政策を  
行ふ場合に就いて考ふるに、何が故に國家は進むで勞働者の權利を承認尊  
重し其の擁護の爲めに政策を行ふやと見るに、之れ實に國家が社會一般に  
渉る公共利益の保持者として存在するが爲めたるに外ならぬ。即ち國家は  
社會生存上に於ける最高共同團體として、其の社會全般に渉る安全と健康  
と道徳と福祉と繁榮との爲めには、飽迄一般の利益を保持増進すべき任務  
を有するものであつて、社會を形造れる人々は、此の一般公共的なる任務  
を盡さんが爲めに即ち國家と云ふ共同團體組織を造り出して之を維持する  
ものと見なければならぬ。而して此の公共的なる任務を負ふものとして見  
れば、國家は其の國民中の一部類の人々即ち勞働者と云ふ部類の者が、經  
済上弱き地位に在つて、其當然に有する權利をも主張するを得ず、又之れ

に依つて當然に享くべき社會的待遇をも享け能はざる實狀を見るに於ては、之れに對して其の權利の尊重と之に相當せる待遇の實現せんこと、の爲めに、之れが保護者たる地位に立つて、然るべき立法と行政とを爲すは、實に今日の國家組織に於ける國家當然の本務とせざるを得ない。即ち前にも之れを述べたやうに、之れを成行に放任するに於ては、到底其の權利を維持し能はざる境遇に在る労働者に對して、其の維持を可能ならしむるだけの施設を爲すは、國家として洵に避くべからざる本來の任務に屬せざるを得ない。従つて斯かる施設は、先づ幼年者に關して行はれ、所謂少年労働保護として發現するを自然の順序と爲す次第である。

そして國家が労働の爲めに其の政策を行ふに當つては、政策の發動はやはり普通の國家政務に於けるが如く、或は警察高權の働として、或は課税高權の働として表はれて來るのである。然かも其發動は或は立法として、或は立法されたるもの、實施として、或は其の法規の解釋として、所謂立法行政司法の三機關を経て行はるのであるが、之等に對して最後の決定

労働政策  
の發動と  
その最高  
の決定力

を與へ最高の力を有つものは、結局どうしても社會生活上の原理でなくてはならぬ。その原理は謂ふ迄もなく社會一般の公共的利害と云ふこと、社會の各人各階級に對する平等なる社會的待遇と云ふことであつて、之れ先に社會問題の根源を尋ね其の意義を闡明せる際に陳べた所と併せ攷ふべきものなりとする。即ち其の原理に従つて立法は行はれ、一國憲法の如きも其の成立こそ永く變更されざれ、其の解釋に至つては此の原理に照して時々變化せられつゝある次第で、憲法ならざる普通の法律に至つては、直接労働に關係なきものと雖も常に此の原理に適合すべきやう制定改廢せらるゝ。まして労働に直接關係あるものに至つては、常に其の原理の現實の爲めに制定改廢せらるゝを以て本旨とする。立法已に然るが故に、行政と司法とに至つても、常に此の原理の實現は最も注意深く所期せらるゝものなりとする。

要するに國家は上に述ぶるが如き立場の上に於て、所説の道程を以て労働保護を行ふものであつて、斯かる立場は後見的立場として絶對なる個人

主義の主張より嫌はるゝことありとも、國家は其の存立の本然の任務として之れを採らざるべからざる地位に在る。又斯かる道程を以て行はるゝ方策は、其の效果薄弱で甚だ手緩しとの譏を社會主義者側より受くれども、國家は苟も今日の意義の下に於ける國家組織たる限り之れに據る外なしとして、之れに依て擧げ得らるゝ効果を以て満足し、たゞ怠りなく之を行ふことに依て、着々社會狀態特に勞働者一般の狀態の改善を實現せんと期する次第である。

Commons & Andrews, Principles of Labour Legislation, p. 1-31.

#### 第四章 勞働保護立法の沿革

勞働に對  
する法的  
干渉

産業革命以前に在つては、勞働に對しては公の權力は随分立入つた干渉を試み、勞働者の數、雇傭の關係、勞働條件、勞働者の自由等に關しては大いなる制限が加へられて居た。然るに此の狀態は産業革命以後大いに變化することとなり、一般的なる自由主義の勃興に伴ひて、經濟上にも自由放任の政策が唱へられ、彼の重農學派の學說や、アダム・スミスの經濟論は自由政策を推奨して措かなかつた爲めに、新興工業に於ける勞働の雇傭や其の條件に關しても、何等の法的制限が加へらるゝことなく、全然之れを當事者の自由に放任することとなつた。然るに事情は近時又大いに變化するに至つた。前章にも之れを明かにしたやうに、今や經濟的に發達せる諸國に在つては、勞働の雇傭關係や勞働條件やに關しては、社會は社會一般の利益より之れを見て法的制限を加ふるを敢てすることとなり、中世時代に於けると其の主旨は大いに異なる乍ら、公權力を以て之れに制限を加ふ

ると云ふことに於ては、再び昔時の干渉主義に立歸ることゝなつたのである。

此の法的干渉は、當初近世の労働組織に伴ふ弊害が、主として新興の工場工業に於て表はれ、又鑛山業に於て表はれたる爲めに、既述の如く主として此の兩者に對して行はるゝことゝなつた。即ち工場法及び鑛業法なるもの之れである。然し現今に至つては、労働に對する法的保護の必要は決して獨り工場や鑛山に於ける労働に止まらず、手工業や家内工業、商業、交通業等に於ても等しく其の必要あるが爲めに、此等に對しても其の保護の手を漸次に伸ばし行かんとするに至つた。而して労働に對する法的保護が主として工場労働や鑛山労働に於て行はれたる所以のものは、一には又此等に在つては多數労働者が一所に集められ、事業が集中せられたるが爲めに、之に對する制理の容易に行はれ得べきに反して、家内工業や手工業や小商業の如きに在つては、事業が分散的で小規模労働たるが爲めに、之れに對する統制の行はれ難きにも因る次第である。尙又一つには大規模工

業に於ては、労働保護の爲めに命せらるゝ制限や施設に對して、よく之れに堪へ得るだけの力があるけれど、弱貧なる小規模事業に在つては、能く之れに堪へる力なく、強て之に従はしめらるゝに於ては事業は立行き難きに至るを免れ難かつたことも、此等小規模なる事業に對して、法的制限が除外的に寛恕せられたる理由を爲した。

斯くの如く今や廣く雇傭労働に對して行はれんとする法的保護は、其の目的とする所固より現時の労働組織に伴ふ諸多の弊害を除去せんとするに在るが、さればとて決して企業家に對して労働者の地位を助け、兩者の對抗關係に於て、前者に對して後者を助勢し、以て労働者の抗爭力を強からしめんとする性質のものではない。元來が勞資の間に於ける平和的調和を保ち、經濟一般の圓滿なる發達を爲さしめんことを以て、其の本旨とするのだから、労働者を保護すると同時に、又雇主の利害をも顧慮するを怠らざらんと努むる。此點が兎角社會主義的見地に立つ人々より慊らすとせられ、此の爲めに態度が何時も妥協的で畢竟其の効果は不徹底な中途半端な